

第3回臨時会

令和4年5月19日開会

令和4年5月19日閉会

第4回定例会

令和4年6月6日開会

令和4年6月20日閉会

第5回臨時会

令和4年7月15日開会

令和4年7月15日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

— 目 次 —

◎第3回臨時会

○5月19日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第32号から議案第37号までの6議案一括上程	4
日程第4	質疑	10
日程第5	討論・採決	16

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和4年第3回臨時会 (5月)	議案第32号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例の一部を改正する条例）	原案承認	5月19日
〃	議案第33号	専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	原案承認	5月19日
〃	議案第34号	専決処分した事件の報告及び承認について（令和3年度三股町一般会計補正予算（第14号））	原案承認	5月19日
〃	議案第35号	専決処分した事件の報告及び承認について（令和3年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））	原案承認	5月19日
〃	議案第36号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案採決	5月19日
〃	議案第37号	工事請負契約の締結について（令和4年度三股小学校管理教室棟外壁改修工事）	原案採決	5月19日

◎第4回定例会

○6月6日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	23
日程第2	会期決定の件について	23
日程第3	議案第38号から議案第47号までの10議案、報告5件一括上程	24

追加日程第1 重久議長に対する懲罰動議	31
○6月8日(第2号)	
日程第1 重久議長に対する懲罰動議	36
○6月9日(第3号)	
日程第1 一般質問	42
9番 指宿 秋廣君	42
1番 田中 光子君	64
10番 上西 祐子君	76
4番 楠原 更三君	88
○6月10日(第4号)	
日程第1 一般質問	108
5番 福田 新一君	108
2番 堀内 和義君	132
3番 新坂 哲雄君	145
8番 内村 立吉君	158
7番 堀内 義郎君	171
○6月13日(第5号)	
日程第1 総括質疑	184
日程第2 常任委員会付託	185
日程第3 質疑(議案第46号及び第47号の2議案)	185
日程第4 討論・採決(議案第46号及び第47号の2議案)	187
○6月20日(第6号)	
日程第1 常任委員長報告	190
日程第2 質疑(議案第38号から第43号までの6議案)	193
日程第3 討論・採決(議案第38号から第43号までの6議案)	193
日程第4 質疑(議案第44号及び第45号の2議案)	196
日程第5 討論・採決(議案第44号及び第45号の2議案)	196

日程第6	閉会中における広報編集常任委員会の活動について	197
日程第7	閉会中における議会運営委員会の活動について	197
日程第8	閉会中における議会正常化調査特別委員会の活動について	197
日程第9	議会正常化調査特別委員会の経過報告について	198
日程第10	議員派遣について	199

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和4年第4回定例会 (6月)	議案第38号	専決処分した事件の報告及び承認について(令和4年度三股町一般会計補正予算(第1号))	原案承認	6月20日
〃	議案第39号	三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案決	6月20日
〃	議案第40号	令和4年度三股町一般会計補正予算(第2号)	原案決	6月20日
〃	議案第41号	令和4年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案決	6月20日
〃	議案第42号	令和4年度三股町介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案決	6月20日
〃	議案第43号	令和4年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案決	6月20日
〃	議案第44号	財産の取得について(防災行政無線更新機器購入)	原案決	6月20日
〃	議案第45号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案意	6月20日
〃	議案第46号	教育委員会教育委員の任命について	原案意	6月13日
〃	議案第47号	教育委員会教育長の任命について	原案意	6月13日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和4年第4回定例会 (6月)	報告第4号	令和3年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について		
〃	報告第5号	令和3年度三股町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について		
〃	報告第6号	令和3年度三股町公共下水道事業特別会計継続費逐次繰越計算書の報告について		
〃	報告第7号	三股町土地開発公社の令和4年度事業計画及び予算		
〃	報告第8号	三股町土地開発公社の令和3年度事業決算の報告について		

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	指宿 秋廣	1 役場の事業量増加対策について	① 規則等で国や県から示されている人員の管理状況はどうなっているか。(課・係別) ② その管理状況の採用種別はどうなっているか。 ③ 療養休暇は、取得しやすい職場環境であるか。 (取得者数と過去の平均的な取得期間) (取得直後の職員の配置や対応) ④ 子供を産み育てるためや介護などの休暇は取得しやすい職場環境にあるか。 (育児の取得権利機関と平均的な取得数) ⑤ 今後、課の増設や職員採用計画や配置の改善計画はどうなっているか。	町長
		2 職場環境について	① 相談や苦情の現状はどうなっているか。 ② 相談の人員や設備の状況はどうなっているか。 ③ 苦情の人員や施設の状況はどうなっているか。	町長
		3 投票率向上の対策について	① 町長選挙と町議会選挙の広報について ② 記号式を今回の選挙で導入する考えはあるか。	選管
		4 五本松住宅跡地の考え方について	① 稼げる施設の進捗状況について ② 福祉関係施設の進捗状況について ③ 役場の老朽化があるが建て替えの時期や規模の考え方はどうなっているか。 ④ 五本松跡地は貴重なスペースであり、今後のために一度立ち止まり考え直すことは出来ないか。	町長

2	田中 光子	1 農業用排水路における安全管理の取組について	① 水路における転落事故等の現状と安全対策の取組状況は？ ② 危険箇所の確認や安全点検は行われているか？ ③ 事故防止のための事前対策は？ ④ 転落防止のため、蓋の設置は出来ないか？	町 長
		2 デマンド交通について	① くいまー利用実態調査結果は？ ② 利用しやすいサービスを提供していくことが必要だが、現在の状況は？ ③ どれぐらいの高齢者が日常の買い物や外出に不便を感じていると推計されるか？ ④ 柔軟性に優れた交通手段はどのように考えられているか？ ⑤ 持続可能な地域公共交通を実現するために、どのように考えられているか？ ⑥ デマンド交通を含めて、生活しやすいまちづくりの実現は？	町 長
		3 子どもの弱視について	① 3歳児検診の視覚検査はどのようなものか？ ② 弱視斜視の発見はどのように行われているのか？ ③ 厚労省から屈折検査の導入を促す方針があるが、本町はどのように考えられていますか？ ④ 屈折検査の機器導入は出来ないか？	町 長

3	上西 祐子	1 町職員体制整備に係る問題について	① 職員の長期療養者や早期退職者の状況について伺う。 ② 職員の育成について ・異動や採用について、どのような配慮や規定を持って進めているか。 ③ 専門職の採用について、適正な人員配置及び適正な専門職の採用等々、その採用計画、指針等について伺う。 ④ 専門性を生かす職務に配置されているか。 ⑤ 正規職員数と任用職員数（4月現在） ⑥ 4年3月退職者数と採用者数 ⑦ 2万5千人規模の自治体の公務員数	町 長
		2 コロナ禍における財源基盤に係る課題について	① 今後、国の財政を引き締めて来ることも予想されますが、どの様に町は見込まれているか、そしてどの様な対策を講じようと準備されているか伺う。	町 長
		3 中学校の教室不足について	① 少人数学級の実現に向けた取組みと、中学校生徒増による教室の不足に対しての具体的取組みの状況を伺う。	教育長

4	楠原 更三	1 文教三股について	<ul style="list-style-type: none"> ① まちづくりの中で文化財活用の優先度合いはどれ程か。 ② 民俗芸能の町指定文化財への動きはどのようになっているのか。 ③ 文化財「係」となってから1年経過したが、設置目的とその効果は。 ④ コロナ禍の中での梶山城跡整備事業の今年度予定 	町 長
			<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 「文教三股」をどのように捉えているのか。 ⑥ これまでの全国学力テストの結果をどのように受け止めているか。 ⑦ 学力向上に向けた基本的な考え（含、ICT活用・不登校対策） ⑧ 文化振興への取り組み構想 	教育長
		2 職員心得について	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員の心得10か条の実効性の成果は。 ② 接遇マナーの面で町民目線として目に見える変化は。 	町 長
5	福田 新一	1 農業の将来性について	<ul style="list-style-type: none"> ① 本町の問題点は何か。 ② 未耕作地の利用推進をどう考えるか。 ③ スマート農業の推進にどう参画するか。 	町 長
		2 企業誘致の態勢について	<ul style="list-style-type: none"> ① (株)九州コガネイ誘致の不成立の原因は何か。 ② 誘致強化に取られた新たな対策は何かあるか。 ③ 今後の見通しはどうか。 	町 長
		3 五本松大型プロジェクトの有意性について	<ul style="list-style-type: none"> ① 団地解体開始から今日までの経緯はどうなっているか。 ② これまでの計画に消費した経費はいくらになるのか。 ③ 今後の計画はどうなるのか。(建設規模等) 	町 長

6	堀内 和義	1 旭ヶ丘運動公園の整備について	<ul style="list-style-type: none"> ① 公園区域内にある私有山林の購入計画は怎么样了っているのか。 ② アスレチック施設の安全確認は出来ているのか。 ③ アスレチック施設の増設計画はないのか。 ④ 野良猫の放置、対策はされているのか。 	町 長
		2 放課後児童クラブについて	<ul style="list-style-type: none"> ① 放課後児童クラブの現状、町営・民営施設数はいくらになるのか。 ② 民営施設の新設が相次いでいるが、町営施設の将来的な対応はどのように考えているのか。 ③ 待機児童の有無についての把握は出来ているのか。 ④ 高学年児童の受け入れは行っているのか。 	町 長
		3 通行の妨げになる壁木対策について	<ul style="list-style-type: none"> ① 道路にはみ出して通行の妨げになっている壁木の対策は出来ないか。 ② 空き家・高齢者宅の壁木剪定は出来ないか。 	町 長
7	新坂 哲雄	1 農地確保について	<ul style="list-style-type: none"> ① 中山間地域特例による農地取得面積要件50aの変更は出来ないか。 ② 今後、高齢者が増えて行き、農地の処分を考える人がいるので、その対策として要件緩和は出来ないか。 	町 長
		2 ブロックローテーションについて	① 水田の転作区域の畑耕作に水が来る苦情があるが、その解決策は。	町 長
		3 合併浄化槽について	<ul style="list-style-type: none"> ① 家族の減少により浄化槽の縮小は出来ないか。 ② 都城市の場合、補助金が出ていると聞くが、本町も補助金の検討は出来ないか。 	町 長
		4 空き家バンクについて	<ul style="list-style-type: none"> ① 空き家バンク登録の利点は。 ② 農地がある場合、解決策は怎么样了っているか。 	町 長

8	内村 立吉	1 公園長寿命化計画見直しについて	① 旭ヶ丘運動公園、上米公園の見直しを行い、適切な事業の実施を図ることについて伺う。 ② 事業費（旭ヶ丘運動公園、上米公園）の予算内訳について伺う。 ③ 委託業務内容について伺う。 ④ 上米公園の中央通路入口について伺う。	町 長
		2 通学路について	① 櫛田地区児童の三股小学校通学路について	町 長
		3 新型コロナについて	① 本町におけるワクチン接種状況について伺う。 ② ワクチン破棄、破棄予定について伺う。	町 長
		4 多面的機能支払交付金について	① 組織の状況（組織数、事業実績数）について伺う。 ② 三股町広域化協定について伺う。 ③ 今後の状況について伺う。	町 長

9	堀内 義郎	1 コロナ禍におけるマスク着用の在り方について	① 屋外で十分な距離があればマスクを外すことを認めているが、感染の高止まりや夏季の熱中症のリスクを踏まえ、本町としての対応や周知についてどう捉えているか。 ② 熱中症のリスクを踏まえ、児童・生徒の登下校時のマスク着用の必要性についての対応は。	町 長 教育長
		2 学校給食費について	① 相次ぐ原材料や燃料費の高騰に伴い、給食についての対応と値上げについてどう思われるか。 ② 自治体によってはふるさと納税の活用がなされているが、今後の取り組みについてどう思われるか。	町 長
		3 過疎対策奨励金制度について	① 宮村小学校校区について、令和5年度から対象外の予定と言う事であるが、地区住民に対するの説明と、児童数の現状は。 ② 将来を見据えての対応は取られるのか。	町 長
		4 猫や犬の虐待遺棄について	① 公園や空き地に、ネットに入れられた数匹の猫が捨てられており、虐待遺棄ではないかとの苦情があったが、取り締まりや啓発について周知徹底は出来ないか。	町 長

◎第5回臨時会

○7月15日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	205
日程第2	会期決定の件について	205
日程第3	議案第48号及び第49号一括上程	206
日程第4	質疑	212
日程第5	討論・採決	217

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和4年第5回臨時会 (7月)	議案第48号	令和4年度三股町一般会計補正予算 (第3号)	原案 可決	7月15日
〃	議案第49号	令和4年度三股町国民健康保険特別会 計補正予算(第2号)	原案 可決	7月15日

三股町告示第43号

令和4年第3回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年5月13日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和4年5月19日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 光子君

堀内 和義君

新坂 哲雄君

楠原 更三君

福田 新一君

池邊 美紀君

堀内 義郎君

内村 立吉君

指宿 秋廣君

上西 祐子君

重久 邦仁君

山中 則夫君

○応招しなかった議員

令和4年 第3回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和4年5月19日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和4年5月19日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第32号から議案第37号までの6議案一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第32号から議案第37号までの6議案一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

出席議員(11名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 田中 光子君 | 2番 堀内 和義君 |
| 3番 新坂 哲雄君 | 4番 楠原 更三君 |
| 5番 福田 新一君 | 6番 池邊 美紀君 |
| 7番 堀内 義郎君 | 9番 指宿 秋廣君 |
| 10番 上西 祐子君 | 11番 重久 邦仁君 |
| 12番 山中 則夫君 | |
-

欠席議員(1名)

- 8番 内村 立吉君
-

欠 員(なし)

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長補佐	山内 和広君
都市整備課長	井上 政和君	環境水道課長	木下 勝広君
ふるさと納税推進室	細田 高広君	教育課長	福永 朋宏君
会計課長	島田 美和君		

午前10時00分開会

○議長（重久 邦仁君） ただいまから、令和4年第3回三股町議会臨時会を開会します。
ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、田中議員、4番、楠原議員の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告申し上げます。去る5月13日に委員会を開催し、本日招集されました令和4年第3回三股町議会臨時会の会期日程等について協議をいたしました。今期、臨時会に提案されます議案は、専決処分した事件の報告及び承認について4件、条例の一部改正について1件、工事請負契約の締結について1件の計6件であります。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審

査をいたしました結果、本臨時会の会期は、本日1日限りとし、提案される6議案については、委員会の付託を省略し、全体審議で措置することに決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間とし、今回提案される6議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決しました。

日程第3. 議案第32号から議案第37号までの6議案一括上程

○議長（重久 邦仁君） 日程第3、議案第32号から議案第37号までの6議案を一括して議題といたします。ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。令和4年第3回三股町議会臨時会に上程いたしました議案についてその提案理由のご説明を申し上げます。

議案第32号から議案第35号までの4議案については、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、それぞれ専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

まず、議案第32号「三股町税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、第208回通常国会において可決され、令和4年3月31日に公布されたところであり、これに伴い、三股町税条例の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分したところであります。

今回の改正は、住宅ローン控除について、令和7年までに居住の用に供した者において、所得税で控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものであります。

固定資産税については、令和4年度に限り商業地等に関わる負担調整率の上昇率を2.5%とするものであります。

次に、議案第33号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げたものであります。

次に、議案第34号「令和3年度三股町一般会計補正予算（第14号）」について、ご説明申

し上げます。

本案は、年度末における各種事務事業の実績あるいは決定に基づき予算の調整を行ったものがあります。

歳入歳出予算の総額130億4,525万1,000円に歳入歳出それぞれ3億169万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億4,694万2,000円としたものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

町税は、実績及び実績見込みにより増減額補正したものであります。

地方譲与税、各種交付金及び地方交付税などは、交付決定による特別交付税2億1,371万1,000円などを増減額補正したものであります。

分担金及び負担金、使用料及び手数料は、実績により証紙収入などを増減額補正したものであります。

国庫支出金及び県支出金は、交付決定等により臨時特別給付金（住民税非課税世帯等）事業費補助金1,800万円及び感染症対策休業要請等協力金事業補助金2,654万9,000円などを増減額補正したものであります。

財産収入は、町有地売払収入などを増減額補正したものであります。

寄附金は、ふるさと納税の寄附金などを増減額補正したものであります。

町債は、実績により第5部消防団詰所整備事業などを減額補正したものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

各款及び各項においてそれぞれ各種事務事業の実績に基づき執行残、不用額を減額したものであります。

総務費は、会計年度任用職員報酬2,128万2,000円などを減額補正したものであります。

民生費は、社会福祉費の障がい者自立支援給付費2,484万1,000円、児童福祉費の子育て世帯生活支援特別給付金1,322万円などを減額補正したものであります。

衛生費は、保健衛生費の予防接種委託料ほか1,895万1,000円、浄化槽設置整備事業補助金1,389万8,000円などを減額補正し、母子衛生費国庫補助金返還金56万1,000円を増額補正したものであります。

農業費は、多面的機能支払い交付金199万6,000円などを減額補正したものであります。

商工費は、第5期まん延防止三股町時間短縮要請協力金1,514万1,000円などを減額補正し、県プレミアム付商品券換金業務委託料66万3,000円などを増額補正したものであります。

土木費は、島津紅茶園切寄線道路整備事業ほか529万4,000円などを減額補正したものであります。

であります。

消防費は、第5地区防災拠点施設新築工事421万9,000円などを減額補正したものであります。

教育費は、中学校部活動補助金247万9,000円などを減額補正したものであります。

諸支出金は、寄附金の実績見込によるふるさと未来基金積立金303万2,000円などを減額補正し、今回の歳入歳出予算で見込まれる収支額の余剰分について、公共施設等整備基金及びふるさと振興人材育成基金などを増額補正し基金の確保を図ったものであります。

予備費は、収支の調整額578万7,000円を増額補正したものであります。

次に、第2表繰越明許費補正については、子育て世帯等臨時特別支援事業ほか3件を追加し、第4弾みまたん応援プレミアム付き商品券事業については、金額を変更したものであります。

次に、第3表地方債補正については、実績により限度額を変更したものであります。

次に、議案第35号「令和3年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

歳入歳出予算の総額29億8,116万6,000円に歳入歳出それぞれ1,084万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,201万2,000円としたものであります。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税、諸収入を増額補正し、県支出金を減額補正したものであります。

歳出の主なものとしましては、保険給付費、保健事業費を減額補正し、予備費を増額補正したものであります。

議案第36号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、令和3年人事院勧告のあったボーナス（期末手当）引き下げ改定について、令和3年12月期末手当引下げ相当額、0.15月分について令和4年6月1日を基準日として、令和4年6月期末手当で調整する勧告であります。本町におきましては、長期化しているコロナ禍において、突発的な諸施策の業務に従事し協力している全職員に対する勤労意欲の維持、並びに引下げによる消費意欲の低下が与える地域経済への影響を鑑み、令和3年12月期末手当引下げ相当額を遡及せず、一般職の職員に関する令和4年6月期、12月の期末手当をそれぞれ0.075月分引下げを基準として、関連する条例の一部を改正するものであります。

議案第37号「工事請負契約の締結について（令和4年度三股小学校管理教室棟外壁改修工

事)」についてご説明申し上げます。

本案の令和4年度三股小学校管理教室棟外壁改修工事につきましては、工事の工期、並びに工事過程における騒音対策と児童の安全性に配慮し、主要な工事を夏休み期間中に終えるために5月下旬に工事に着手したく臨時議会に付するものであります。

去る5月12日に条件付一般競争入札を実施し、入札の結果、有限会社国分建設が4,815万8,000円で落札したところです。

本契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、6議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（重久 邦仁君） ここで、補足説明があれば許します。町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 議案第33号の「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についての補足説明をいたします。

お手元に配付してあります資料で、右肩に町民保健課と記載のある1枚紙の資料を御覧ください。本日机の上に配付してあります。

1、改正の趣旨、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるものです。

2、改正の内容です。国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税額限度額について、下記の表のとおり改正します。

表を御覧ください。

まず、基礎課税額ですが、限度額引上げ前は63万円でした。これを限度額引き上げを65万円に改正します。増加額が2万円となります。

次の後期高齢者支援金等課税額ですが、19万円を20万円に引き上げますので、1万円の増加となります。

次の介護納付金課税額につきましては変更はありませんので、17万円から17万円となって変更ありません。

合計限度額引上げ前が99万円ですが、引上げ後は102万円、3万円の増加となります。

3、条例改正による影響です。まず、基礎課税額が限度額は65万円となることで52世帯に影響があります。影響額としましては104万円です。後期高齢者支援金等課税額につきましては、限度額が20万円となる世帯ですが90世帯、影響額としましては87万2,000円となります。

4の施行期日ですが、令和4年4月1日となります。

以上、補足説明を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 総務課から、3議案につきまして補足説明をさせていただきたいと思えます。

まず、議案第34号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和3年度三股町一般会計補正予算（第14号）」の歳入の中におきまして、財産収入、町有地売払い収入について補足させていただきたいと思えます。

補正予算書の26ページ、27ページを御覧ください。

町有地売払い収入の455万2,000円の増額につきましては、旧社会福祉協議会跡地売却以降の2件の町有地売却435万円と4件の法定外公共物売却20万2,000円の計455万2,000円によるものでございます。

町有地売却の内訳としましては、1件目、旧勝岡住宅北側町有地でございます。予定価格184万円に対しまして、落札価格は185万円で、個人が落札しております。

2つ目は、旧蓼池団地でございます。予定価格156万円に対しまして、落札価格は250万円で、法人が落札したものでございます。

次に、議案第36号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について補足させていただきたいと思えます。

まず、本日の臨時議会に付した理由でございますけれども、令和3年8月10日の人事院勧告、令和4年2月1日の閣議決定及び令和4年4月6日の国会議決がなされたことによりまして、期末手当の支給基準日、6月1日より前の交付が必要であることによるものでございます。

次に、改正の内容につきましては、本日お渡ししております別紙の資料にて説明をさせていただきたいと思えます。右肩のほうに総務課の資料ということでありますので、そちらの資料を御覧ください。

まず、給与勧告のポイントをご説明申し上げます。

第1に、月齢給でございますけれども、人事院の調査による民間給与等の格差は極めて小さいことにより、月齢給の改定を実施しないということでございます。

第2に、ボーナスについてでございますが、人事院の調査による民間の支給割合が4.32月に対し、公務の現行4.45月との均衡を図るため、期末手当の月数に0.15月分の引下げを反映させ、4.3月分とするものでございます。昨年12月期末手当引下げ相当額0.15月分を令和4年6月期末手当で調整する内容でございます。

次に、本町の給与等改定の考え方をご説明申し上げます。令和4年6月1日を基準日として施

行するに当たり、勧告にある令和3年12月期末手当引下げ相当額を遡及せず、6月、12月の期末手当をそれぞれ0.075月分引き下げて、計0.15月分の引下げを行うものでございます。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の中の条例等の等についてでございますけれども、これは、議案の第1条から第3条を示すものでございます。

まず、第1条の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正におきまして、一般職員の6月期、12月期のそれぞれの期末手当の支給月数、引下げ分の0.15月分を0.075月に案分し、1.2月分とするもので、6月期、12月期のボーナスの支給総月数を4.3月とするものでございます。

再任用職員の期末手当は、0.1月分の引下げ勧告により、0.05月に案分し、支給総月数を1.35月とするものでございます。

会計年度任用職員につきましては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第21条において、一般職の職員の給与に関する条例第18条を準用することから、同様の措置を講ずるものでございます。

次に、第2条の町長等の給与に関する条例等の一部を改正における町長等の期末手当及び第3条の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正における議会議員の期末手当においては、第1条の改正により、6月期、12月期のそれぞれの支給月数1.675月を0.075月引き下げて1.6月とし、支給総月数を3.35月から3.2月とするものでございます。

最後に、今回の改定による影響額についてでございますけれども、特別会計を含む一般職員が896万円、会計年度任用職員が386万円、町3役が33万8,000円、議会議員が51万5,000円の計1,341万円が減額となる見込みでございます。

次に、議案第37号「工事請負契約の締結について」補足させていただきたいと思っております。本案の三股小学校管理教室等外壁改修工事につきましては、去る5月12日に条件付一般競争入札を実施し、予定価格5,000万以上の工事について落札者と工事請負契約を締結するために議会の議決を求めるものでございます。

入札参加条件としましては、三股町内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち、本店を有するものであること、三股町が格付する建築一式事業所の中で格付がAランクに格付されていること等を付したところでございます。入札には5社が参加し、その結果、予定価格5,437万3,000円に対し、落札価格4,815万8,000円、落札率88.56%で、有限会社国分建設が落札したところでございます。

なお、入札状況において無効となった3社につきましては、最低制限の入札価格4,371万

1,819円を下回ったことによるものでございます。

工期は、令和4年1月16日までとしているところでございます。

以上、3議案について補足させていただきました。

○議長（重久 邦仁君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 議案第37号「工事請負契約の締結について」につきまして、教育課からも補足説明申し上げます。

本工事の対象となる三股小学校管理教室棟は、昭和34年に建設した棟であり、平成2年度、3年度の大規模改修後30年が経過し、屋上、外壁の老朽化が進んでいることから、外壁改修工事を施工するものであります。

本日配付しました説明資料、概略工事、工程表を御覧いただきたいと思います。

左側業務区分欄に、黄色塗りで屋上改修と外壁劣化部改修があります。この改修では、ドリルでのせん孔作業やはつり作業により、騒音が発生することから、児童の授業や学校生活における騒音対策と安全対策のため、この作業を夏休み期間に終える工期となるよう早期に着手しようとするものであります。

以上、補足をいたします。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第4. 質疑

○議長（重久 邦仁君） 日程第4、質疑を行います。

議案第32号から第37号までの6議案を一括して質疑を行います。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いいたします。なお、質疑は、会議規則により、臨時会では、同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力方よろしく申し上げます。質疑はありませんか。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 1つは要望、1つは質問させていただきたいと思います。まず要望は、専決第7号、一般会計補正予算のほうですが、34号の土地の売払い収入、前も社会福祉協議会があったところでもめたわけですけども、私はもめたと思っているんですが、やっぱり、地図がつけてあってもらえると、要するに、勝岡住宅と言われても勝岡住宅のどの部分なのかというのはぴんと来ないんですよ。蓼池住宅、確かにあそこだったな。全てなのか一部なのかもよくわからないということであると、やっぱり大切な町の土地を売るわけですから、そのときには地権者が有したわけですよ。それをいろんな協力をもらって、買収して、売るときにはただの言葉1つというのじゃ、やっぱり議会に対する説明としては、やはり地図、図面だけは、そんなに

大した図面じゃなくてもいいので、例えば、勝岡住宅であれば勝岡住宅の平面図にこの部分ですよとか、全てですよとか、勝岡住宅でいうと、184万円が185万ですか、そうすると、何平米でどうなったのか、そこら辺がよく私にはわからないということを申し添えて、要望として、それよりも後であれば状差しにでも入れてもらえるし、以後は、やっぱり見取り図なのか、図面なのか、やっぱり大切な財産ということである、白尾総務課長のところで十分だと思いますので、売るのかな、そういうことを言っているのではなくて、要望として、ちゃんとした審議をするところですから、お願いをしたいと思っています。

それから、これ質問ですが、最後の議案は、三股小学校の管理ですけども、議案第37号ですか、まず聞きたいのは、この無効になった3社は、要するに最低価格を決めたよりももっと下で来ましたよって、だから無効ですよ。ということは、何が原因なのかというのは、だから議会運営委員会でも丁寧な説明をお願いしますというふうに質問せんでもいいよというふうに言ったつもりです。何が原因なのか、要するに、見積もりが甘かったのか、いや、国からこういうことが来て、結果無効という形になりましたとか、そこは最低制限価格は高過ぎたから無効になったとか、いろんなことが想定ができますよね。無効という意味ですから、予定価格よりもその下できたということですから。もっと安くやりますよというところを、おまえ安過ぎるからやらんよって言っているわけなんで、だから、やっぱり税金を執行するとすれば、それ無効というのはやっぱり何が原因やったのかというのは、その入札をするサイドにおいてこういうことが考えられる、もしくはこういうことを気をつけなきゃいかん、何かあったんじゃないのかなというふうに思うんです。要するに、高過ぎたんであれば、資材の高騰でなかなかという、ありますけども、これについて質問いたします。何が考えられるんですか。

○議長（重久 邦仁君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） まず、町有地の売払いの件についてですけども、早急に対応して、後で配付を全議員にさせていただきたいと、地図と場所、あと面積と地図にしたものを配付させていただきたいというふうに思っています。

次に質問事項でございますけれども、本当、おっしゃったとおり5社中3社が無効ということでした。これは、必ず入札をする際には、予定価格は、工事の場合、三股町の場合は公表いたします。それに対して最低制限価格というのを設けまして、その最低制限価格を下回ることになると、無効ということになります。なぜこの最低制限価格を設けるかということでございますけれども、一番は、工事等の質の維持、金額だけでしてもらおうと、それに比例して、質に影響があるということがありまして、これは全国統一です。最低制限価格を設けなさいということになっております。

この最低制限価格の設定の仕方なんですけども、これは、もう県のほうも公表していますが、大体

85%から予定価格の90%以内に設定しなさいという範囲内で私のほうで設定させていただきます。そういう設定をしているんですが、その中で大きく最低制限価格を設ける場合に、4つの項目が大きくあります。そのうちの一般管理費という項目がございますが、これにつきましては、国から県を通じまして、今年の4月1日から引き上げなさいという通知が来ております。それに伴いまして、前年度とすると、その部分が全体的に最低制限価格を引き上げたものというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 先ほど図面等とは言いましたけど、面積等はその中にありましたか。何平米で幾らというのはそこにあるんだろうと思いますので、お願いします。これ要望でしたから、あれば教えてくださいという意味です。

この建築の関係で言うと、要するに、国から一般管理費の引上げ等々の要請があった、もしくは通知があったということであったとすれば、やっぱり質問する前に、こういうことで不落と考えられますとかというのは言ってもらったほうがよかったのかなと。でないと、最低制限価格が設けるなとか設けろとか、そっちは執行部の考えですから、私たちがしゃべる問題ではないんですが、そんなに大きい金額ではない、差がぎりぎりというところもあります。そうすると、どうということかなというものもありますので、考えられるものについては、上のほうであれば説明しなくてもいいんですけど、下であれば、何が考えられるぐらひは分析した上で、質問に答えられるようにお願いをしておきたいと思います。先ほどののに返りますが、最初の勝岡住宅と蓼池住宅の面積だけでも教えてください。お願いします。

○議長（重久 邦仁君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 誠に申し訳ございません。手持ちに、面積を持ち合わせておりませんので、後で、一緒に場所と面積も付した資料を配らせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 議案第37号について、要望といたしますか質問したいと思いますが、今の議員の内容と非常に内容的に似ているんですが、この内容で三股小学校管理教室外壁改修工事となっているんですけど、それこそどの場所なのかさっきの説明の中で、たしか34年建設とかいう話も出たような気がしたんですけど、大体60何年前ですよ。自分も三股小学校卒業なんですけど、どの部分なのかなというのを想像したときに、この部分だよというのは、図とかあると非常にわかりやすいし、また工事が始まっての後の観察も行ってみたいと議員たち思うはずですので、その場所を示していただくうちゅうのは大事なことじゃないかなと思います。

○議長（重久 邦仁君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 三股小学校管理教室棟の外壁改修工事の場所などを知りたいということでございます。これについては、昨年度行いました設計業務の中で出ておる部分でございます。壁面及び屋上部分がひび割れであったり、剥離だったりの可能性などというところが出てきておりますので、ただ、ここですぐにお示しはできませんけども、担当課、建築技師のほうとも相談しながら、どのような形で出せるかを（発言する者あり）南校舎の場所、申しわけありませんでした。三股小学校は、2棟教室がございます。南校舎といいますと、正面入り口から入りまして、運動場側の建物になります。この全体を傷んでいるところを直そうとするものでございます。

○議長（重久 邦仁君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 運動場側のほうですよ。あとこの工事日程表でさっき説明があったとおり、黄色で着色されている部分が夏休みに当たるのでということの説明があったんですけど、あそこはたしか放課後児童クラブのあれも使っていますよね。あの辺は考慮されているんですか。

○議長（重久 邦仁君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） この工事の騒音、そしてはつり等による危険の影響の及ぶところというところで建物本体はかなりドリルせん孔等の騒音があるということであったんですが、ただ、たまたま放課後児童クラブにつきましては、別棟で行っておりまして、全く影響がないわけではございませんけども、事前の関係課との調整で、そこについては承諾をいただいておりますのでございます。

○議長（重久 邦仁君） 池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） 34号補正予算です。31ページの真ん中あたり、長田小方面OFCがちょっとわからなかったんでご説明をお願いします。

○議長（重久 邦仁君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） ただいまの補正予算、31ページの長田小方面OFC強化移設費用補償金ということで、38万2,000円を計上しております。これ、今回歳出のほうでもほぼ同額というのは計上しております。これの内訳につきましては、宮崎県都城土木事務所の事業になりますけども、県道33号線の道路拡幅に当たりまして、用地買収に当たって、電柱を移転する必要が出てまいったようでございます。それ、土木事務所のほうから九電のほうに依頼をかけて、移設をお願いしたところなんですけども、三股町の学校ICTの関係で、九電の線を利用して長田小まで電柱を渡らせていただいて、長田小までの線を引いているという点がありました。電柱移設に当たりまして、三股町も利用している部分ですので、三股町としてもある意味移設費用を

払わないといけないという部分が発生しております。これについては、県の事業が基になっておりますので、県のほうからそれ相当分をまた歳入として同額受入れということで、進んだ話でございます。

○議長（重久 邦仁君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） ちょっと補足をいたします。今、教育課長が九電の線と申しましたけれども、これはG I G Aスクール構想に伴って、町が独自に光ファイバーを敷設いたしまして、その線が九電の電柱を使って長田小学校まで行っているということで、その電柱の移設に伴ってこういうのが出てきたということでございます。

○議長（重久 邦仁君） よろしいですか。楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 同じく34号ですけども、27ページのところ、旧長田児童館土地建物貸付料とあります。これについては、ニュースにもなった件だと思うんですけども、この事業についての説明をお願いいたします。

○議長（重久 邦仁君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） この旧長田児童館の土地建物貸付料についてですけども、これにつきましては、蓼池に大宅さんという方なんですけども、こちらのほうが、長田の地域の方々と共同といいますか協賛しながらその施設について、多々キャンプとか、アウトドア関係の活動をされるということで、この児童館を買いたいという中で、貸付けとして許可をしているものでございます。

そういった形でよろしいですか。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 長田地区といいますと、ずっと過疎地域ということで、様々な過疎対策が行われてきたわけですけども、今キャンプとかいう言葉が出ましたけれども、これ、新しい魅力だと思うんですよ。そういうのをもうちょっと前面に押し出せるような形で、ほかにも波及効果が考えられんこともないと思うんですよ。これを、このままだったら13万で終わりということになりますけども、ほかにも貸し付けるような場所、そういう要望、そういうものはないんでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） この長田児童館を貸付け、大宅さんという方が企画されたのか、やはりその宿泊も含んだキャンプ施設と宿泊ですけども、どうしても大宅さんがイメージするそういった事業展開において、あるいは長田、この場所が非常にふさわしいということで、大宅さんのほうからそういったお願い、利用させていただけないかというふうな要望があったというとかに財産処分検討委員会と数回検討させていただいて、貸付けを決定したところでございますけれ

ども、その背景には、やはり長田自治公民館、各自治公民館の方々も、こういった事業展開されるのか、また、地域にこういった影響等があるのか、そういったものも地域の方々とも話し合いをさせていただいて、地域の方々も、その事業計画については十分理解された上でされているということで、単なる大宅さんが個人の考えであそこを借りているわけではないと。地域の方々も非常に地域の活性化につながるという点において、賛同されて協賛もしているというような状況でございます。

そのほかの町のいろんな普通財産による施設等もございますが、それによっては、こちらからこういった利用というよりも、やはりそういった方々のイメージというか考え方があってから、その相談があったときには、その相談に応じた対応を考えていきたいというふうに思っております。

今、町長のほうからあったんですが、実は、第一幼稚園さんのほうからも、あそこの近くの栗原元団地があると、土地があるんですけども、こちらのほうを放課後児童クラブ、こちらの拡張に伴いまして、その用地を貸していただけないかというご相談がございました。これにつきましても、財産処分検討委員会のほうで検討しまして、目的というところ、町としても行政としても支援しなければいけない部分もございますので、結果的には、その栗原団地の跡地を第一幼稚園さんに貸し付けるということで、これにつきましては、今年の4月からということで今契約を結んだところでございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 関連ですけども、もう1点です。児童館のトイレがドボンだったと思うんですよ。これは町のほうで改修した上で貸付けでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） これは、もともと児童館の機能という点におきましては、福祉課、こっちの管理、財産ということであったんですけども、今回そういった目的の利用申請があったということで、一旦普通財産にした上でさせていただいておりますが、ただ、そういった施設の補改修につきましては、契約上本人が負担していただくということで全て改修費用につきましては、本人が負担されておまして、今ちょっとトイレのほうも改修、本人がされております、既に。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

日程第5. 討論・採決

○議長（重久 邦仁君） 日程第5、討論・採決を行います。議案第32号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例の一部を改正する条例）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第32号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、原案のとおり承認されました。

議案第33号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第33号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、原案のとおり承認されました。

議案第34号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和3年度三股町一般会計補正予算（第14号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第34号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、原案のとおり承認されました。

議案第35号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和3年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第35号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、原案のとおり承認されました。

議案第36号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第36号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

議案第37号「工事請負契約の締結について（令和4年度三股小学校管理教室棟外壁改修工

事)」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第37号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時02分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前11時08分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

.....
○議長（重久 邦仁君） それでは、以上で令和4年第3回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時08分閉会
.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 重久 邦仁

署名議員 田中 光子

署名議員 楠原 更三

三股町告示第49号

令和4年第4回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年5月31日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和4年6月6日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	上西 祐子君
重久 邦仁君	山中 則夫君

○6月8日に応招した議員

○6月9日に応招した議員

○6月10日に応招した議員

○6月13日に応招した議員

○6月20日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和4年6月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第38号から議案第47号までの10議案、報告5件一括上程
追加日程第1 重久議長に対する懲罰動議
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第38号から議案第47号までの10議案、報告5件一括上程
追加日程第1 重久議長に対する懲罰動議
-

出席議員(11名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	石崎 敬三君
教育長	-----	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長	-----	白尾 知之君
企画商工課長	-----	山田 正人君	税務財政課長	-----	黒木 孝幸君
町民保健課長	-----	齊藤 美和君	福祉課長	-----	渡具知 実君
高齢者支援課長	-----	下沖 祐二君	農業振興課長	-----	上原 雅彦君
都市整備課長	-----	井上 政和君	環境水道課長	-----	木下 勝広君
ふるさと納税推進室	-----	細田 高広君	教育課長	-----	福永 朋宏君
会計課長	-----	島田 美和君			

午前10時00分開会

○議長（重久 邦仁君） ただいまから、令和4年第4回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番、堀内和義議員、5番、福田議員の2人を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議結果について、ご報告いたします。

去る5月31日、議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和4年第4回三股町議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

今期、定例会に提案されます議案は、専決処分した事件の報告及び承認について1件、条例の改正1件、令和4年度補正予算4件、財産の取得1件、人事案件3件の計10件と、このほか報

告5件であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本定例会の会期は、本日から、6月20日までの15日間とすることに決定しました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

なお、本定例会に提案される議案のうち、議案第44号から第47号の財産の取得1件、人事案件の3件については、委員会付託を省略し、議案第44号と第45号については最終日に、議案第46号と第47号については、6月13日の総括質疑の日に全体審議で措置することに決定しました。

また、本定例会の一般質問において、新型コロナウイルス感染防止の観点から、質疑答弁の時間を合わせて60分間とすることへの協力をお願いいたします。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月20日までの15日間とすることとし、今回提案される議案のうち、議案第44号から第47号の財産の取得1件、人事案件3件については、委員会付託を省略し、議案第44号と第45号については最終日に、議案第46号と第47号については、6月13日の総括質疑の日に、全体審議で措置することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3. 議案第38号から議案第47号までの10議案、報告5件一括上程

○議長（重久 邦仁君） 日程第3、議案第38号から議案第47号までの10議案、報告5件を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

令和4年第4回三股町議会定例会に上程いたしました、各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第38号「令和4年度三股町一般会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、臨時特別給付金（住民税非課税世帯等）及び子育て世帯生活支援特別給付金について、所要の補正措置を行うため、去る5月24日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、

専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

歳入歳出予算の総額113億4,000万円に歳入歳出それぞれ5,321万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億9,321万円としたものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、臨時特別給付金（住民税非課税世帯等）事業費補助金3,000万円、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金1,980万円などを増額補正したものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

民生費は、臨時特別給付金（住民税非課税世帯等）3,000万円、子育て世帯生活支援特別給付金1,980万円、各事業に伴う事務費を増額補正したものであります。

予備費は、収支の調整額を補正したものであります。

次に、議案第39号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、町立図書館の資料複写手数料について、県内公共図書館の状況に合わせ改正するものであります。

また、庁舎玄関ロビーに設置しました「マルチコピー機（多機能端末）」のコピー機能使用料についても、利用者の便宜を図るためコンビニエンスストアと同等の価格まで引き下げるものであります。

次に、議案第40号「令和4年度三股町一般会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告及び人事異動に伴う給与費や緊急な対応を要する事業等について、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額113億9,321万円に歳入歳出それぞれ9,921万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億9,242万4,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金2,191万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金192万5,000円などを増減額補正するものであります。

県支出金は、新規就農者経営発展支援事業補助金690万8,000円などを増額補正するものであります。

繰入金は、事業費の増減によりふるさと未来基金繰入金2,160万7,000円などを増減額

補正するものであります。

繰越金は、前年度決算見込みに伴う剰余金の一部8,181万円を増額補正するものであります。

諸収入は、コミュニティ助成事業補助金240万円などを増額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、昨年度の人事院勧告に伴う期末手当及び本年4月の人事異動に伴う款項目間及び会計間の組み替えによる人件費の増減等を補正するものであります。

総務費は、町長及び町議会議員選挙費1,099万7,000円などを増額補正し、三股駅バリアフリー化事業費負担金2,233万3,000円を減額補正するものであります。

民生費は、臨時特別給付金（住民税非課税世帯等）事業費補助金返還金5,280万円などを増額補正するものであります。

衛生費は、コロナウイルスワクチン個別接種業務委託料2,191万6,000円などを増額補正するものであります。

農業費は、新規就農者経営発展支援事業補助金690万8,000円などを増額補正するものであります。

教育費は、三股中学校プレハブ校舎賃借料366万2,000円、コミュニティ助成事業補助金240万円などを増減額補正するものであります。

「第2表 債務負担行為補正」については、三股中学校プレハブ校舎整備事業を追加するものであります。

次に、議案第41号「令和4年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額29億9,684万3,000円に歳入歳出それぞれ169万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,853万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、県補助金及び一般会計繰入金を増額補正するものであります。歳出につきましては、4月の人事異動に伴う人件費及び保険給付費を増額補正するものであります。

次に、議案第42号「令和4年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額22億6,897万5,000円に、歳入歳出それぞれ259万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,157万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金及び繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、人事異動に伴う人件費の増減額補正及び、支払基金過年度分返戻金を増額補正するものであります。

次に、議案第43号「令和4年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,822万6,000円に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,902万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正するもので、歳出につきましては、工事請負額を増額補正するものであります。

次に、議案第44号「財産の取得について（防災行政無線更新機器購入）」についてご説明申し上げます。

本案は、現行の防災行政無線設備が8年経年し、関連機器のメーカー保守サポートの終了時期を迎えることから、防災行政無線処理部パソコンや遠隔制御装置等を更新するとともに、放送内容をウェブ上に文字で表示する情報配信システム連携機能を追加するものであります。事業の実施に当たりましては、随意契約によりPIテクノ株式会社から3,733万4,000円で取得しようとするものであります。事業の内訳として機器の取得に当たる部分が1,300万円程度あることから、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第45号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

ご承知のように固定資産評価審査委員会の委員は、固定資産課税台帳に登録された事項に関する納税者の不服を審査決定する職務であり、町税の納税義務がある者または学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て選任することとなっております。

このたび、固定資産評価審査委員会委員である山下勉氏が、令和4年6月30日をもって、任期4年の満了となるところであり、引き続き固定資産評価審査委員会委員の最適任者として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第46号「教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

教育委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者の選任が望ましく、また、委員の年齢、性別、職業等に偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人）である者が含まれるようにしなければならぬとされております。

現委員の中村俊郎氏が任期満了になり、令和4年6月14日付で退任されます。氏の4年間にわたります本町の教育振興に対する情熱と、ご貢献に対し、深甚なる感謝と敬意を表する次第であります。

ないものをするとき」また「競争入札に付することが不利と認められるとき」、それと、三股町財務規則第145条第1項第1号の「契約の目的又は性質により契約者が特定されるとき」に該当することから、今回P Iテクノ株式会社から随意契約により取得しようとするものでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 動議。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） それでは、動議を提出をいたします。

重久議員に対する懲罰動議。

議員は、議会という合議体の一員ですので、議員は関係法令や規定に従うことはもちろんのことながら、議員としての品位に基づいて、発言、行動することが求められます。

重久議長は、令和4年2月21日の第16回議会正常化調査特別委員会で、議長の任期4年の事項以外の全ての条例、規則及び申し合わせは遵守すると発言しています。

三股町議会運営に関する申し合わせの中に、議長の権限、対外的には、議長は代表権を有する。これは、意見書提出や長に対する議決の報告など、対外的な意思表示をする公文書を議長名において発することにより、法的効果を生じるものである。議会の意思決定に反する発言や行動を行ってはならない。また、議会の意思決定がないのにもかかわらず、自らの意見や要望等を議会の意見とした上で、発言や行動を行ってはならないとあります。

しかし、関係法令に反した言動、また、議員としての品位に欠く言動を行っており、昨年5月の臨時議会から今年の3月定例議会にかけて、2度の議長不信任案が全会一致で可決されています。可決されていますが、現在まで、この不信任案に対して、重久議員は何らの対応も見せていません。その上、3月定例議会以降に発生した問題について、議員11名の連署による解決要求に対しても、指定された期日までに誠実な対応を見られず、書面による回答を申し入れたにもかかわらず、本日まで届いていません。

このことは、議長の職権を乱用し、ほかの11名議員全員の権利を踏みにじるもので、大変重大なことです。このままの状態を放置しておくことは、議会の秩序保持と品位保持のため、認められた内部的規律作用を無効とすることにつながり、今後の正常な議会運営を期待することができません。よって、重久議長に対し、懲罰動議を提出いたします。

もう1本です。

懲罰動議、3月定例議会、継続審査になっている音声データを無断複製し、第三者にその音声を聞かしている事案について、懲罰の重大な事象がありましたので、3月の定例議会の懲罰動議

と併せて懲罰動議とします。

5月10日の全員協議会で、音声を録音してほしいとの申出を、全員協議会の座長である重久議長は許可しませんでした。このことは、3月議会の動議提出の中で申し上げた第三者に聞かせることや、都合のいい部分だけを切り取ることがあるかもしれないとの、最高裁判所の録音をさせないことを認める、最高裁判所の録音をさせないことを認める判決の重大性を自ら認めたことになり、このことだけでも十分に懲罰に値することを証明しています。

したがって、三股町議会会議規則第109条第3項の規定により提出しますが、一連の事案で反省の言葉も態度もなく、自らの言葉どおり、「この責任は自分にある。議会事務局職員は責めないでくれ」の言葉どおり、重い懲罰を求めます。

以上です。（「連名で2名書いていますので、よろしくをお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（重久 邦仁君） 暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時29分再開

○議長（重久 邦仁君） 再開いたします。

これより直ちに議会運営委員会を開催いたしたいと思います。

暫時休憩。

午前10時29分休憩

[議会運営委員会]

午前10時51分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、議会運営委員長より報告をお願いいたします。議会運営委員長。

[議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇]

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

先ほど委員会を開き、指宿議員ほか1人より提出されました動議について協議をいたしました。地方自治法135条第2項及び会議規則109条第1項の条件を満たすため、成立していることを確認いたしました。

なお、重久議長は当事者であるため、議題の宣告を行った後、議場から退席することとし、議長席を楠原副議長と交代することを決定いたしました。

なお、議長席を楠原副議長に交代した後に、重久議長に弁明の機会を設けます。

以上、報告いたします。

○議長（重久 邦仁君） お諮りします。議会運営委員長の報告のとおり、このたび提出されました懲罰動議は成立し、議長である私は当事者であるため、議題の宣告を行った後に退席することとし、議長席を副議長と交代することで措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。よって、このたび提出されました懲罰動議は成立し、議長である私は当事者であるため、議題の宣告を行った後に退席することとし、議長席を副議長と交代することで措置することに決しました。

それでは、指宿議員ほか1人から地方自治法第135条第2項及び会議規則109条第1項の規定によって、懲罰動議が提出されましたが、この懲罰動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることについて採決いたします。

本動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（重久 邦仁君） 全会一致、起立多数であります。したがって、懲罰動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることは可決されました。

本件は、議長である私に対する懲罰動議であり、私の一身上の案件でありますので、議長席を副議長と交代いたします。

ここで暫時休憩します。

〔議長 重久 邦仁君 退場〕

午前10時55分休憩

午前11時13分再開

○副議長（楠原 更三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

追加日程第1. 重久議長に対する懲罰動議

○副議長（楠原 更三君） 重久議長から、本件について、一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りします。この申し出を許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。したがって、重久議長の一身上の弁明を許すこ

とに決定しました。

重久議長の入場を許可します。

〔議長 重久 邦仁君 入場〕

○副議長（楠原 更三君） それでは、重久議長に一身上の弁明を許します。重久議長。

○議長（重久 邦仁君） まず、懲罰動議の2つがされて、署名が2名と、指宿秋廣議員と山中則夫議員の2名で成立ということで、この文書に対し、弁明の機会を与えられましたので、まず、第1番目の動議の中に対して、申し合わせ事項に対し、第1番目に、私が議会事務局室にあるポストの移動を議長室のほうに移動させたことについて、議会全員に協議の場を持たなかったがということに対しての懲罰というのが第1点であろうかと思えます。

それについての私の弁明としては、このコロナ禍に対して、議会事務局の職員室にあるということに対して、コロナ及び長引くインフル、いや、いろんな2年余りに対する、コロナ禍に対する対策案の一つとして、職員も職員室に不定期に出入りされることに対しては、議長室のほうが、以前もありましたので、そちらのほうが職員に対しての感染及び防止になるのではないかなという一環で移動をいたしました。

また、次に2点目は、私的な文書というまでは行きませんが、いろいろ新聞等が議員の諸氏に配付されます。それについても、議会事務局では総務課のほうに書籍が、書類等が来た場合に、事務局のほうにも出されてくるので、それを選別のしようがないと、それはそうだなと思いました。これには、ある程度、こちらが望まない書籍等、要するに宗教関係の新聞等、それから政治色の強い配付のものが、新聞等が、郵便受けの中に配付されておりますので、その辺たいの選別が議会事務局の対応としてはできかねるかなというのが1点ありまして、以前も議長室のほうにそういう選別できないとか、そういうのも、一般のところにも目が触れておいても構わんのではないかなということで、議長室のほうに移動してもいいのではないかなと判断した次第であります。

結果にいたしましては、皆さんの合意を得てないと、いろいろ我々は事務局に置いてあっても何の支障もないということ等との全員協議会での話がありましたので、早速、現事務所のほうに戻したところで、現状は職員の部屋のほうに移動した次第であります。

2点目は、これも連盟で、2つの懲罰動議の2点目で、最高裁判所の録音をさせないことを認める判決の重大性を自ら認めたことになりということの前後のいきさつについての懲罰動議の案件ですが、これについては、最高裁の判例の元をもって、私に対しての懲罰でありますので、私もコメントの、今ぱっと出されて、これが事前に、議長、こうやって、懲罰の大変重いあれを出しますよと事前で書面でもありましたら、それなりの回答も用意したり、確かに私も至らん点の多い男でございますが、いろいろと皆さんの注意を伺いながら、三股町議会がよりよいものにな

るよう、また、皆さんの知恵を借りながら、一所懸命努力していく所存でありますので、この2つの動議提案に対しての私の弁明は、言葉足りませんが、そういうことで、私の弁明とさせていただきます。

終わります。

○副議長（楠原 更三君） 重久議長の退場を求めます。

重久議長。

○議長（重久 邦仁君） 3月議会の発生した、この書いてあります解決要求書面ですね、これに対して、回答による、回答申入れにもかかわらず、本日まで届いておりませんということに対しても、書面を直ちに皆さんに配付して、ご了解をいただければと思っております。

以上であります。

○副議長（楠原 更三君） 改めて、重久議長の退場を求めます。

〔議長 重久 邦仁君 退場〕

○副議長（楠原 更三君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

懲罰動議については、その提出とともに委員会条例第6条の規定により、懲罰特別委員会が設置されております。

また、会議規則第110条の規定により、委員会付託を省略して議決することができないこととなっております。よって、本動議を懲罰委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。したがって、本動議については、懲罰特別委員会に付託して審査することに決しました。

懲罰特別委員会の定数は、委員会条例第6条第2項の規定により6人となっております。

お諮りします。懲罰特別委員会は、申合せにより議会運営委員会が兼ねることになっております。

また、委員に欠員が生じた場合は、議員経験の長い議員から順次補充することになっております。よって、提案者である指宿議員と山中議員を除き、上西議員を補充した池邊議員、内村議員、新坂議員、堀内和義議員、田中議員、上西議員の6人を指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。したがって、懲罰特別委員には、池邊議員、内村議員、新坂議員、堀内和義議員、田中議員、上西議員の6人を選任することに決しました。

なお、懲罰特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会の正副委員長が兼ねるこ

とを報告いたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前11時25分休憩

〔全員協議会〕

午前11時27分再開

○副議長（楠原 更三君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

6月8日に、再度懲罰特別委員会の報告を兼ねて開きますので、ご了承ください。

----- . ----- . -----
○副議長（楠原 更三君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時27分散会

議事日程(第2号)

令和4年6月8日 午前10時00分開議

日程第1 重久議長に対する懲罰動議

本日の会議に付した事件

日程第1 重久議長に対する懲罰動議

出席議員(12名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君

高齢者支援課長 …………… 下沖 祐二君 農業振興課長 …………… 上原 雅彦君
都市整備課長 …………… 井上 政和君 環境水道課長 …………… 木下 勝広君
ふるさと納税推進室 ……… 細田 高広君 教育課長 …………… 福永 朋宏君
会計課長 …………… 島田 美和君

午前10時00分開議

○副議長（楠原 更三君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 重久議長に対する懲罰動議

○副議長（楠原 更三君） 日程第1、重久議長に対する懲罰動議を議題とします。

本件については、重久議長の一身上に関する事件ですので、地方自治法第117条の規定によって、重久議長に退席をしていただいているところです。

本件について、懲罰特別委員長の報告を求めます。懲罰特別委員長。

〔懲罰特別委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○懲罰特別委員長（池邊 美紀君） それでは、懲罰特別委員会の協議の結果について、ご報告いたします。

去る6月6日、7日の2日間にわたり懲罰特別委員会を開催し、重久議長に対する懲罰動議について、慎重に審査をいたしました。

まず、継続審査となっていた3月1日提出の緊急動議である、三股町議会正常化委員会での音声データを持ち出し、第三者に聞かせた件、それから、6月6日に提出された2件の動議であります。全て重久議長に対する件でありますので、内容を精査し、懲罰事案の整理を行い、その結果、2件に整理をいたしました。

まず、重久議長が、状差し、議員連絡用ポストを勝手に移動し、その件に関し議員11名の連署による解決要求に対しても、指定された期日までに誠実な対応は見られず、書面による回答を求めたものにもかかわらず、重久議長から何ら回答が届いていない件について、協議をいたしました。

最初に、この案件につきまして、懲罰事犯に当たるか否かについて協議したところ、委員から、状差しの勝手な移動については大した問題ではないが、その後の議員11名の連署による申出を無視するような行動は、連署した11名議員全員の権利を踏みにじるもので、重大なことであるなどと懲罰事犯として認めるべきとの意見がありました。

合議制の機関である議会において、本案件のようなことは許されることではなく、三股町議会基本条例の前文や第10条にも抵触していると考えられます。

しかしながら、この事犯を懲罰事犯の定義に当てはめていく中で、本件は本会議または委員会中の言動ではなく、また議会本会議や委員会の開催に大きな影響を与える事犯とも言えないことから、本案件は、懲罰事犯には当たらないものと決定いたしました。

次に、継続審議となっておりました、議会正常化特別委員会の音声データを無断複製し、第三者にその音声を聞かせた件について協議をいたしました。

最初に、この案件につきまして、懲罰事犯に当たるか否かについて協議したところ、委員から、今期定例会初日に提出された懲罰動議にあるように、5月10日の全員協議会において、他の議員からの音声を録音させてほしいとの申出を、重久議長は許可しなかったことから、会議録が作成される前に録音データが公開されるべきではないことを理解しながら、本案件のような行動を犯したことは重大であるなど、懲罰事犯として認めるべきとの意見がありました。

審議では、最高裁判決、平成16年11月18日の会議録作成前の録音データの公開は認めるべきではないという判決や、大阪地裁判決、平成28年7月14日の録音データ非開示妥当性の判決を参考にし、本件と照らし合わせたところ、さらに、三股町議会会議規則第102条では、議場への録音機の持込みを禁止しております。

これらは、会議録作成前に勝手に録音等がなされれば、会議における議員の発言等に心理的制限がかかり、率直な意見交換、意思決定の中立性が不当に損なわれることを防ぐ趣旨のものであります。

そうであるにもかかわらず、会議録作成前に録音データが公開されるということになると、会議規則での録音機の持込みを禁止した趣旨が没却され、今後の会議での率直な意見交換等に影響を与えるなど支障が生じると推察できます。

これらのことから、本案件については、懲罰事犯に当たるものと決定いたしました。

次に、科すべき懲罰について協議をしたところ、最高裁、平成16年11月18日、第一小法廷判決や、大阪地裁、平成28年7月14日判決にもあるように、会議録が作成される前の録音データを非開示にすることを認めていることや、三股町議会会議規則第66条に委員は自由に質疑し及び意見を述べることができると定めており、これを妨げるような言動は許されるものではないことを考慮いたしました。

それでは、懲罰結果を言い渡します。

重久議長に対し、地方自治法第135条第1項第3条及び三股町議会会議規則113条の規定により、13日間の出席停止の懲罰を科すことに全会一致で決定しました。

期間は、6月8日、本日から6月20日までの6月定例会終了日までといたします。

最後に、これは本件の審議とは直接関わりはありませんが、重久議長は議長という議会をまとめなければならない立場にありながら、これまでの言動は議会軽視と言える言動が多々あります。これは、3月以降に7回に及ぶ重久議長に対する緊急動議があり、しかも全て全会一致ということで明らかであります。

さらに、2度も議長不信任案が全会一致で可決されており、そのことに対する意見や謝罪などもなく、その重みを理解しているのかさえ疑問であります。このことを付け加え申し伝えます。

以上、懲罰特別委員会の報告を終わります。

○副議長（楠原 更三君） これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

本件に対する懲罰特別委員長の報告は、重久議長に本日から6月20日までの13日間の出席停止の懲罰を科すことです。本件は、懲罰特別委員長の報告のとおり、決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（楠原 更三君） 全会一致であります。よって、重久議長に本日から6月20日までの13日間の出席停止の懲罰を科すことは可決されました。

ここで、重久議長の入場を求めます。

〔議長 重久 邦仁君 入場〕

○副議長（楠原 更三君） ただいまの議決に基づいて、これから重久議長に懲罰の宣告を行います。

重久議長の起立を命じます。

重久議長に、本日から6月20日までの13日間の出席停止の懲罰を科します。

重久議長の退場を求めます。

〔議長 重久 邦仁君 退場〕

○副議長（楠原 更三君） ここで、議会事務局長より一言あるようですので発言を許可いたします。

○事務局長（西山 雄治君） 私のほうから、あらかじめ仮議長を決定する件についてご説明をさせていただきます。

地方自治法第106条第1項の規定に基づき、議長に事故があるときは副議長が議長の職務を行うこととなっております。現在、この状況であるんですが、議長の職務を行っている副議長が、同様に急病など事故があるときに該当する事態になった場合は、議長の職務を行う者が不在となってしまいます。仮議長を決める必要がありますが、本来なら、臨時議長の下で仮議長を選出することとなりますが、この会期における速やかな議会運営等をするため、あらかじめ仮議長を決めておきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（楠原 更三君） この後、議会運営委員会を開催し、仮議長の件について協議いただきますようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩いたします。

午前10時13分休憩

〔議会運営委員会〕

午前10時16分再開

○副議長（楠原 更三君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

先ほど、委員会を開き、仮議長の決定の件について協議をいたしました。

その結果、地方自治法第106条第2項の規定に基づき、福田議員を仮議長とすることに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○副議長（楠原 更三君） お諮りします。議会運営委員長の報告のとおり、福田議員を仮議長とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長の報告のとおり、福田議員を仮議長とすることに決定いたしました。

○副議長（楠原 更三君） それでは、以上で本日の全日程を終了いたしましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時17分散会

議事日程(第3号)

令和4年6月9日 午前9時55分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君

欠席議員(2名)

11番 重久 邦仁君	12番 山中 則夫君
------------	------------

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君

高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	井上 政和君	環境水道課長	木下 勝広君
ふるさと納税推進室	細田 高広君	教育課長	福永 朋宏君
会計課長	島田 美和君			

午前9時55分開議

○副議長（楠原 更三君） ただいまの出席議員は10名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○副議長（楠原 更三君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、指宿議員。

〔9番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（9番 指宿 秋廣君） おはようございます。発言順位1番、指宿です。

ひょっとしたらですが、これが最後の我々、町長も議員も現有としては最後になる。そしてまた、再選という形になるんだろうというふうに思います。

今回は少し多いですが、4項目の質問事項を通告しています。

1番目、役場の業務量増加対策について、2番目、職場環境について、3番目、投票率向上対策について、4番目、五本松住宅跡地の考え方についての4項目です。

まず、1番目、役場の業務量増加対策についてであります。

今朝、テレビデータ放送で、ファミリーレストランのすかいらーくは、従業員の働く時間で、5分未満は切り捨てていただく。今後は1分未満に改めると報道されています。それほど働く人に優しい企業が多くなっている現在において、働き方改革は声高らかに言われています。

しかし、市町村役場ほど逆行したところはないと思っています。近年、役場の業務量の多さは、今まで考えられないほど複雑・多岐にわたっています。その上、コロナウイルス対策が大変多く、それも緊急に発表し、即、実施されることで、発表するほうは事前に分かっていたかもしれませんが、末端の自治体は、そのことで予算の専決が大変多くあります。専決という言葉は、辞書によると、その人だけの考え方で決めるとあり、末端の自治体の執行機関も議会も必要ないと言われているような気がします。

病院や保健所などの職員は、今回のコロナ対策で住民の関心が強くなり、人員確保が言われて

いますが、しかし、その職場を補助したり、連携したりする職場は、以前よりも職場環境が悪くなっているにもかかわらず、そのことに関心を持つような報道は一切ありません。

さて、三股町役場に目を向けてみると、専門の資格を必要とする職場が大変多くあります。質問の要旨の1番目ですが、規則等で国や県から示されている人員の管理状況はどうなっているのか。管理状況とその考え方について質問し、あとは質問席から行います。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。ただいま役場の事業量増加対策について、その1、規則等で国や県から示されている人員の管理状況はどうなっているか。そして、2のほうの、その管理状況の採用種別はどうなっているのかという質問については、詳細な報告ということになりますので、人事全般を担当しています副町長のほうから回答させていただきます。

○副議長（楠原 更三君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） お答えいたします。

まず、お手元に資料としてお配りしておりますけれども、資料ナンバー6というインデックスがついているものを御覧ください。

こちらが13課のうち6課において、法令・基準等により定められている必要職員または有資格者の配置状況を、職員の採用種別ごとに示したものでございます。

それぞれちょっと簡単にご説明をさせていただきますと、まず総務課では、地域コミュニティバス「くいまーる」バス運行事業、この中で、運行管理の責任者を置かなければいけないということになっておりまして、その基準が1名となっております。

それに対して、正規職員1名を充てるとともに、運行管理の副責任者として再任用職員1名を充てているところでございます。

次に、町民保健課でありますけれども、3つの事業において、まず子育て世代包括支援センター事業、これは健康管理センター内で行っておりますけれども、助産師等を1名配置しなければいけないということで、基準1人に対し、会計年度任用職員1名を配置しております。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業というのがございます。これは保健師、管理栄養士等を配置するというので、保健師等の正規職員1名、保健師等の常勤または非常勤職員1名、計2名というのが基準になっておりますけれども、これは基準どおり配置しているところでございます。

また、地域における保健師、行政栄養士の保健健康づくり活動ということで、保健師、管理栄養士をそれぞれ配置するとなっておりますが、これは人数についての定めがございませんが、現状では必要な業務量に合わせまして、保健師は正規職員5名、会計年度任用職員1名を配置して

おります。また、管理栄養士は正規職員2名を配置しております。

次に、福祉課の子ども家庭総合支援拠点事業、これは、いわゆる子ども家庭支援員というものを配置しなさいということで、資格的には社会福祉士とか、精神保健福祉士、医師、保健師、保育士等となっておりますけれども、これは今年度中に、令和5年1月以降に開設予定でありますけれども、求められる配置基準2名に基づき、正規職員2名を充てることとしております。

次に、教育課でございますけれども、社会教育推進の中で、社会教育主事というのを置くとなっておりますが、これは最低1名に対しまして正規職員1名を配置しております。

また、図書館事業の中で、司書及び司書補というものを置くことが望ましいとなっております。これにつきましては、正規職員1名、会計年度任用職員7名を配置しているところです。

次に、高齢者支援課になりますけれども、3つの事業がございます。まず、地域包括支援センター事業に主任、ケアマネジャー、社会福祉士、保健師のいわゆる専門3職種と言われるそれぞれの職種において1人ずつ、及び、それにプラスして専門3職種のうちいずれか1人あるいは看護師1人ということで、計4人の基準に対し、今のところ正規職員1人、会計年度任用職員2人の計3名の配置となっております。

保健師1人が不足している状況にありますけれども、年度内の採用、選考試験の実施も含めて、職員採用試験検討委員会において検討を進めているところです。

次に、介護予防推進事業に、保健師、社会福祉士等のうちから基準1人に対し、会計年度任用職員1人を配置しております。

次に、介護支援専門員事業に、これは業務量等を考慮した介護支援専門員を配置するとされておりまして、会計年度任用職員5人を配置しております。

次に、環境水道課でございます。3つの事業において、まず上水道事業に布設工事監督者、水道技術管理者それぞれ1人の基準に対し、正規職員1人をそれぞれ配置しております。

次に、一般廃棄物処理事業に、技術管理者基準1人に対し、現在はゼロということになっておりますが、会計年度任用職員が1人、現在資格を取得中であります。

次に、し尿処理施設事業に、技術管理者基準1人に対し、正規職員1人を配置している状況でございます。

このように、必要な業務量等も勘案しながら対応するようにしているところでございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 数字的にはこうですし、とりあえず足りないところをどうするかというのは、後でしますが。

今いる職員は、要するにぎりぎり配置する。例えば、その人は異動できないという、こうい

う職種にはこの人が要る。その人は死ぬまでそこにいるということになりかねないかな。だから、複数人いてそれをローテしていくとかを考えないと、大変な問題が起きてくるのかな。職場でもし不都合が起きた場合にどうにもならない。もしくは、本人に何かがあった場合にどうにもならない。そういうことも絶対考えるべきだろうというふうに思っています。

で、今回、ゼロとかいうのがありましたけど、これお聞きしますが、役場中を探してもゼロなんでしょうか、お聞きをします。

○副議長（楠原 更三君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） ゼロとなっておりますのが2つございました。専門3職種のうちいずれか一つ、地域包括支援センター事業と、それから一般廃棄物処理事業の2つでございます。

で、地域包括支援センター事業につきましては、この専門3職種のいずれか一人、これは看護師でもいいということになっておりますので、看護師の資格を持つ職員がおりますので、保健師が採用できれば、その看護師資格を持つ職員を1名充てる予定にしております。

それから、一般廃棄物処理事業の技術管理者については、今のところ町の職員としては把握しておりません。失礼しました、下沖課長が取得されているということですが、今は高齢者支援課長ということでございますので、専任の者を充てるように資格を取得中ということでございます。

また、それ以外の資格についても、例えば心理士とかは一般事務職で入りながら、資格は有しているという人もおられますので、人事配置上では、そういったものも考慮しながら配置している部分もございます。

○副議長（楠原 更三君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） いろんな職場があって、いろいろな異動をかけて、行政からもらう前に、職員からも一部もらっています。こんなことを書いている職場もあるんです。例えば、専門職は配置されているが、一般職の配置がないため、事務処理や伝票、予算管理、一般職の業務を行っている状況。要するに、置いてるけど、ほかの仕事に忙殺されてそれができませんよ。こういうことは往々にしてあるんだらうというふうに思うんですが、この中でやっぱり考えると、そんなのもいっぱい書いてあるんですけど、この中に、会計年度任用職員だとか、そういう人たちが——再任用はベテランでしょうから、ある一定、もうすぐ定年延長になったらこれも変わっていくんでしょ——問題は会計年度任用職員です。

この人たちは、1年という短期なので、どこまで仕事をその職場の中でやっていくのか。あまりにも職員のところまで踏み込んでいったら、職場環境が大変でしょうし、少なくともこういう職種が必要なところについては、正規の職員が対応してますよというふうな形が、今は例えばこうですけど、将来的にはやっぱり、要するに、こういう職種について、将来的になくなるであろうという職種は多分ないんだらうと思います。

そうすると、正規の職員で対応するために、やっぱり、少しずつでも職員を配置を、採用していくと。今、職員枠がありますけども、多分これ昔の職員で、今は2万5,000を超えるような職員の数の考え方にはなっていないというふうに思っています。こういうところにひずみがあるので、職員の表を見ると、一般正規職員と会計年度、昔は委託だの、パートだのと言ってましたけども、その職員が拮抗もしくは逆転現象が起きてしまうということです。

で、基本的スタンスですけども、いやいや、もうずっと会計年度任用職員で、こういう専門職についてもゼロを目指していきますよとなるのか。いやいや、正規職員でどんどん増やしていきますよという基本スタンスです。これはどういうふうに思っているのか、ちょっとお答えください。

○副議長（楠原 更三君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） 管理栄養士について、正職員を1名採用いたしましたけれども、やはりそういった専門資格が必要な職については、一定数の職員の配置が必要だと考えております。

また、専門職も一般の事務にも従事することを条件にして採用しているところですけども、やはりその業務の量によっては、事務に忙殺されて本来の専門的な部分になかなか力が割けないといったような状況もあるかとは思いますので、そこは課長ヒアリングなどを通してそれぞれの状況を把握して、必要に応じて専門職の正規職員採用というのをやっているところでございます。

また、会計年度任用職員につきましても、特にケアマネジャー等につきましては、専門資格を持って民間で活躍しておられた方も大勢いらっしゃいますので、そういった方々の専門的知識を活用していくということも重要だと思いますので、正規職員も状況に応じて採用しながら、会計年度任用職員についても引き続きそれぞれの分野でご活躍いただきたいというふうに考えております。

○副議長（楠原 更三君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） やっぱり、今までいろいろあって、要するに、会計年度任用職員だけ見ると、単年度契約である会計年度職員の雇用形態では、長期にわたり安定して業務を行うことが難しいと、こう出てきているんです。何課何係と言ってもいいんですけども、相当の数が来ています。

で、やっぱりその分は正規の職員がフォローしている。違う仕事でも目配せをしないとイケない。で、三股町のように大課制になっていくと、管理職、課長が本当にそこまで目が届くのかという話もあります。

だから、そういう感じで福祉は2つに分かれましたけども、それでもいかがだろうか。昔は、戸籍の奥のほうに、七、八人座れる椅子で福祉は全部やっていました。戸籍の人もいるぐらい。今、あそこの出ているところですよ。あそこに福祉はいたんですが、それぐらいで足りたんですね。

何でかっていったら、そんなに所得の制限が大きかったわけではない。もしくは家庭の状況をまめにしろということもなかった。まあ応用ちゃ応用やったわけです。障がい者の人でも、この基準を満たしたらもういいですよとか、そういう応用なものでした。私も1年ぐらいしかそこにおらんかったので、全てを把握してるわけではないんですが。今はもう所得の制限がある。ましてや、いろんな補助事業を見ても輻輳になっていて、とても一人で指導もしくは相談に乗れる状態ではないようなところがいっぱいあります。

そういうところで言うと、やっぱり基本的には、緊急的にはしようがないけども、基本的には正規職員を雇っていくんですよ。で、年齢はどうだと。年齢は町長の判こ一つで年齢制限は変えられる。70、80を雇えというんじゃないですから、現職範囲内のところで公募すればいいわけであって、そういうところをした上で、やっぱり正規の職員で責任を持ってもらいますよ。そうでないと大変な問題じゃないですかね。

今回、山口県の阿武町ですか、町長さんが一人で対応されています。職場のどたばたが目につくようなんです。要するに、担当者が本当に担当者のていをなしてないんじゃないかな。だから、町長が一人で。すごっちゃすごいですけど、対応される。

やっぱり、そういうふうには、今、コロナの関係やいろいろなものが出てきた中で仕事をせざるを得ない。新たにかぶってくる、新たにかぶってくる。登壇のときにも言いましたけども、専決、専決、勝手に人が決めたやつにばたばた振り回されるというのもあります。

で、取りあえず、そういう基本理念としては、やっぱり正規採用にするべきものはするというふうな感じにしてほしいなというふうには思っています。

こんなのに時間がかかっておられんとですけども、基本理念のところだけはやっぱり考えておいてほしいというふうには思っています。

で、3番目の問題に、職場環境です。

例えば、ぎりぎりに配置してたら、育児はみんなに言えるけど、介護にいたってはなかなか職場で言い出しづらい。もしくは取りづらいというのは。要するに、育児であっても、療養休暇であっても、介護であっても、職場に穴を空けるというのは一緒のことなので、ほかの誰かがフォローしないと、町民の皆さんに迷惑をかけるわけですから、誰かが必ずフォローせんにゃいかん。

そういうときに、果たしてどういうふうに取りやすいのか。これも職員採用と密接に絡むんですけども、やっぱりこういうふうに通告してるんですけど、取得者数も過去のと平均的な取得時間です。それと、配置や対応、これについて答弁をお願いします。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、ご質問にあります、まず療養休暇は取得しやすい職場環境であるかということで、資料の提出もございましたので、資料に基づきまして説明させていた

だきたいと思います。

資料のほうは、資料ナンバー7を御覧いただきたいと思います。

上段のほうなんですけれども、まず療養休暇取得者の状況調べを御覧いただきたいと思います。療養休暇の取得内訳としましては、精神疾患、内科的疾患、感染症疾患、外傷性疾患が主なものでございます。

資料では、過去3か年の取得者数、取得期間、1人当たりの平均取得期間を示しております。まず、令和元年度でございますけれども、14人の949日間、平均取得日数は67.8日でございます。また、そのうち精神患者は4人、平均取得日数は203.7日でございます。

令和2年度につきましては、10人の573日間、平均取得日数57.3日でございます。うち、精神患者は3人、平均取得日数は143.3日でございます。

令和3年度につきましては、15人の1,294日間、平均取得日数86.3日、うち、精神患者は7人、平均取得日数は174.1日となっているところでございます。

休暇取得後の職員の配置や対応についてでございますけれども、これにつきましては、職員係と該当課との協議を交え、取得期間を考慮しつつ、業務の分担、サポート等の課内調整をまずお願いしております。

それとともに、会計年度任用職員採用による業務補助、正規職員の兼務、配置替え等の検討を行い、対応をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（楠原 更三君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） これ数字的に考えると、少し取得者数が増えつつあるのかな。問題は精神疾患です。200満たないところで7名いるということなんです。で、取得日数も約半年ですか、170日、180日で半年ですから。という長期にわたるわけです。今年度とは関係ないでしょう。これは4月1日から前半、9月1日から後半ということは、精神疾患は関係ないですから、年度をまたいだり、もしくは年度の途中で突発的にという、これが普通でしょうから、そういうことを考えると、これはやっぱり職場の人数的な、環境的なものもいっぱいあるんだろうというふうに思います。

でないと、昔々の話をしとられるんでしょうけど、ほとんど記憶にないというような感じが多かったんですけど、やっぱりこれが慢性化して、普通というふうにとられるのが一番怖いことだろうと思っています。

次の育休の問題とひっくるめて、次に、育休の取得の話です。

これは、法律上取れる範囲と取らない範囲が出てくるわけなんですけども、それもよろしくお願ひします。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、同じまた資料ナンバー7を御覧いただきたいと思います。

これにつきましては、育児休暇取得者の状況調べというのを御覧いただきたいと思います。

育児休暇の取得状況につきましては、平成27年度から令和4年6月1日時点における女性職員、男性職員に区分して説明いたします。

まず、女性職員の育児休業期間は、産後休暇終了の翌日から、子が満3歳になる誕生日の前日までとなっております。取得者数は12人、取得期間は4,618日、平均取得日数は359.7日となっております。

次に、男性職員の場合であります。配偶者の出産の場合に、出産の日から14日以内に2日間取得できます。また、育児参加として、産前8週と産後8週の期間に合わせて5日間取得が可能となっております。取得者数につきましては、12人、取得期間は24日、平均取得日数は1人当たり2日間となっております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） これもそうです。要するに、男性の場合もひっくるめて制度上取れるんだけど、だけど、職場環境上取れないということを物語っているんだろうというふうに思います。みんなが同じように笑って仕事をするということには、多分に程遠い職場内容だと思います。

これを踏まえて、お聞きをしますけど、5番目の問題、今後、課の増設や職員採用計画、配置の改善計画はどうなっているのか、お答えをお願いします。

○副議長（楠原 更三君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） お答えします。

社会情勢の変化に伴い、業務も複雑化することが考えられます。より専門的な知識、経験値が求められる中、人材を育てることも重要なことと考えております。

課の増設につきましては、求められる業務、必要とされる業務の度合いを見据えて、組織の編成・見直し等に関して、柔軟に対応していきたいと考えております。

また、職員採用計画におきましては、退職者補充を原則としますが、求められる業務の質・量に応じた適正な職員数の確保、業務の専門性を考慮しながら、職員の採用を進めていきたいと考えております。

ちなみに、昨年度に採用募集を行った保健師、心理士、建築士において採用できなかったことから、今年度の職員採用試験においては、選考試験の実施も視野に入れて、職員採用試験検討委員会で検討を進めているところでございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 職員のテストを受けました。三股町役場も通りました。宮崎市役所も通りました。宮崎県庁も通りました。宮崎県庁と宮崎市役所を棒に振って三股町役場に来る職員が何人おらっしゃる。多分ゼロ人だと思います。

ということは、何を指すかといったら、待遇でしょう。1つの仕事を複数の人数でやって、みんなでお互いに議論しながらやっていく仕事と、ほぼ1人で、大きな市であったら係の仕事をしている。もしくは、複数の課のほうもやっているというふうに、宮崎市役所と三股を比べれば、職員の関係でそうならざるを得ない。

しかし、今、人数的にこの決めた人数をやっぴり増やして、かゆいところに手が届かんでもいいですけども、そこに気をはせるような人数配置は必要だろうと思っています。町長にこれ聞きますけど、少数精鋭というのは、素晴らしい人がおって素晴らしい仕事して少数精鋭ですけども、これだけ精神疾患が出てくるような無理があるということであれば、やっぱり職場に何か問題があるんじゃないかな。要するに、しわ寄せがきて、どうにもならないんじゃないかという認識があるかないか、町長、お願いします。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今のお話を聞いていると、もう役場がブラック企業みたいな感じの印象を受けるんですけども、そうではなくて、やはり必要な人数はしっかり確保するように努力はしているところでございます。

先ほど、会計年度任用職員のところが、高齢者支援課ありましたけれども、あれは包括支援センターということで、本来ならば役場の外に出してもいい職場なんです。本来、役場の中では、ほとんど正規職員を充てるというのを原則にしています。

ただ、やはり事業量が増えたと。そしたら即対応しなくちゃならん。そうなれば、やっぱり会計年度任用職員をそのまま採用すると、そういう形での対応をしているというようなことで、原則としては正規職員で対応する。それが基本的な考え方です。

去年も、この10名の退職者に対して12名採用しました。それ以外にも、心理士、保健師、建築士、こちらも公募したんですけども、この人たちが受験したわけじゃなくて、募集したけれども来なかったということで、採用ができなかったところです。

ほかのところを見ても、やはり先ほど言っておられましたけれども、年齢のところをもうちょっと上げるべきかなとか、そういう工夫を今回はさしていただいて、ぜひ採用したいなというふうに思います。やはり心理士等も今、学校のほうに置いてますけれども、やはり一人ではなかなか、発達支援を含めて、子供が増えて、非常に厳しい環境ですから、やはり福祉のほうに1人置きたいなというふうに思っています。

で、先ほど言われました保健師が一般事務をしたというのもございましたけれども、それについても、保健師を採用して、そしてしっかりと対応できるような努力もしたいなというふうに思っています。

それと、精神疾患の関係なんですけれども、これは全ての職場で人間関係が悪いからこの精神疾患になる、仕事が増えたから、それだけではなくて、いろんな要因があると思います。家庭のこともいろいろ。ただ、職場の中で一人でも欠けるとやはり大きな損失といいますか、周りにも負担が来ますので、ぜひ職場の中ではコミュニケーションを取って、1人に仕事が負担にいかないように、みんなでフォローしていく、そういう体制づくりを各課にもお願いして、そして課長のほうにもお願いしているところでございます。

言われるように、仕事量が本当に増えてきております。それらにも十分対応できるように、職員の人材育成、そしてまた、職員配置、そのあたりを十分考慮しながら、そして職場実態を把握しながら取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 町長と少し認識が違うのは、俺、言わなかったんですけど、そのつもりでしゃべっていますが。

要するに、登壇で言ったように、企業によっては、もう5分未満を切り捨てて、仕事に就いたときはやってたのを、1分までということは、4分間も全部仕事に入れますよというふうにやっているんです。その影響は、過去3年で16億とか言ったです。そういうふうにNHKのデータを見てもらうと載っていると思います。

という感じで、職場に私はサービスのなんちゃらというのが結構多いと思っています。早めに出てきて仕事をする。残業は月額幾らというふうに決まっているから、闇とは言いませんけども、出さずにやっている。たまに通ると、不夜城かちゅうぐらい電気が明々々ついてます。やはりやり切らんとだろなというふうに思っています。そういうことも踏まえた上で、やっぱり考えてほしいと思います。

で、精神疾患について、自宅から出がならんちゅうたら、家庭のことではあまりないと思うので、やっぱり職場としては、そういうことが多いというふうなとらまえ方でお願いをしたいと思っています。全てでとは申しませんが、お願いします。

で、2番目の問題に行きます。

職場環境の問題ですが、相談や苦情の現状はどうなっていますか。

2年ぐらい前ですか、福祉で10時半ごろにずっと来て、もう2年とは言わんですか。ある自分の親を見ないのに同居している。どう言えばいいですか、介護してないのに置いておくという

形で大きな問題になって、役場が強制的に処置した事例がありました。で、それを不服として役場にずっとその子供さんのほうに来ていました。そういうことがやっぱり想定があるという中で、この質問設定をしております。

現状的にはどう、直接の職場もそうですけれども、中枢である副町長もしくは総務課の中では、どうとらまえているのか、お答えをお願いしたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、まず相談や苦情の現状についてお答えしたいと思います。

相談・苦情におきまして、相談の状況は各課多種多様でございますけれども、苦情、トラブルとなった案件について、令和元年度以降の状況をまとめましたので、その状況を踏まえて説明させていただきたいと思います。

トラブルの度合いは比較できませんけれども、回答のあった課は、これは各課に調査をお願いしたんですけども、7課ございました。

まず、その内訳を言いますと、企画商工課につきましては奨励金、申請書類、応援給付金・要件等に関する手続に関する不満が3件、税務財政課におきましては、課税額、納税方法、相続手続に関するものが5件、町民保健課につきましては、高齢者医療制度に対する不満、診療報酬明細の指摘等の4件、福祉課につきましては、支援制度事業に関連する相談と苦情の混在が日常的であるということ、それと、環境水道課につきましては、業務として環境問題の窓口全般となっておりますので、日常的であるということ、都市整備課につきましては、町営住宅に関するものが17件、教育課におきましては、テニスコートの騒音、保護者からのクレーム等5件程度となっております。

以上が、現状として報告させていただきます。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 教育課は5件と言ったっけね、一番最後のところ。

○総務課長（白尾 知之君） 教育課は5件ということです。

○副議長（楠原 更三君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 自分の思いどおりに事が運ばなければ相談か苦情か、どちらか来るんだろうと思います。で、自分の思いどおりにならなければ、自分の思いどおりになるように大きい声を出すか、自分が勉強してもらるか、どちらかしかないんですけども、しかし、なかなかこの複雑多岐になった役場の中で、誰に言えばいいのか、どうしたらいいのか分からんということになると、ついつい何回同じことをしゃべらすとよとから始まって、苦情が出てくるというふうに思っています。

で、通常、日の目を見るものは、例えば高速道路ができると、大動脈とかという動脈ができましたと言うんですけど、市町村が処理する大きなものに環境問題、ごみ問題、し尿問題、これは

動脈に比例して静脈産業と言うわけですけども、その静脈産業のところを大きくまとめる、県でいうと保健所、ここには警察官が出向しています。いかに大変か。もしくは、暴力団の介在も一部話されています。

そういうことからいうと、この苦情の件数が日常的というのは物すごく、件数で数えられている職場と数えられない職場というのは、今日かもしれんし、明日かもしれんし、今かもしれんという形です。そういうことで、こういう感じがあるわけですけども、そういう人たちに向かって何か窓口で、例えば大きい声を出した場合に、どういう措置を今考えられているのか。三、四か月前は、町長室にどなり込んでいったのをちょろっとみたんですが、やっぱりそういうことにならない限り、どういうことをされようとしているのか、もしくはしているのか、お聞かせを願いたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、そういった相談等に対しての職員の対応について説明をさせていただきますと思います。

基本的には、相談事項に対しまして担当職員1名が対応しておりますが、複雑な相談案件については、複数の職員で対応をしてもらっております。また、相談内容に応じましては、相談記録簿または口頭報告、決裁にて、職員課または課内、係内での情報の共有を図っております。

また、ほかの課にわたる内容につきましては、調整会議に諮ることや、さらに複雑な内容につきましては、町村会が契約している顧問弁護士に相談する等の対応を行っております。

また、質問にあります設備につきましてはでございますけれども、これらの対応を確認・録音できる録音機や監視カメラ機等の機器類を示しているものと思われまして、業務上の設置・使用においてマニュアル化しておりません。突発的にトラブルに発展する可能性もありますので、設備の必要性、目的を明確にし、マニュアル化することに関して、今後の検討課題にしたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 隣町の都城市は、VIP室があるらしいですね。VIP室に、そこには録音機もカメラも、本人にも言うそうですけども、備え付けて、対応するのは職員じゃなくて警察官、もしくは警察官OB。どうしても話にならんとときには、その人は市役所への入場、市役所への来庁禁止という措置までするそうです。

要するに、大声でかなり立てると、ほかの住民の方に物すごく迷惑かかるんですよ。行きたくても行けないわけで、やっぱりそういう人は、静かな声でしゃべる人はまあいない。声の限り、あらん限りの力で振り絞って言いますので、昔は茶を1杯飲ませれば、大分トーンも下がるとか

と言っていたんですけども、吐く力だけが強くて、吸う力がほとんどないんで、だんだん頭が酸欠状態になって興奮し始めると、もうどうにもならない。

ということから考えると、これこそ警察官OBとかという人たちを雇用して、ほかの仕事をしながらも、お願いしながらもでしょうけども、そういう設備等々をつくって、そういうことを、本庁舎の前にあるのかどうか分かりませんが、やってほしいんですが、再度答弁をお願いします。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 質問3に、苦情ということでありましたので、苦情も含めて回答させていただきたいと思います。

苦情につきましても、先ほど出ました同様の考え方を持って対応していきたいと。

1つは、今後の検討事項でありますけれども、こういった機器類を使った等の監視、記録を残すというところ、こういったことについては、マニュアル化について検討していきたいというふうに思っています。

現在、苦情に関するものにつきましては、本町におきましては、暴力等の窓口対策マニュアルというのがありますので、こういったマニュアル等をもう一回、職員の皆さんにも徹底し、対応させていただきたいというふうに心がけたいというふうに思っております。

また、施設につきましては、相談できる機関として、今現在、顧問弁護士への早期相談等、行うようにしておりますけれども、日頃から警察との関わり合い、こういった機関との関わり合い、連携体制というのを、また確認も含めて強めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 顧問弁護士は最終的な話で、三股町に顧問弁護士がいるわけではないので、多分、市町村全体で町村会が契約している宮崎、多分そこまで、こういうときはどうすればいいでしょうかという話をするためには、今、現場対面している人とは、「ちょっと待ってください、弁護士に電話して聞きますわ」、どっかの議員じゃないですけども、常に弁護士、弁護士と言うわけにはいかんわけで、対応的には、その場で対応しなければならない。もしくは、納得いかんけど、その場合、お引取り願わなければならないということは絶対ありますよね。

そういうところで言うと、今、これだけ世の中ぎくしゃくしていると、ますます増えるんだろうと思います。

今、困っている人に幾ばくかのお金をやったりって、こういう話が国からいろいろありますけど、これだって盲点がいっぱいある。

例えば、子供が親に黙って扶養に入れちゃった。扶養に入っていたら、その人はその人の扶養だから、そこの子供のところに入ってしまっただけで、該当しません。これはすぐ誰でも考えつくし、常

日頃、子供がいい目を見ちよればいいわけだから、親は何も分からなかったけど、いざもらいに、隣の人ももらいに行くからって申請に行ったら、おたくは該当しませんと。盲点がいっぱいあるんですよ。

だから、本当に困っている人に、本当に手が届くかと思ったら、なかなかいかん。そうすると、その人は、子供にやかましい言う前に、役所にやかましい言いに行きますよね。それ、そういうことが、これ一例ですけども、あり得る。

そうしたときに、どう対応するかといったときに、やっぱりそういうマニュアルばかりではなくて、そういう手だても全てしておかないと、三股町だけで生まれ育って、三股町だけでみんな顔を知っていてというような町であれば、ある一定は大丈夫でしょうけど、どうでしょうかね。半分以上は三股町というところが、5年前来た、10年前来たというような人、もしくは親は誰もおらんという人だけになっているんじゃないでしょうかね、人口比率で言うと。

そうすると、どうしても口調が粗くし言わないと、誰々さんに頼むちいうこともできないわけで、その人が悪いわけじゃなくて、その人はそう言わざるを得ないという形を踏まえると、やっぱり対応するための役場側の。でないと、職員は惨めなもんですよ。

本当に頭にきた人は、町長室に怒鳴りこんで、町長だってえらい迷惑ですよ。何のこっちゃ分からん。最後には、職員の対応が悪かって、そっから始まるでしょうから。

そのときに、どう対応するのか。やっぱりVIPルームみたいなのは、ぜひとも必要ではないのかなというふうに思っている。ぜひとも検討を。検討ばかりって、検討したっち言われるといかんので、お願いをしたいと思っています。

時間あんまりないんで、次の問題行きます。

投票率向上について、今回、町長選挙と町議会選挙が同時に行われようとしています。選挙の、例えば広報について、なった場合を想定して、総務課長、どういうふうな日程かというの、ちょっと簡単に説明をお願いします。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、回答につきましては、選挙管理委員会という立場で説明をいたしますか、お答えさせていただきたいと思います。

町長選挙と町議会選挙の広報についてということで説明いたします。

町長選挙の投開票日につきましては、令和4年9月11日、日曜日に決定しております。3月定例議会におきまして、町議会の解散の意思表示があり、解散日より、町議会議員選挙は、町長選挙の投開票日と同日に行われることになります。

令和4年から令和5年4月にかけて、7月10日予定の参議院議員選挙をはじめ、町長選挙、議会議員選挙、県知事選挙、県議会議員選挙と予定されております。

町長選挙、町議会議員選挙に関わる広報行動としましては、有権者に混乱を招かないよう、参議院議員選挙後の7月15日、8月15日付の回覧、また8月1日付、町広報紙を活用していきたいというふうに考えております。

また、広報内容としましては、投開票に関する事項や投票率アップにつながる事項及び新たな制度となる選挙運動の公費負担に関する内容の記載を考えております。公費負担に関する内容の記載によりまして、候補意欲につながるよう取り組みたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） じゃあ、よろしくお願いします。

次の問題に行きます。

前回、失礼しました、前回は質問しちょらん、その前のときに、記号式の投票はできますよねって、要するに、三股町だけが特異じゃなくて、特別に条例をつければ、バツは無理でしょうけど、丸印でできますよねというふうに言ったんですが、今回の選挙、特に町長選挙、町議会議員選挙あるわけですけども、それについて、今回、記号式という形は考えられていますか、お答えください。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 同じく、選挙管理委員会の立場から回答させていただきたいと思えます。

記号式の導入につきましては、令和3年12月定例議会におきまして、指宿議員より、投票率の改善対策として、投票用紙の記号式導入についての提言を受けたところでございます。選挙管理委員会におきまして、9月町長選挙の導入検討を行いましたので、その経緯と結果についてご説明したいと思います。

まず、記号式投票導入により期待される効果としましては、疑問票、無効票を少なくすること。2つ目に、自署を苦手とする選挙人の投票権を確保することによる投票率の向上につなげることの2点でございます。

また、逆にデメリットとしましては、経費と事務量に関する費用対効果が薄いこと。2つ目に、当日投票に限られ、期日前投票には活用できないことの2点についてでございます。

このメリット、デメリットにつきまして、資料の収集、現地調査等から、導入の有無を検証したところでございます。

まず、全国の導入状況でございますけれども、令和元年12月31日時点でございますが、知事選挙5自治体、市区町村選挙106自治体、町村長選挙117自治体でございます。その中で、宮崎県におきましては、宮崎市、延岡市、日向市、美郷町、椎葉村で導入がされている状況でござ

ざいます。

令和4年4月の28日、美郷町選挙管理委員会を視察してまいりました。

美郷町では、平成30年2月執行の町長選から導入しており、導入の経緯につきましては、当落の票数差より無効票数が多いことから、無効票を減らす目的で取り組んだようでございます。

当初は、無効票数が減り、効果がうかがえたものの、令和4年2月の町長選挙、今年2月でございますけど、町長選挙におきましては、期日前投票が増えたことにより、無効票数が導入前より増えてしまった、というのが現状でございます。

また、投票用紙を2種類印刷する必要があり、経費がかさむとのことでもございました。

また、日向市におきましては、選挙管理委員会に調査票をお送りし、状況を確認したところでございます。

日向市につきましては、昭和44年の市長選から導入をしており、メリットとして、「投票時の利便性」「疑問票を減らす」「開票時間の短縮」と回答しております。デメリットとして、「印刷コストがかさむ」「期日前投票の割合が高く、記号式のメリットが薄れてきた」と回答がございました。

投票率におきましては、平成28年が57.1%、令和2年は37.1%であったようです。

また、障がい者の生活と権利を守る宮崎連絡協議会が、昨年の衆議院議員選挙後に実施しました、障がい者の方またはその家族、支援者へのアンケート結果資料におきまして、投票用紙への記入や投票等についての意見では、記号方式に対する意見は少なく、多かったのが、1つ目が、バリアフリー化等の投票施設の改善、2つ目に、投票所内の動線の工夫が多く意見として添えられていたようでございます。

以上の事柄を検証材料といたしまして、5月13日に、三股町選挙管理委員会における事前説明と協議を実施いたしました。

その場で、書記局の考えとしましては、記号式投票の導入は、現状の年齢層に見る投票率の格差、特に高齢者層は高い投票率であるという中におきまして、全体の投票率アップへの効果は薄いものの、1つ目に、高齢者や自署を苦手とする方への効果、2つ目に、疑問票・無効票の減少、3つ目に、開票時間の短縮の3つの効果が期待されることから、前向きに考えたい旨を伝えたとところでございます。

5月19日に、選挙管理委員会臨時会におきまして、記号式投票の導入についてを議案として上程したところでございます。結果、全会一致で、結果についてでございますが、全会一致で記号式投票の導入はしないという結果に至ったところでございます。

導入しない結果に至った大きな理由でございますけれども、メリットよりもデメリット、または、ほかに改善すべき点のほうが大きいとの判断によるものでございます。

その内容としましては、1つ目に、高齢者や自署を苦手とする方に対する投票率の向上を図る目的では、代理投票もあり、効果が薄いこと。

2つ目に、期日前投票や不在者投票では自署式投票をしなければならず、特に期日前投票が増えていることを考えると、効果が薄いということ。

3つ目に、障害のある方や高齢者の投票のしやすさという意味では、施設のバリアフリー化など、ほかにできることがあるのではないかとこの点でございました。

以上、記号式投票の導入の有無についての回答といたします。

○副議長（楠原 更三君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 腑に落ちないところがいっぱいあるんですが、代理投票は、ここにいらっしゃる人は誰もしたことがないだろうと思いますね。代理投票をした人は、ここにはいないだろうと思う。

代理投票というのは、本人が字が書けませんって、まず申告しないとイケない。次に、職員が行って、誰にしますかって聞かないとイケない。当たり前です、代理ですから。複数の人数が行って対応するわけですけども、ご本人さんは顔を赤らめられるんですよ。字が書けませんって、まず申告せないかん。分かりますかね。代理投票だけピンポイントですと、これほどメリットのあることはないんですよ。

昔、私は、これ時効やからしゃべってもいいと思いますが、投票用紙に立候補者の名前を書いたやつを貼ってあった投票用紙があったという。貼ってあったんですよ、名前が書いてあるやつを。それ、もちろん無効ですけど。それって、自分が書けないから、誰かに頼まれたんだろうと思うんですよ。要するに、恥ずかしいから。字が書けません、言えないから。

だけど、誰々さんを推したいからって、書いてもらって投票用紙に貼られたんだと思うんですよ。だけど、それは無効ですよ。入れられた方は、カウントされたと思われているわけでしょうけれども、白票と何ら変わりのない無効票ですよ。

本当に、費用対効果をおっしゃられるのであれば、小さいことにも目が行く、町村はなくていいんですよ。大都市だけで大丈夫っしょ。費用対効果を言うのであれば、三股町なんか要らんですよ。都城市行けばいい。でしょ。小さいところに目が届いて、費用対効果がないけども、かゆいところに手が届いて、いろんなことができる。だから、小さい町役場、村役場も頑張ろうって、やっているわけですよ。

費用対効果だけを出すというのはいかなものかなというふうに。それから、バリアフリーなんていうのは、本当は投票所に限ったことではない。公の機関、バリアフリー、どんどんやればいい。それは投票とは関係ないと私は思います。

やっぱりせっかくできるものを、行って見ました、効果が薄い、やってみたら分からんです。

もう一つは、今度は試行でやります、試みでやりますってすると、それだけでも、町民に対するインパクトは強いですよ。試みで、しゃっとやげな。

投票用紙が2回せないかんというのがよく分かんですけど、ポンポンと印鑑を押せば、1つできとるんじゃないかな。1か所しか投票所はないんだから、期日前は。よく分かりません。

何ちいうかな、全部を外注にして、全部やってしまっただけということをして、投票用紙は1種類って決めるから、外注にできんから、その分は別にして、それも外注にして同じ紙でということになるんだろうと思うんですね。そうではない方法もあるんだろうと思います。

だから、せっかくできるって書いてあるのを、三股町だけが、できるって書いてあるのを、しないって結論を出すというのは、どうもおかしいと思いますね。

やっぱり、今回は間に合はんけども、例えば、次の選挙については、どうやったらやれるかちいうことを内部で検討する。しないということは、永遠にしないちいうことでしょ。少しそこ辺は、少し問題が輻輳して、違う方向に行かれたんじゃないのかなというふうに思います。

やっぱり、字が書けるんだけど、代理投票を頼まれる人もいるんですよ。たまには、証明くれちいう人もいましたよね。誰々に入れたって証明くれ。そういうふうには、選挙ちいうのはシビアですよ。

くじ引きで当選が決まることもあるわけで、議員、都城市があっても、昔、当選がくじ引きでした。最下位が同票ちいうことですよ。

そういうことも踏まえると、一人でも多くの人を投票に行ってもらうためには、何かいい手はないのか。三股町が80%、90%でありや、こんなことは言いません。このまま行ったら、これ半分切りますよ、これ40%になる。

そうすると、三股町の有権者の意見が反映されている、町長とか町会議員とは言えない。一部の人の意見を言っているだけと、こうなるんで、費用対効果だけじゃなくて、やっぱりそういうことも踏まえた上で、お願いをしたいな。

選挙管理委員会ですから、町長ができる答弁できる問題でもないもので、本当に書記長、選管と書いていたわけですから、今後を踏まえて、本当に議会の中でやっぱり1票の大切さ。今は公明党って名前がありますが、昔、私の頃、都が入った頃は、公明選挙だったですね、公明選挙。要するに、明るい選挙とか書いているんですね、昔は公明選挙だったですね。

だから、そういうところで、みんなに分かりやすく、どうするのかということも考えた上で、再度、今回はそれは選挙管理委員会で結論を出されたんでしょから、苦情で、やかましい言うわけにもいかんですけど、再度議論されることを期待しています。

さて、次に行きます。

時間を使ったな。最後の問題です。五本松住宅の跡地の考え方について、ちょっとはしょりま

す。

いろいろ書いているんですけども、1番と2番、稼げる施設、それから福祉関係、答弁できたら答弁お願いします。

○副議長（楠原 更三君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） ご質問の1番と2番、稼げる施設の進捗状況について、そして、福祉関係施設の進捗状況についてということで、ご質問にお答えいたします。

まず、稼げる施設の進捗状況に関するご質問ですが、本事業におけます商業交流施設の検討状況に関するご質問と理解してお答えいたします。

基本計画において、商業交流施設では、生鮮産品を扱う店舗、地場産品を扱う店舗、地産地消に特化した飲食店、チャレンジショップ等の導入を想定しております。

この考え方を踏まえまして、商工会と連携して検討を進めてきたほか、町民や商工会員への参加を得てワークショップを開催するなど、具体化に向けた検討を行っております。また、商工会と連携して、出店意欲を持つ会員の調査を行い、意欲を示す事業者の把握も進めております。

今後は、そのような事業者と意見交換を行い、出店経費や家賃等に関する踏み込んだ検討を進め、商業交流施設に入るテナントを設計前の段階で決める仕組みづくりや、出展者募集の仕組みづくり等を進めてまいります。

続きまして、福祉関係施設の進捗状況に関するご質問でございますが、本事業におきます町民交流施設の検討状況に関するご質問を繰り返してお答えいたします。

基本計画において、町民交流施設では、会議室や音楽室、ギャラリースペース等を設けた施設において、学び、子ども・子育て、健康づくりに関する事業を展開することを想定いたしております。

この考え方を踏まえまして、商工会と連携して検討を進めてきたほか、町民や商工会員の参加を得てワークショップを開催するなど、具体化に向けた検討を行っております。

これまで町が行ってきました生涯学習事業等、例えばわくわく教室などでございますが、それを継続させるほか、町民や事業者のアイデアを取り入れながら、参加したくなる魅力的なソフト事業の考案や、自ら企画し実施したい、町民にとって利用しやすく使いたくなる施設の整備を目指しております。

なお、福祉的分野でございますけれども、健康づくりにも取り組みますが、比較的元気な高齢者の交流や、子供や若者の丈夫で健康な体づくりを目的とした事業も検討しているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○副議長（楠原 更三君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 私自身がこれ、頭が悪いのか知りませんが、感覚的に言うと、どんどん変質しているような気がします。

今、五本松住宅も、この近辺でまとまった土地だったら、あそこぐらいしかないですよ。あそこにして、商工会がやる、商工会がやるって、今おっしゃいましたけど、本当にやるのは商工会じゃないですよ。商ですよ。工はほとんどないですよ。

何か自分たちでやる会って、何か自主的につくられたところがやられるかどうか分かりませんが、責任の所在はほとんど私には分かりません。もし、我々は1人ずつ1,000万ずつ出して、20人おるから2億やなって話は聞いたことがないんで、役場から幾ら金を出すのか、役場が幾ら補助するのか、役場がどれだけの補償をしてくれるのか、そういう声はよう聞くんですけどね。

そういうことを踏まえると、んんって思っています。時間ないんで、もう終わりますが。

それから、3番目の問題ですね。役場の老朽化はもちろん、昭和47年ぐらいですかね、これ出来上がってきたの。そのときは1万5,000人ぐらいですよ、人口が。そのときにできた役場、老朽化しておりますが、建て替えの時期、もしくは規模なんかの検討をされているのか、お聞きをいたします。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 役場の庁舎の建て替え時期、規模の考え方についてお答えいたします。

本町では、平成28年12月に、公共施設等総合管理計画を策定しております。公共施設等総合管理計画におきましては、町全体の公共施設の総合的な状況把握、方針の策定を行っており、さらに個別の施設ごとに劣化状況、対策内容、実施時期や対策費用を踏まえた実行計画となる、三股町公共施設個別計画を作成しております。

役場庁舎におきましては、構造上、鉄筋コンクリート造に位置づけられ、計画における施設長寿命化の基本方針において、鉄筋コンクリート造と鉄骨造については、建築物全体の望ましい目標耐用年数を根拠に、躯体の建築物を標準で60年間使用することとし、躯体の健全性調査結果が良好な場合には、80年以上使用するとしております。

長寿命化のイメージとしまして、経年による機能・性能の劣化度により、竣工から20年後に損耗、機能低下に対する機能回復工事となる大規模改修、さらに20年後には、機能回復工事と耐用性、快適性、省エネ性を確保するための機能向上工事となる長寿命化改修、その後20年周期ごとに、60年後には大規模修繕、80年後に建て替えとなります。

したがって、計画に即して考えますと、建て替え時期は、役場本庁舎は昭和46年建築でありますので、令和33年がめどとなります。また、役場新庁舎は、平成3年建築でありますので、

で、令和53年がめどとなります。したがいまして、当面、建て替えの考えはないところでございます。

しかしながら、最近では、社会情勢や生活環境が目まぐるしく変化する状況にあります。そんな変化に順応し得る行政機能に即した庁舎機能の充実、防災の拠点施設としての役割が求められていますので、機能や役割の側面からの建て替え時期、規模の判断も必要であると考えております。

以上です。（「令和33年って、西暦で何年け」と呼ぶ者あり）今22なので、2043年かな（「西暦で言わんと分からん」と呼ぶ者あり）2051年です。

○副議長（楠原 更三君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 要するに、もう50年がたっています、早い話。ですよ。もう50年たちますよという話です。どっちみち、あと10年たったら、せないかんですよと言われる問題ですよ。縮こめて言うと。もう老朽化している、十分ですよ、50年。

この本体、附属した、あれだけ残して、こっちを建て替えるなんてばかなことはできんですよ、もう。というふうに私は思っています。

老朽化していますよね。副町長が前おられた教育課がいるところも、あれも大体同じ時期ですから、昔はあそこで結婚式をしたりしよったんですよ。という代物ですよ。誰も知らんですよ、もう。あんなところで結婚式しよった、貸し衣裳も持ちよった。役場が持っていて、結婚式しよったなんということ、知らんですよ。

だけど、事実は事実ですから。今、倉庫になっているところに、いっぱいあって、今、会議室があるところは管理人の部屋だったということ。そういうところがある中ですから、踏まえて考えるべきだというふうに申し上げておきます。

最後の問題行きます。

この問題ずっと中で、五本松跡地の話に戻りますが、それを踏まえて、やっぱり今、国は専決をして、いろんなことを何百億、もしくは何千億、もしくは兆という感じの大きなお金を使っています。それは全て赤字国債です。ということは、いつかは誰かが借金を払わないかん、利子含めて。

そうなったときに、今、プライマリーバランスとか誰も言わんごとなつたけど、利子まで赤字国債食っているわけですから、それは雪だるまになるに決まっているわけですよ。ただ、その反動がいつかは来る。いつかは来る。そうですよ、どっかの国みたいに、ハイパーインフレみたいな感じにならない、抑えるためには。

だから、今、ふるさと納税やら何やらで、みんな一緒になって浮かれていますけど、必ずこの問題は、我々がこの世にいなくなった後に、誰よこん前の者たちは、自分たちばかりいいもん

食って、ごちそう食べて、俺たちには何にも残しちょらんがという話になりかねないし、その借金を自分たちが返しにいかないかんという、物すごく苦情。だから、少子化かなというふうに、逆に思ったりもするんですけど。

それ、そういうことを踏まえた上で、これを立ち止まってもう一回考えるという手はありませんか、お聞きします。

○副議長（楠原 更三君） 企画商工課。

○企画商工課長（山田 正人君） 五本松団地跡地ですけども、幹線道路に面していること、そして、2.2ヘクタールという規模のまとまった土地であること等の立地条件のよさから、団地建て替え用地ではなく、町の活性化を目的とした事業用地として検討してまいりました。

平成30年3月策定の都市計画マスタープランや令和3年3月策定の立地適正化計画におきましても、町の発展に寄与する様々な可能性を持った土地であると捉え、新たな拠点となるような施設整備を目指すという方向性を盛り込み、その方針に基づきまして、交流拠点の整備に向けた検討を進めているところでございます。

この事業は、結論ありき、目標ありきで進めているわけではなく、状況に応じて、必要となる検討にしっかりと時間をかけて取り組んでいます。また、対話を重ね、合意形成を得ながら、事業を形にすることを目指していることも、時間がかかっている要因でございます。

その結果、当初、令和5年の供用開始を目標に着手いたしましたが、現在のところ、令和7年度の供用開始に変更いたしました。今後は、これまで行った検討を具体化する段階に入りますので、円滑な事業推進を意識して、健康と交流とにぎわいの交流拠点づくりを進めてまいります。

したがいまして、これまでの経過等を踏まえ、広く町民の意見等も踏まえ、十分協議してまいりましたので、計画の見直しや事業の休止は考えていないところでございます。

○副議長（楠原 更三君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 以後、ようありますけども、やっぱり管理職の課長さんたちは、町長は選挙があります、議員も選挙があります、いつ替わるか分かりません。だけど、職員の皆さんは、ずっと仕事をせないかん。

やっぱり、内懷に何か忍ばせても、包丁とかという意味じゃないですよ、辞表ちいう意味ですけど、管理職の。それぐらいの強い気持ちで、やっぱり町長がもし暴走するようなら、止めろという気を欲しいなというふうに申し添えて、一般質問終わります。

○副議長（楠原 更三君） これより11時30分まで休憩します。

午前11時18分休憩

午前11時28分再開

○副議長（楠原 更三君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位2番、田中議員。

〔1番 田中 光子君 登壇〕

○議員（1番 田中 光子君） 皆様、こんにちは。質問順位2番、田中光子です。よろしくお願いいたします。通告に従って行っています。

質問事項1、用水路における安全管理の取組についてです。

用水路の転落事故については、2019年度は15の都道府県で発生し、少なくとも2,000人以上が死傷しているとされています。中でも特に、60歳以上の高齢者の割合が7割を占めており、今後さらに進むとされ、高齢化社会に加え、近年、台風や集中豪雨による水害が多発していることから、国も安全対策が急務と考えて力を入れています。

全国各地で相次ぐ用水路への転落事故を防ぐためには、柵や蓋といったいわゆるハード対策が有効ですが、多額の費用がかかるほか、農作業の妨げになるなどの理由で、住民から反対の声が上がることもあります。このため、転落防止用のネットや樹脂製のホール、それに蓄光材など比較的費用が安く簡易的で設置できる対策を含め、状況に応じた対策を進めることが課題となっています。

そこで、質問要旨①水路における転落事故等の状況と安全対策の取組状況はどうなっているのでしょうか。

あとは、質問席にて行います。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 農業用用水路における安全管理の取組についてのご質問にお答えします。

水路における転落事故等の現状と安全対策の取組状況ということでございますが、本町の農業用排水路を管理しておりますのは、基本的には、各土地改良区と水利組合でございます。その事務局として、三股町土地改良協会がでございます。

その事務局に確認しましたところ、町内の幹線水路は約56キロメートルあり、そのほとんどが開渠であります。過去10年余り、水路における転落事故等はなかったとのことであります。しかし、今後もないとは限らないところであり、安全対策の取組として、危険注意喚起の看板を設置するとともに、特に注意が必要な場所には、くいとロープで規制しているとのことでございます。

町においては、これまで県単の補助事業を活用し、前目地区の山手幹線において、住民の往来

の安全を確保するため、歩道利用として蓋を設置しました。

また、宮村、大鷲集落の通学路沿いにも蓋を設置するとともに、令和2年度、蓼池地区より要望があった、近年住宅が建ち、子供たちが利用する道路脇の幹線水路に転落防護柵を設置しました。

令和3年度は、早馬下幹線水路脇で道路が完成する場所に転落防護柵を設置したところがございます。

以上、回答といたします。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 子供は大人が気づきにくいちょっとした隙間でも入ることができます。虫を追いかけて、フェンスの隙間から入って転落する危険があります。大人から見たら大したことの無い隙間でも、子供には命の隙間になると言われています。

万が一、流された場合に、水路から脱出または救出するための対策や、子供が簡単によじ登ったり、隙間から入ることのできない対策や投棄されたごみを定期的に除去する管理作業を必要とする対策などがあると考えますが、そこで②危険箇所の確認や安全点検は行われているのでしょうか、お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 危険箇所の確認や安全点検につきましては、幹線水路ごとに各土地改良区が、多面的機能支払交付金の活動と合わせて、毎年点検を行っているところでございます。また、必要な箇所の補修及び草刈りを行って管理している状況でございます。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 国では、令和2年度予算で農業用用水路などの防災対策として258億円、農村地区の防災・減災や用水路の安全対策などの予算として716億円が計上されました。この中には、農業用用水路などの安全対策を緊急に進めるため、令和2年度まで、都道府県が危険度に応じ転落を防ぐ柵の整備費などを全額補助する事業が盛り込まれました。

これまでも、土地改良区などが行う対策費の一部を補助する事業はありましたが、国の当初予算に都道府県が主導する対策の全額を補助する事業が盛り込まれたのは初めてです。

予算案では、市町村や土地改良区が管理する用水路でも、台風や豪雨で道路との境が分かりにくくなるなど、転落する危険性が高まる場所については全額が補助され、都道府県主導で安全対策が進むと期待されましたが、このとき、三股町の用水路事業はどのような事業をされましたか。

先ほど町長が言われた事業だと思いますが、詳しく教えてください。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 先ほど町長の答弁でもございましたように、令和2年度に、蓼

池地区におきまして、延長272メートルを400万かけまして、転落防止柵の設置を行っております。

場所につきましては、蓼池公園周辺の子供がよく通るところと、それから令和3年度で、先ほど答弁がありましたように、早馬下幹線水路で道路が完成する場所、こちらのところに36.7メートルで65万円かけまして整備しているところでございます。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 分かりました。蓼池公園付近等ということですね。

それでは、③の事故防止のために事前対策はされているのでしょうか、お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 事故防止のための事前対策といたしましては、先ほども回答いたしましたとおり、各土地改良区が、危険注意喚起の看板を設置しておりますとともに、特に注意が必要な場所には、くいとロープで規制している場所もございます。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ハード対策とソフト対策が考えられますが、ハードとしては危険箇所に柵や蓋が、あるいは網がかけられるように提案しますが、ソフト対策として何が危険か、誤って落ちてしまったらどうするのか、あるいはどのような対策をすればよいのかといった講習会を開催するなども考えられます。

先日、数か所の用水路を見てきました。資料1の1枚目を御覧ください。

この1枚目の真ん中の右側と、私が行ったこの写真のほうの資料の一番上なんですけれども、海戸用水路では、民家の裏を蓋もなく用水路が通っています。

近隣は高齢化が進んでいますが、ここには注意喚起の看板が立てられていました。住民は慣れ親しんだ環境で危険を感じないと言われていました。でも、これからの高齢化になると、また観察が必要だと感じました。

次に、写真の2段目、早馬下用水路の新馬場公園の近くでは、子供たちが水遊びをするようで、近隣を見回る父兄の見回りのときは、用水路も見てねと注意があるそうなんですよ。

ここは、この写真にあるように柵がないんですね。看板も色あせていて、ほかの看板は立っているっておっしゃたんですけれども、こんな感じで何が書いてあるか分からない状態です。この早馬下用水路はどのような対策が取られますか、お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 早馬下用水路等の道路脇で、ただここが1か所が確かにガードレールも防護柵もないという状況は確認しておりますが、この場所については、また土地改良区と協議を行いながら、今後検討していきたいと考えております。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ぜひ子供の事故が、本当にこれから夏になると水遊びをするそうです。冷たくて気持ちいいですね。だから、四六時中親が付き添っていくわけにもいきません。この新馬場公園にはたくさんの子供が遊びに来ます。行こう、行こう、水遊びしようと言ったらきっとしますよね。

今回は、一般質問に上げていなかったのですが、教育課のほうもまた学校で、その件をちょっと注意をしていただければいいかなと思うんですけども、それから、また写真の一番下を御覧ください。

中学校グラウンド横からテニスコートの下を通っている用水路は、近隣の方は、昔、子供が落ちた経験があり、今回は、孫が生まれて歩き出したら不安ですって言われていました。

都市整備課に相談して、写真のように柵を設置してもらいましたが、相談者からすると納得のいく対策ではないです。

相談者は、我が子のことばかりではなく、ここのグラウンド、このすぐ横の道を通るとグラウンドで行き止まりになっているんですよね。そのグラウンドに、観客として家族連れがたくさんみえるそうです。だから、小さい子供を連れて試合に集中していると、子供は水のほうに行っても気づかないです。落ちたら自力ではい上がることができないぐらい深いところですよ。流れもあって、落ちて流されたらテニスコートの地下へ、暗渠部分へ流れ込んだら発見、救助は困難です。このほかの対策は考えられないでしょうか、お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） こちらの水路につきましては、用排水路ではなく、以前、都市下水路として整備した部分になります。

先ほど議員ご指摘のとおり、今回、地元からの要望を受けまして、道路からの転落を防止するための柵を今年度設置したところです。これまでも設置していたんですけども、今年度改めてまた1か所設置を追加したところです。

お話は、蓋をかけてほしいというお話だと思いますが、こういった用水路に限らず、道路横に側溝とかがあるんですが、いろいろとたくさんこちらのほうで要望を受けております。

計画的にそういったところの整備を進めているところなんですけども、そういったところの進捗状況を踏まえまして、こちらの箇所の整備につきましても、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ここの蓋ができないということは言われましたけれども、樹脂ネットであれば体が落ちてても体を柔らかく包むような気配で人を受け止めます。そして、網をうま

く掴んではい上がることもできます。

柵を造ったから人は侵入しない、あるいは侵入した人が悪いという考えに頼れなくなっていることを認識しなければならないと思います。

そこで、④転落防止のための蓋や網などの囲いの設置はできないでしょうか、もう一度お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 転落防止のための蓋の設置はできないかについて、回答させていただきます。

蓋の設置をする際の問題点が2つほどございます。

1つは、水路の土砂上げや物が詰まったときの対応に、大型機械等がなければ即座に対応できなくなり、水路の管理が難しくなるということでございます。もう一つは、蓋設置経費の捻出です。土地改良事業には負担金の原則がございまして、蓋設置事業に取り組んだ場合は、土地改良区の負担が基本的に発生するため、土地改良区の組合員の理解が得られない場合もあると考えているところでございます。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 確かに経費はかかると思います。

蓋といっても、この金網タイプの蓋もあるんですね。金網タイプだと作業はここを開けてできるんですね。だから、そういうこともいろいろ検討してもらって、大事な命です。何歳になっても大事な一人の命です。だから、水路用ネットカバーとかを考えながら、町民の命を守る対策をぜひともお願いしたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいまの農業振興課長が回答しましたように、これは町だけの問題ではなくて、地権者含め、その農業者、土地改良区との連携を取りながらやっていく必要があるかというふうに思います。

そういうこのネットでも設置することによって、作業がどうなのか、先ほどありましたように土砂の搬出とか、大型機械が入りにくくなったり、そういう手間暇もかかろうかと思しますので、農業者の理解が得られるかどうか含めて検討させていただきたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ぜひとも検討をお願いしたいと思います。

続きまして、質問事項2のデマンド交通についてですが、近年は高齢ドライバーによる交通事故も相次ぎ大きな社会問題となっています。

厚生省、人口問題研究所の推計によれば、我が国の高齢者数は、65歳以上の人口は年々増加

の傾向にあり、2055年には3,686万人、39.4%とピークに達し、その後においても高水準で推移していくものと予想されています。

本町は、バス停までの距離や便数の関係で利便性の悪い地域が多数存在します。そのため、高齢者や障がい者等を中心に、普段の交通手段の確保に困っている人が多くおられます。

そこで、質問要旨①くいまー利用実態調査結果はいかがだったでしょうか、お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、くいまー利用の実態調査結果についてお答えしたいと思います。

調査の結果につきましては、本町の新たな地域公共交通計画の策定を進めるに当たりまして、三股町地域公共交通会議、また、三股町地域公共交通計画策定委員会に諮りつつ、令和3年度に事前調査として、町民、公共交通利用者、交通事業者等に対する意向調査を実施したところでございます。

その中におきまして、現在の課題の抽出、また町民のニーズ分析を行っておりますので、今回提出しています資料ナンバー2、そちらに基づきまして説明をさせていただきます。

資料の19ページから20ページを御覧ください。

まずは、くいまーの利用者に対する調査結果についてでございます。

調査方法につきましては、全路線を対象に平日の3日間、バスに調査員が乗車し、コースごとに居住地、年齢、利用目的、利用頻度等の7項目について聞き取り調査を実施したものでございます。

利用者の特性としまして、1点目、80歳以上の町内居住者による買い物、通院目的と、10歳代の町内居住者による通学目的として利用されていること。2つ目、利用方法としては、往復利用者が多いということ。3つ目に利用頻度につきましては、週に2日以上が最も多く、次いで週に5日以上となっているということ。4つ目に、満足度についてでございますが、総合的に高い傾向にありますけれども、田上、蓼池コースで若干の不満傾向にあるということ。最後に改善要望としましては、運行本数、運行時間帯、運行ルート of 順となっております。

次に、資料8ページ、9ページを御覧ください。

こちらにおきましては、町民に対する調査結果についてでございます。

調査方法につきましては、15歳以上の町民3,000人を対象に、居住地区を勘案した上で無作為に抽出し、アンケート調査を実施したものでございます。回答数につきましては1,299人、回収率43.1%でございました。

特性を申し上げます。まず1つ目にくいまーを週1回程度、日常的に利用している方は全体の1%程度であるということ。2つ目に利用しない理由として、利用する用事が特にない。自動

車のほうが便利が大半であるということ。3つ目に利用する条件として、運転できなくなってからの意見が7割以上あったということ。次いで、身近な場所での便利な乗降の整備となっております。4つ目に満足度でございますが、運賃で比較的高い数字にあります。それとはまた逆に、バス停留所の待合空間、屋根、ベンチがないということが不満足な点ということで上がっております。

以上が、調査結果の概要でございます。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） たくさんの資料をいただいて本当にありがとうございました。そして、回収目標が30%だったのに43.1%とすごい回収率で、素晴らしいですね。

マイカー普及率が高く、くいまーる利用者数が少ない地域の声を聞いての結果や高齢者や住宅から停留所まで歩くのがつらいという地域特性があります。

そこで、②利用しやすいサービスを提供していくことが必要ですが、現在の状況はいかがでしょうか、お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 現在の利用者数のサービス提供に関する現在の状況についてでございますけれども、先ほど述べました調査結果に見る利用者、未利用者のくいまーるに対する意見が現在の状況を示しているものと考えます。

利用しやすいサービスの提供とは何かについてでございますけれども、調査結果に見る現状を把握し、また認識し、満足度やニーズから課題を抽出する中で、意見要望に寄り添うことだと考えております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 町民のニーズに耳を傾けてほしいと思います。

そこで、③どれぐらいの高齢者が日常の買い物や外出に不便を感じていると推計されますか、お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、資料の4ページを御覧いただきたいと思います。

資料4ページにおきましては、町民アンケート調査による外出における困り事の取りまとめをしているところでございます。

外出時に交通手段がなく困ることがあるかとの質問に、65歳以上の調査回答者842人のうち、困るというふうに回答した方が56人ございました。内訳としましては、1つ目に外出行動としまして、通院が60.7%、買い物44.6%となっているところでございます。2つ目に

交通手段がなく困る際の対処方法として、タクシーを利用する53.6%、家族・友人などに送迎してもらう39.3%となっていますが、外出を諦めると回答した方も12.5%あったということでございます。

以上でございます。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 確かにこういう声はたくさん聞きますね。

資料の3ページを御覧ください。

この3ページには、免許保有者の意識として、運転に苦痛、不安を感じ始めており、できれば控えたいが、ほかに代わる交通手段がないため運転を続けているとの回答が7.7%。また、免許返納意向として67.9%とあります。

交通弱者の社会参加に対応していくためには、適切な移動、交通手段の確保について長期的視点に立った対策を講ずる必要があると考えます。

町民生活の中で、交通弱者に適切な援助の手を差し伸べるような環境づくりと交通弱者が安全かつ身体的に負担の少ない方法で移動が可能となるよう整備を着実に進めることが必要です。公共交通は電気や水道と同じようにライフラインであるため、現状に合った公共交通の導入が必要となります。

そこで、④柔軟性に優れた交通手段はどのように考えられますか、お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 柔軟性に優れた交通手段はどのように考えられているかというご質問に対して回答いたします。

資料のほうにつきましては、13ページを御覧ください。そちらのほうに効果的な利用促進策として記載がございます。

まず1つ目に、行きたい場所を通る路線の設定。2つ目に、増便や運行時間帯の拡大。3つ目に、鉄道、路線バス、くいまー等の乗り継ぎのしやすさが上位を占めている結果でございます。

この利用促進策を踏まえた上で、交通手段の確保が柔軟性と捉えておりますので、今後の検討すべき課題だと捉えております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 確かにそういうことですね。

ある地域の乗合タクシーの例で、利用者は電話で2時間前までに予約センターに申込み、予約センターが利用者を集計し、配車する仕組みで、人数によって配車タイプや台数が決められるようです。

そこで、質問要旨⑤持続可能な地域公共交通を実現するために、どのように考えられていますか、お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） アンケート調査からも見えてくるところでございますけれども、この持続可能な地域公共を目指す方向性というところにおきましては、本年度、公共交通計画、新しい策定を計画しております。その中で一番大きな柱になるかと思えます。

その方向性としまして、自家用車依存率が高い状況において、誰もが住みやすい町を実現するためには、やはり高齢者、障がい者、妊婦等の交通弱者にとって利用しやすいサービスであることが欠かせないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） デマンド交通を導入するメリットは次のようなことが考えられます。

利用者のニーズに対して柔軟に対応できる、路線バスの運行ルートから外れている人にとっても生活の足を確保できるなどです。

デマンド交通は、公共交通にまつわる課題を解決する方法として注目を集めています。

2013年度には、311市町村であった導入自治体数は、2020年度には700市町村にまで増加しています。

デマンド交通システムも従来の路線バスやコミュニティバスに比べ、需要に応じた運行を行うことで運行効率を高め、さらにドア・ツー・ドアといった利便性の向上でサービス水準を高めることができます。

そこで、質問要旨⑥デマンド交通を含めて、生活しやすいまちづくりの実現はどのように考えられていますか、お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） これまで述べてきました柔軟性、持続可能な地域公共交通を実現するためには、町が運営するくいまーるバス事業だけでは網羅することは不可能であると考えております。

鉄道、路線バス、タクシー等の民間事業者との連携及び生活圏域の連結による公共交通体系の構築が必要と考えます。その構築におきまして、利用者の要望、ニーズに対応できる予約型デマンド交通の在り方については、重要な課題として捉えているところでございます。

本年度は、本町の新たな地域公共交通計画を策定しまして、令和5年度の試験運行、そして、令和6年度の運行開始を目標として進めているところでございます。

本計画案については、12月議会で計画をお示しする予定であります。

本計画が生活しやすいまちづくりの実現に生かされるように、策定に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） そうですね、本当にくいま一る3路線を見てみると、本当に山間部でないのに、植木住民また稗田、今市地区、あの辺とか、本当に家からバス停までが遠いんですよ。だから、その点も考えると、もうこれからの免許返納となると、私もあと10年、20年で免許返納になるのかなって思うんですけど、私が住んでいる植木からバス停まで歩けるぐらいの体力は、筋力はつけていこうとは思いますが、その20年後に免許返納しやすくなるような体制を今整えておかないと、本当に高齢者が増えたときに、交通弱者がどんどん増えることになっていきますよね。だから、その点を十分考慮して、明日は我が身ということで、ちょっと考えていただきたいと思います。

デマンド交通を導入すれば、利用者ゼロでもバスを走らせなければならないという状況は改善できるし、またドア・ツー・ドアでの利用や目的地の自由な設定などを利用する側にとってのメリットも多いと考えます。

持続可能な地域公共交通を実現することは待ったなしの重要課題です。調査結果を踏まえたこれからの政策に期待しますので、よろしくをお願いします。

○副議長（楠原 更三君） 途中でありますが、昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午後0時02分休憩

午後1時24分再開

○副議長（楠原 更三君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

午前中に引き続き、田中議員、お願いいたします。

○議員（1番 田中 光子君） では、引き続き質問事項3の子供の弱視についてですが、子供の目の機能は、3歳頃までに急速に発達し、6歳頃までにほぼ完成します。この時期に視力の発達を妨げる弱視や斜視などの異常を早期発見し、早期治療につなげることが大切です。子供にとっては、もし弱視があったとしても、見えにくい状態であることに気づかないため、そのまま日常生活を過ごしてしまいます。そこで、身近にいる大人が子供の目の状態に注意し、気づいてあげることが必要です。

子供の目の弱視は、2から3%の確率で起こっていることをご存じでしょうか。50人に1人の子供に弱視がある可能性があります。弱視は早期に発見されれば、有効な治療が可能です。

4歳以下で治療が開始できれば、95%の弱視は改善します。弱視治療は、早ければ早いほど高い効果が期待できます。

そこで、質問の要旨①3歳児健診の視覚検査はどのようなものでしょうか。お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 3歳児健診の視覚検査についてお答えいたします。

3歳児健診は、母子保健法に基づき、満3歳を超え、満4歳に達しない幼児を対象に実施しております。検査方法は、一次検査として、家庭で視力検査と目に関する質問に答えてもらい、健診当日に持ってきてもらっています。視力検査は、検査用の指標、視力0.5のランドルト環を2.5メートルの距離で正しく答えられるかを確認するものです。

また、二次検査として、家庭での視力検査で上下左右の4方向を正しく答えられなかった場合及び家庭で検査ができなかった場合に、健診会場で再検査を行ってるところです。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 3歳児健診の視覚検査では、事前に各家庭で視力を調べて問題があれば、検査会場で医師からの検査はあるのでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 視力検査は、健診会場では看護師が行っておりますが、3歳児健診の検査項目で小児科による内科健診がありますので、そこで医師の診察があります。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 家庭で検査すると、子供は自分の目の状態が正確に説明できなかったり、保護者が見逃したりするという例がたくさんあります。スクリーニング検査——検査ができる専用の機器ですね——では、近視、遠視、乱視、斜視、不同視、瞳孔不同といった弱視危険因子を検知し測定します。6か月以降の子供であれば短時間で簡単に検査ができますし、特に3歳から5歳児の弱視のスクリーニングに有効です。生まれたばかりの赤ちゃんは、まだ明るさが分かる程度と言われていています。いろいろなものを見ることで視力は発達し、6歳ぐらいまでで1.0に達するとされています。もし視力の発達の途中でものをくっきり見ることができない状態が続くと、弱視になってしまう恐れがあります。この視力発達時期に早期発見し、治療することが重要と言われていています。

資料3を御覧ください。本町での検査結果を資料として頂いたんですけれども、令和3年度228人に対して、視力再検査を受けた人はお一人っていうことになるんですけれども、そこで、質問要旨②弱視・斜視の発見はどのように行われているのでしょうか。お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 弱視・斜視の発見につきましては、先ほど回答いたしました3歳児健診時の家庭での視力検査と、目に関する質問、健診当日の間診で保護者への聞き取りや、必要に応じて視力検査の再検査及び小児科医師による診察を行っております。3歳児健診のみになります。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） 日本眼科医会が、3歳児健康診査において視覚異常の検出精度を向上させるために、市区町村が指定する会場で行う二次検査で問診、視力検査に加え、フォトスクリーニング等も用いた、先ほどのあの機器ですね。フォトスクリーニング、こういった機器ですね。屈折検査や両眼視機能検査を併用することが望ましいですと、屈折検査の必要性を訴えています。

厚生労働省は、子供の50人に1人はいるとされる弱視の早期発見に向け、市町村が行う3歳児健診で屈折検査と呼ばれる検査の導入を促すことを決めました。

さっきの228人に対して1人だけというのは、見逃しがあるっていうことに国としては見てるんですね。50人に1人は弱視がいるという、可能性があるということなので、見逃しがある数字ですよ、これだったらね。なので、屈折検査は、専用の検査機器を数秒目に当てるだけで、弱視の原因となる遠視や乱視などを判定できるものです。しかし、検査機器の価格が1台が100万円に上り、3歳児健診に利用する市町村は、約3割にとどまっているようです。

このため厚労省は、22年度、導入を希望する市町村に対し、機器の購入費を半額補助する方針を決めました。22年度予算の概算要求に、関連予算約10億5,000万円を盛り込みました。子供の視力は成長とともに上がり、6歳から8歳までに決まる幼児期に強い遠視や乱視などがある場合、早期に治療を行わないと弱視になり、大人になって眼鏡をかけても十分な視力が得られないこととなります。

そこで、質問要旨④屈折検査の機器導入はできないでしょうか。お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 屈折検査の機器導入はできないかについてお答えいたします。

屈折異常や斜視に伴う視力の発達の遅れ、弱視は、日常生活では気づかれないこともあるため、現行の3歳児健診での視力検査に加え、より精度の高い視覚検査の実施が重要であると考えております。3歳児健診時に屈折検査を行うことは、弱視の早期発見、早期治療に効果があると考えております。

屈折検査の機器の導入を行うには、屈折検査機器の種類は何種類かありますので、機器の導入の選定に関することや検査をする会場の確保、検査を行う専門職の確保などの課題があります。

既に屈折検査を導入している市町村もありますので、機器の選定のことや検査体制などの状況を確認し、今後、屈折検査の導入を検討したいと考えているところです。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 田中議員。

○議員（1番 田中 光子君） ありがとうございます。ぜひ子供たちのために、前向きにこの検査機器を導入してもらって、早期に治療が始められることが、将来の医療費の負担も減額にもなると思っています。家庭での視力検査だけでは、視力異常の検出は限界があることが分かっています。先ほど申しましたように、4歳以下に治療が開始できれば、95%の弱視は改善されるとされています。今までどれだけの見逃しが、去年、令和2年度は0人なので、確実に見逃しがあったと考えられます。確実なスクリーニングのための屈折検査機器の導入を求めます。

全国市町村自治体は1,718あり、業者によると、この検査機器を保有している自治体は、約17%程度ようです。実際に導入し活用している自治体は、弱視・斜視の発見数が大きく前進しているとの報告もあります。検査機器活用の早期発見効果は明らかなんです。

視力の発達には、いろいろなものを見ることによって得られる視覚的な刺激が不可欠です。しかし、近視、遠視、乱視といった屈折異常や内斜視といった目の位置の異常などがあると、視覚的な刺激を適切に得ることができず、視力の発達に支障を来すことがあります。また、このような異常が放置されると、治療後も十分な視力が獲得できないこともあります。早期発見が非常に重要です。

小学校以下の小児では、現在、携帯型ゲーム機器とか、学校ではタブレットも活用し、本当に子供たちのこれからの目の異常が心配されることです。三股町に住んでよかった、三股で安心と言っていたるように、屈折検査機器の導入をよろしく願いいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 続きまして、発言順位3番、上西議員。

〔10番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（10番 上西 祐子君） 3番、上西です。通告に従いまして質問してまいります。

まず、最初の町職員の体制整備に係る問題についてお伺いいたします。

今年4月の広報みまたによりますと、新規採用者は12人、退職者11人となっております。退職者のうち2人が再任用となっております。実質では、本年度は3人増となります。ただ、病氣療養者や産休で休まれる職員も考えられますので、実質職員の人数が増えたとは考えられません。町からいただいた資料によりますと、2万人から2万5,000人規模の自治体の公務員数

を見ると、本町は、一般行政職員149人、人口1万人当たり57.25人、県の高鍋町は、人口2万141人ですが、職員数が149人、1万人当たり73.98人となっております。教育・消防部門を除けば、三股町は130人、高鍋町は126人となります。特にこの3年間、コロナの感染対策などで仕事量も多くなって、厳しい状態になっているのではないかと推察いたします。忙しくなると、心身ともに病んでしまいます。人間は、ある程度ゆとりがないと生きていきません。

最初の質問、1番、現在、長期療養で休職されておられる方や、50代で退職者がおられたと聞きましたが、町長はこのような事態をどう捉え、どういった対策を講じられておられるのかお伺いいたします。

あとは、質問席にて質問いたします。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 職員の長期療養者及び早期退職者について、過去3か年の状況についてご説明申し上げます。

まず、長期療養者につきましては、1か月以上の療養休暇取得者を長期取得者として回答いたします。令和元年度が5人の845日、平均取得日数は169.0日、そして、令和2年度が5人の507日、平均取得日数は101.4人、令和3年度が7人の1,219日、平均取得日数は174.1人となっております。

次に、早期退職者につきましては、60歳定年前の退職者で申し上げます。令和元年度が3名、令和2年度が1名、令和3年度が7人というふうになっております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 今の質問、回答を聞いて思ったんですが、年々病気長期欠勤者とか早期退職者が多くなってきてるんじゃないかなと感じました。せっかく本庁に、役場に務めて、これから町のいろんな政策決定なんかに関わるような人たちが、今までの経験をなくして退職されるというふうなことは、町にとってももったいないことじゃないかなと思います。やっぱりそのことに対して、町長はどのように感じておられるのか、もう一度お伺いいたします。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 昨年は7名というたくさんの方が、たくさんといますか、早期退職がおられたわけなんですけれども、それで、前の西村副町長のほうから、辞める方に対して、理由なんかをちょっとお聞きしたい、聞きたいというようなことで、本人さんと事情聴取したんですけども、本人はそういうことを言う必要があるのかというような感じの返事で、余計なことを

言うなというような感じでしたので、そういう聞き取りはできませんでしたが、それぞれの家庭の事情とか、早めに辞めて、あと年金まで相当な期間がありますので、生活大丈夫だろうかとか、こちらが心配するんですけども、本人さんにとっては、本人のまた計画があるというようなこともあったみたいですので、特別なプライベートに踏み込むことはちょっとできなかったところがございます。

ただ、やはり言われるように、今までずっとやっておられたところで経験された非常に知識、経験、実績がありますので、そういう方々を有効に使うと、また、これからまたリーダーとして活躍してもらおうと、そういう意味合いで、やっぱ早期退職というよりも、定年を迎えて、そしてまた再任用というような形で活躍していただくことが一番いいんじゃないかなというふうに思いますし、また、そういうふうに持っていきたいなというふうに思っています。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 先ほども、人口に占める公務員数の数を言いましたが、本町は高鍋町辺りに比べて、人口1万人当たりなんかに比べると、随分職員数が低いんですね。高鍋町は2万人ぐらいで職員数が約74人。本町は約150人というふうな形で、やはり今すごく、見ますと、職員に比べて仕事量が多くなってきているというふうなことを聞いておりますし、また、この二、三年、コロナの影響とか、そういうふうな形で、もう突発的に起こったわけですが、そういうこれからも何が起こるか分からないような情勢の中で、それとまた、国からの下りてきた仕事、特に福祉なんかは、子供たちの、まあ今度は家庭庁とかで子供課とかできますが、そしてまた、いろんな子供たちも、いろんな発達障がい者とか、いろんな昔あんまり考えられなかったような対策も必要になってきていますし、そういうふうなことを考えたら、やはり仕事量が多くなって、対応をしないといけないことがたくさんあるにもかかわらず、昔よりも職員が減ってるんじゃないかなというふうに思うんですね。

今、この総務課からいただいた正規職員数と任用職員数の数を見ますと、職員数が355人のうち、正規職員数が177人、会計年度任用職員が178人と資料を頂いたんですが、私は正規職員のほうが少ないというのはちょっと納得いかないんですが、なぜそういうふうにされてるのか、人事関係の人件費を減らすためなのか、そこら辺も含めて、やはり町長の視線というふうなのも考えられるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回のやっぱコロナ対応で、本当仕事は増えております。というのも、やはり専門職が対応しないと、やはり仕事がこなせない。単に会計年度とか、パートとか、そういう形ではできない仕事というようなことで、今、健康管理センター、そちらのほうの事務の時間外も相当増えてます。それとともに、また濃厚接触者とか、そういうところの仕事も、今ま

で保健師がやってたのを町のほうでやらなくちゃならんと。そして、それぞれの事業所でもやらなくちゃならんと。それに対しては、町のほうがある程度手助けをしなくちゃならないとなりますと、やはりそれは素人でできません。やはり職員でないと。ですから、職員自体の一つ一つの仕事増えてるといのは、本当確かです。そこに新たに、先ほど言いましたパートとか、そういう人たちでこなせないもんですから、一人一人の仕事量は増えてるといのは確かです。それでまた、県のほうから下りてきた。そしてまた、地方創生臨時交付金というのがございますが、いろいろと国のほうから事業所、あるいは、物価高騰を含めて、そういうものに対する支援をどうしたらいいのかと、そういうものの取りまとめを含めて、やはりコロナ対策といのは、仕事が満遍なく広がっているといのは確かでございます。そういうものに対して職員が対応しなくちゃならんといところで、経済対策の中で対応をしているところでございます。

そういう中で、今言われましたところの高鍋町との比較で言われましたけれども、県内の、九州管内の状況でいいますと、どちらかといと、三股町は全体の平均よりも増えてます。多いというようなことをここ書かれますとそうですけれども、九州管内で見ると、下のほうではないかということですよ。

そして、言われるように、会計年度職員が多いという部分ですね。これについても、それなりの理由がございます。と言いますのも、後で背景としてお話するところですけども、教育課の特別支援、それから、教育支援関係の業務ですね。それと、学校関係の業務、図書館、文化会館、こちらのほうは会計年度職員が多くて、49名います。それから、福祉課の放課後児童クラブですね。児童館のほう。放課後児童クラブ、そちらのほうは34名、そして、高齢者支援センターの包括支援センター、そちらのほうは13名、そして、環境水道課の最終処分場ですね。そちらのほうは12名、そして、町民保険課のマイナンバーやコロナ対応などで11名、それから、総務課のほうの選挙ですね。それとか、工事検査員等で10名、こういうところで149名、それに、5時間勤務のパートが29名というようなことで、178名ということになっています。そして、学校関係のほうも発達支援のクラスがございますよね。そちらのほうを三股町は非常に手厚く、一人一人面倒を見るような形で、かなりきめ細かくやっています。そういう意味で、こういう増えてる部分といのも理解してほしいなというふうに思います。だから、全て正規職員で対応をできればいいんですけども、そうではなくて、そういう限られた時間でやらざるを得ない部分もありますので、それが会計年度任用職員の数字に上がってるというふうにご理解をいただければありがたいと思っております。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 私も、学校支援体制なんかで会計年度職員を採用していることは知っておりますが、やはり今の役場の中で、やはり病気になる人、先ほどの指宿議員の質問の中

でも聞きましたが、精神疾患で休んでおられる方とか、それから、早期退職者の方も何か福祉関係の方だったとかいうふうなことを聞くもんですから、やはりそういうところでの業務がすごくもう過密になって、なかなか、それとまた窓口、一般町民との窓口対応もありますので、そういう点でやはり対応が難しく、大変な事態になっておられるんじゃないかなと。

今度の保育園関係のコロナ対応でも、保育園の園長先生から、もう三股の役場の人は大変ですねと、もうしょっちゅう家にメールが来て、もう土曜日も日曜日もなく対応をしてくださっていると。本当にもう体が大丈夫なんでしょうかねという、外部の人の心配されるほど、そういうことを言われたんですね。私もそれでびっくりしたんですけど、やはりそういうふうなことのために、病気にならないような人員体制とか、もう50代で今からというふうな人たちが早期退職されないような職場づくりを考えていってほしいなと思います。

職員の育成について、やはり今、情報媒体の進化に伴って、住民からの要求とか質問とか、そういうふうなことについて回答するに当たっては、また高度に専門性を必要とする内容のものも多くなってきてると聞きますが、行政事務の多くは、前任者の業務を引き継ぎながら効率的かつ効果的に執行されていくものと思われませんが、人材育成の観点からも、職員の育成は重要かつ不可欠の課題であると考えます。人材育成について、どのような配慮や規定を持って進められておられますか。お伺いいたします。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 職員の育成についてという中におきまして、異動や、まず採用についてですね。どういった考え方を進めてるのかについて回答させていただきたいと思えます。

まず、異動についてでございますけれども、異動につきましては、4つの点で判断材料として行っております。一つは、部署の所属について判断材料としておきまして、新規採用職員については3年、その他職員については5年を目安として判断しております。2つ目に、時間外勤務状況等についても判断しております。一年間その職員がその部署でどのくらいの時間外を勤務に従事したのか、その辺も判断材料としてしております。3つ目に、課長ヒアリングによる職員数専門職の配置についてを検討しております。これにつきましては、毎年11月、12月をもって、各課課長と職員の状況等についてのヒアリング等を行っております。4つ目ですけれども、新たな事業展開に必要な適正配置、こういったものがどのように必要なのか、それについて検討をして判断しております。

続きまして、職員の採用についてでございますけれども、採用につきましては、退職者の補充というところを原則としておりますけれども、課長ヒアリングによる求められる業務、必要とされる業務の度合いを判断しまして、必要な職員数、専門職種を把握した上で、職員採用試験検討

委員会において採用試験方法、採用職種、採用人数を検討し、職員選考委員会において試験の実地選考をして採用をしているところでございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 職員の育成も本当に大事だと思います。

また、採用について、専門職ですね。有資格者採用など計画指針などがあつたら聞かせていただきたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 専門職種につきましては、午前中、指宿議員の質問に対しまして副町長が申し上げたとおり、今現在、専門職種としましては、まず保健師ですね。それと心理士、建築士、また土木技師ですね。これらの専門職を、今、採用に向けて取り組んでいるところでございます。特にこの専門職種については、そのやはり資格を有した方々ということで採用のほうをしてるんですけども、やはり専門職種の方に従事してもらって、専門職種だけの業務というわけではなく、それに関連したいろんな事業、もしくは、事務がありますので、もうそういった関連した部署への配置というのも含めたところで考えております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 専門職の採用なんですが、心理士なんかなかなか人材がいないというふうなことを聞いたんですが、やはりそういう方々、社会福祉士とか、精神保健福祉士とか、心理士とか、そういう専門の方々を途中採用する場合に、何か町では任用職員として採用するとかいうふうなことを前、聞いてたんですが、違うんですかね、それは。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） うちの採用試験の中には、通常、任用試験という方法と、もう一つ、選考試験という方法がございます。任用試験等につきましては、統一試験、自治体を実施する一緒に合わせて、必要な職種等を含め、試験を、同じそういった試験要旨というか、方法であつたりしますが、選考試験につきましては、いわゆる町独自のやり方での試験方法というやり方ですね。基本的には2つあるということで、今まで任用試験というのが、もう主でやってきたところなんですけれども、先ほど副町長が申しましたとおり、今回そういった専門職種を採用にしても、募集しても来ないと、試験を受けに来ないという実態もございましたので、令和4年度、令和5年度に向けて、令和4年度の途中採用も含めて、この選考試験というのをやってみようということで、今現在、検討委員会でどういった方法がいいのか進めているところでございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 専門職の方々は、仮に若い人じゃなくても、ある程度キャリアがあつて、年配の人でもそういうふうな人が応募してくる場合もあるんじゃないかなど。そういうときに、やはりそういうキャリアを考慮して採用して、賃金もそれなりにしていただくと、また応募する人もいらっしゃるんじゃないかなど思うんですよね。だから、そういうふうな点で、いろんなこれからは、福祉の部分でも教育の部分でも、いろんなそういう専門性を持った人たちを採用していかないとなかなか大変だし、私個人的なことを言いますと、家の娘なんか福祉関係の仕事してたときに、やはり上のほうから通信で社会福祉士の勉強してくれんかと。そうすれば、1万円給料上げるからちことで、まあ精神保健福祉士だったんですけど、仕事しながら2年間、名古屋のほうの通信大学に通って、通信で国家試験を受けて、そして、次、その同じ事業所だったんですけど、今度はそういう職種に変わって、給料が1万円上がったと、そういうふうなこともあるわけですね。だから、通信教育で資格を取ってもらうというふうなこともできるわけですので、そういうふうなことも含めて、やはりこれから心理士とか、そういう精神保健福祉士とか、社会福祉士とか、そういうふうなこともやっぱり考えていかないと、時代のいろんな対応に遅れるんじゃないかなどというふうなことを感じましたものですから、一言申し添えますが。

そして、今、専門性を持ってらっしゃる方々が専門性を生かす職務に配置されているのか、ほかの業務まで兼ねてるんじゃないか、そこら辺をちょっとお尋ねいたします。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 専門性を生かす職務の配置についてでございますけれども、専門職の職員の配置につきましては、専門性や取得資格が効果的に発揮できるように、業務内容、業務の関連性、部署間連携、年齢層のバランス、経験値等に配慮した職員配置に心がけているところでございます。

また、先ほど指宿議員のほうから質問がありましたその資格、有資格者の配置状況を見ても分かるように、そういった専門職の配置はしてるというところでございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 5番と6番と7番は、資料を頂きましたので省きます。

この質問なんですが、やはりICTの活用によって、業務の効率化は行政事務においても広く求められるところですが、その前に、行政の果たすべき業務が適正に執行されるための適正な人員配置と、業務の継続性や、業務の質の向上を目指す上での人材育成について、人事異動、採用計画などを含め、しっかりとした人的な基盤整理を進めていただきたいと思います。

なお、最後に申し添えますが、従来の育成という作業は、拙速にできるものではございません。

三股の歴史を学び、三股の人を知り、三股への関心を深め、そして、それらを行政の役割の中に落とし込む実践と経験が不可欠なものであり、長期的な展望の上で計画的に実施されるべきものだとして認識しております。ぜひそういう立場で町政のことを本当に考えられる上の方々は、人材という大事なことから、ただ効率的なことばかり考えなくて、人材をきちっとしたことが、やはり三股の発展につながっていくのではないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

2番目の質問に移ります。

コロナ禍における財源基盤に係る課題についてですが、コロナの終息がなかなか見えてこない中、国は、様々な支援給付金の支給やワクチン、PCR検査などの充実を図るべく、相当の経費をコロナ対策に充てていると思われまます。

今後、国のこうした財源を担保するための経済政策には、注視しておく必要があります。なぜなら、国の財政引き締め政策が予想されるからです。

また、今、政府は軍事費を倍に引き上げるようなことも言っておりますので、軍事費が増えて、ますます一般の経費が圧縮されるんじゃないかなと心配しております。

また、その一つとして、自治体が国の補助金や交付金を得て実施している、いわゆる補助事業に対する影響です。補助率や交付税率の引下げは一般住民には見えにくくなっており、かつ最も効果的に国の財政支出を抑制できる施策の一つです。補助を得て実施している事業の補助率が引き下げられれば、当然町の持ち出し分が増えることとなります。その際、町に負担分を捻出する財源がなければ、これまで実施してきた事業の継続が困難となります。町は、まあこれは今のところ仮定なんですけど、今後の国の財政施策をどのように見込まれているのか、そして、どのような対策を講じようかと準備されておられるのか、町長の答弁をお伺いいたします。

○副議長（楠原 更三君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） ご質問の趣旨は、コロナ禍における様々な国の施策において、その主な財源が国債発行により確保されてる状況でありまして、今後、国の財政比率の観点から国庫補助事業の見直しが行われて、地方財政を圧迫することを危惧された質問だというふうな、思います。

市町村における国からの財源の大部分は、地方交付税及び国庫支出金となっております。地方交付税は、ここ数年、地方財政計画におきまして、一般財源総額について前年度の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することを基本とされておりますけれども、議員おっしゃったとおり、今後も国庫支出金と合わせて、国の動向を注視していくことが重要と捉えているところでございます。

今後の町の財政見込みについてお答えいたしますけども、さきの3月定例会でお配りいたしま

した中期財政計画資料におきまして、今後の大規模事業であります五本松交流拠点施設整備事業、し尿処理・汚泥処理等築造事業などの事業を見込みながらも、令和5年以降については、地方交付税においては、事業費補正分を除きまして0.5%の減と。国庫補助金につきましては、投資・扶助費関連の経費を除きまして、1%の増の最低見込んでいるところでありまして、歳入全般においては、歳入低く見積もって、各種基金を活用しながら財政運営を行っていくものとなつてるところでございます。

対策準備としましては、引き続き、国・県の動向も勘案しながらですけども、町税等の自主財源の確保、財政調整基金の確保と、公共施設等整備基金などの各種目的基金における今年度負担に備えた資金確保を行いまして、住民サービスが安定的に提供されるように、持続可能な財政運営を進めてまいりたいと考えてるところでございます。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 本当にこれから人口も減ってまいりますし、今度の本当コロナ対策なんかで、国はもうすごい赤字国債を発行してるというようなことで、本当に今からの時代は、大変な時代になっていくんじゃないかなと、私たち心配するんですが、その辺りを含めて、いろんな公共工事、大規模な支出を伴う事業については、もう本当に慎重であってほしいなというふうなことを申し添えて、この質問を終わります。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回、コロナですね、国のほうが財政圧迫とありますけど、私これを見たとき、ちょうど平成の大合併のときのことを思い出すんですね。あのときに、1万人以下の市町村、町村は、もう本当に財政運営はできませんよと、そして、もう合併をなさいというので、大分合併が進みました。しかし、西米良村みたいな1,000人にも満たないところでも、しっかりと財政運営を含めてまちづくりをやっています。私は、今回、そのときの財政状況を見ますと、三股町が合併、あの平成十四、五年頃、これから10年後はどうなっていくかというシミュレーションをしたときに、国の今のやり方でいくと、大体地方交付税と臨時財政対策合わせて24億ぐらいになるだろうと。その前が32億ぐらいだったですね。ですから、8億ぐらい減っていく、なかなか厳しくなっていくだろうというふうな推計でシミュレーションをしました。

しかし、実際は、今でもそうですが、約29億は確保できてます。要するに、国は、やはり厳しいけれども、地方を見捨てるというようなことは絶対できないんだと。だから、地方があつてこそ国があるというようなことで、やはり地方の活性化が国の活性化につながっていくという視点から、やはりこういう財政的に厳しい状況ですけども、やはり地方の6団体、やはり知事会含めて、当然市長会、そして町村会、しっかりとこの財政確保、交付税確保、これについては取

り組んでいきますので、ですから、いろんな事業があつて、そういうお金の問題もありますけれども、しかし、地方の財源を大幅に切っていくということは、国はできないというふうに思っています。ただ、やはり本町の中では、今、借金が七十二、三億ですけれども、これは県内の中では一番低いほうなんですね。一人当たり30万ぐらいなんですよ。隣の町とはまた違いますけれども、まだ多いですけれども、三股は非常に健全財政やってきてます。その辺は自信を持っています。そういう意味合いでは、これから言われる大型事業といつても、そう大型じゃないんですよ。しっかりした財政計画の下に町としては事業を進めてますので、その辺はご心配要らないと。今回、五本松のほうは20億と言ってますけど、半分は国のほうの補助金で、もう5億集めておりますし、残りは今年度負担があると、財政応援があるところの起債事業というふうに考えてます。それ以外に、し尿処理センターもございますし、そういうふうなものを年次的にこうですね。だから、最低限必要なものはしっかりやっていくというようなことで、財政状況はしっかりと将来を見据えながらやっていきますので、その点は、またいろんな財政状況、報告も、議会に報告しますので、しっかりとまた見ていただければというふうに思います。

私から以上です。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 今の町長の話をしっかり受け止めて、これから注視してまいりたいと思います。

では、3番目の中学校の教室不足についてお伺いいたします。

令和2年の9月議会で、少人数学級の実現を求める質問をいたしました。この3年間、児童生徒は、コロナ感染の影響で不自由な学校生活を強いられたのではないかと思います。2年前に全国知事会、全国町村会長が連名で、新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言を行いました。そのとき、石崎教育長の答弁で、「中学校の生徒は令和7年ぐらいがピークになり、980人ぐらいまで増えるのではないかと予測していると。増えた生徒数にどう対応をしていくか考えなければならない状況になっております」と答弁されました。

今、あれから2年たっておりますが、現在の状況と、そして、その具体的取組などを質問いたします。

○副議長（楠原 更三君） 教育長。

○教育長（米丸麻貴生君） それでは、三股中学校の生徒数等についてお答えいたします。

三股中学校の生徒数につきましては、本年度868名でございます。学級数は29学級となっております。

今後の児童生徒数の推移につきましては、住民基本台帳等を基に単純に推計しますと、来年度が941名、令和7年度には、先ほども言われましたが、1,000人を超えるのではないかと

いうふうを考えております。

これまでも定例議会等でもお答えしましたように、特別教室を普通教室として転用するなどして対応してまいりましたが、それでもなお教室不足となる見込みとなっております。そのため、今年度中に三股西小学校や勝岡小学校のように仮設校舎を建設しまして、令和5年4月からの供用開始ができるように進めてまいりたいと考えております。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 子供たちの学級三十何人、35人なのか、40人なのか、その辺りと、教室不足が幾つできて、どういうふうに対応、なっていくのか、もうちょっと詳しく教えてください。

○副議長（楠原 更三君） 教育長。

○教育長（米丸麻貴生君） まず、学級編成につきましては、令和3年4月に国が、安全、安心な教育環境の下、誰一人取り残すことなく、個別最適な学びを実現する時代であるということから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制を整備するために、公立小学校の学級編成の標準を約40年ぶりに引き下げまして、具体的には、令和3年度から6年度末にかけて段階的に35人編成とするものであります。本年度は、小学校第3学年までが35人編成となっております。

また、宮崎県におきましては、公立小・中学校の学級編成基準を、小学校第1学年及び第2学年におきましては、運用により30人編成としております。中学校におきましては、第1学年の35人編成としているところです。

本町としましても、国と県の学級編成基準等に基づきまして、学級編成を行っているところでございます。

先ほどお話しました中学校の仮設教室につきましては、本年度中に8学級の仮設教室を建設する予定で計画しているところでございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 少人数学級が少しでも、また35人学級になるというふうなことは望ましいことですが、2年前に私が質問するときに中学校に伺って、いろいろな先生にお伺いしたときに、中学1年生は35人、そのまま2年・3年生が持ち上がってくれるといいんだがなというふうなことを希望おっしゃったことを覚えてるんですけど、中学生は1年生は35人だけど、2年・3年生はまだ40人なんですか。それは変わらないんですか。

○副議長（楠原 更三君） 教育長。

○教育長（米丸麻貴生君） 中学生につきましては、国の基準でいきますと40人学級編成なんで

すが、宮崎県の運用で1年生のみが35人学級になっております。2年生・3年生につきましては、国の基準の40人学級で運営しているところでございます。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 中学生となると、やはり体格もよくなって、2年生・3年生40人学級といったら、今度のコロナの影響もあって、大変な状況じゃなかったかなというふうに思うんですが、そこら辺も含めて、国のほうにももっと少人数学級、せめて35人、30人というふうに要求してほしいなというふうに思うんですね。

それと、868人に今年なると。それと、その後はまた、8学級増えても、次、941人、1,000人超えると、もっと教室が足りなくなるんじゃないんですか。その辺りはどう考えてらっしゃるんですか。

○副議長（楠原 更三君） 教育長。

○教育長（米丸麻貴生君） 先ほども述べましたように、仮設の教育を8学級建設する予定ですので、その8学級で、今後1,000人等に増えたときでも対応できるというふうに考えております。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） それと、ちょっと次、この質問にはないんですけど、生徒数が中学生が多くなってきておりますよね。ある人から伺ったんですが、部活がなかなか、体育館の使用とか、そういう、まあ強い部の人たちが体育館を優先的に使うのかどうか知らないけど、あちらこちらでも自転車で練習に行かないといけないというふうなことを言われたもんですから、そういう辺り、子供たちの人数が増えていくと、もっともって部活環境も悪くなっていくんじゃないかなと。その辺りはどう考えてらっしゃるのかなというふうに思うんですが。

○副議長（楠原 更三君） 教育長。

○教育長（米丸麻貴生君） 昨年度まで中学校にありましたので、部活動の状況等は分かっているんですが、本町では、中学校施設だけではなくて、町の施設等が使用できる環境で、道具等を特に移動しなくていいような部活動、バドミントンとか、卓球とか、大きな道具を持って移動しなくていいような部活動については、町の施設等を使わしていただきまして活動をしている状況です。バレー、バスケットボール辺りが学校の体育館を中心に使っているというような現状があります。また、他市町を見比べると、施設面では大変恵まれているのではないかとというふうに考えているところであります。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 私に心配して言われた方は、お孫さんがバドミントンであちら

こちらを回らないといけないから、自転車で大変だというふうなことを、ぜひ伝えてほしいというふうなことを言われましたので、ここでちょっと、質問事項になかったんですけど、質問いたしました。ありがとうございました。

それでは、これからも何が起こるか分からない情勢ですので、ぜひ中学校の教室不足、それから、少人数学級に向けて取り組んでいってほしいなと思ひまして、これで私の質問を終わります。

○副議長（楠原 更三君） これより14時35分まで本会議を休憩します。

午後2時25分休憩

午後2時33分再開

○副議長（楠原 更三君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

次の発言が私の順番となっておりますので、私の一般質問の間は仮議長である福田議員と議長席を交代いたします。

○仮議長（福田 新一君） 仮議長の福田です。よろしく願いいたします。

発言順位4番、楠原議員。

〔4番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（4番 楠原 更三君） 発言順位4番、楠原です。私は議員になっての最初の一般質問で「何をもって文教三股というのか」と質問し、その後も同じような趣旨の質問をしてきております。そのたびに答弁をちゃんと頂いておりますが、これまでの答弁を受けても、日常生活において、ほかの自治体と比較して本町は文教の町だなと実感できる具体例も、その機会もほとんどないと感じております。

そこで、今回も、文教三股について質問してまいります。

第6次三股町総合計画のまちづくりの基本目標の2番目に、「歴史と伝統を尊び、豊かな人間性と創造力を育む文教のまちづくり」として22ページが費やされています。資料の1と2に抜粋して挙げています。これらを踏まえた上で、まず、町内にある文化財について伺います。

町の文化財とは、町の持つ文化的財産です。文化財は郷土の歴史に愛着と誇りを持てるように促すための手がかりの一つであり、貴重な財産です。それを学校教育、社会教育を通して広く周知していき、それが郷土愛を育み、結果として豊で明るい町をつくるという町民顕彰の精神につながっていくものと思っています。豊かさの解釈は幾通りもありますが、現在では多くの場合、経済的豊かさを手に入れることが先行し過ぎているように感じています。

本町においては、施策全体の中で文教三股として文化財に対してどれくらいの位置づけがなされているのでしょうか。三股町を持続可能な町として後世に伝えていくためにも、本町の持つ精

神的な豊かさについて、文化財を通しながらそれなりの評価と対応策が必要であると考えています。

そこで、文教のまちづくりの中で日常生活において他の自治体と比較して本町は文教の町だと実感している具体策の一つとして、文化財を活用した事業の優先度合いはどれほどだと考えておられるのか伺います。

あとは質問席から行います。

○仮議長（福田 新一君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） まちづくりの中で文化財活用の優先度合いはどの程度かというご質問にお答えいたします。

文化財保護法において、文化財とは、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6種類に分けられており、基本的には指定等の有無に関係なく文化財というふうにされております。

本町では、平成元年に3件、翌2年に2件が、町指定文化財として指定されていますが、町内には未指定の史跡や有形文化財、無形文化財が多く存在しているところでございます。

町では、未指定の文化財を含め、歴史や伝統文化、地域おこしや町の個性を掘り起こす資源として重要な財産であることから、案内板の設置や用地取得、補助金を交付するなどして維持管理・保存に努めているところでございます。

ご質問の優先度合いについてですが、本町の文化財は、本町の歴史の中で生まれ、今日まで保存・継承されている町民の貴重な財産であります。これらの財産を保護し、伝承していくことは、今を生きる私たちの責任でもあります。このような見地から、文化財の保存・継承にも積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

そのために、中央公民館の改築に併せまして、歴史資料展示施設へのリニューアルも検討するよう指示しているところです。また、観光資源としての活用やまちづくりなども視野に入れて積極的に取り組んでまいりたいというように考えています。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 積極的に取り組んでいただけるというように力強いお言葉を頂きまして、ありがとうございます。

しかし、現実を見ますと、平成元年に2つ、3つですか、翌年にまた、計5つの文化財が指定されておりますけれども、その一つは埋め立てられたまんま、隠れ念仏ですね。もう一つは周りを囲っている石の柱、石柱ですか、これが倒れたまんま。5つしかない文化財がそういう状況であるということですので、まずはそれに何とか手を加えていただくことはできないのかと前々か

ら申し上げているんですけれども、特殊な工事とかそういうのもある関係も関係するのかもしれませんが、できるだけそれも5つしかないやつですのでお願いしたいと思っております。

それから、その中の一つで、寺柱の番所跡ですけれども、関所と書いたままなんですよね。関所。番所というのが正しいわけですから。前回の3月の議会だよりで、宮村小学校の記事を載せていただきました。その中に、宮村小学校から提出していただいた記事の中に、関所とやっぱり書いてあるんですね。小学校まで出向きまして、教頭先生に直接、それを申し伝えたところ、「いや、あそこに関所と書いてあるから書いたんです」ということだったんです。子供に正しい知識が行かないということが、あそこに関所跡とちゃんと書いてあるわけですから、あそこを直すことも考えていただければなと思います。

それと、1年前に一般質問において、町内にある民俗芸能を町指定文化財にできないかと質問しております。理由につきましては、そのとき、資料を添えて説明していますので、今回は繰り返しませんけれども、その際に、ほかの自治体では同じような伝統芸能が指定されている例については認識していると言っていました。そのときに、指定要件を含めて指定できないか検討していきたいとの答弁を頂いております。指定するということは、評価するということです。公的に承認されるということになります。これは、人間の基本的欲求の一つである承認欲求、これを満たすことになり、関係している地域やその地域の人々にとって「おらがふるさと」、自信を持って言える。いわゆる郷土愛につながりやすくなると思っております。

民俗芸能は郷土愛を育む上で、また、地域おこしの中で非常に重要な位置を占めていると思っております。先ほども町長の答弁の中にありましたけれども、実際に町内の小中学校で伝統として民俗芸能が受け継がれてきております。そういう実情があるんですけれども、これが指定文化財だと公的に評価されたものであるというのが伝わることによって、自分のふるさとというのがよりはっきりと認識できるのではないかなと思います。

先ほど言いましたけれども、指定文化財として指定できないかについて検討していきたいとの答弁から1年経過しました。町内にある13の民俗芸能の町指定を含めて、文化財の指定の動きはどのようになっているのか。その動きについて伺います。

○仮議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 民俗芸能の町指定文化財への動きについてお答えいたします。

基本的な姿勢としましては、令和3年6月の議会で答弁しましたとおり、保存会への補助金交付、芸能誌の刊行、DVDによる映像保存によって民俗芸能の保存・保護を図っておるところでございます。

今後も、指定や保存・保護に関する各団体のご意見を伺いながら、職員による資料調査のほうは継続してまいりたいというふうに考えております。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 今、繰り返しますけれども、公的な機関が承認しているかしていないかということで受け取り方がかなり変わってくると思うんですよね。記録するとか、それはもう当たり前のことだと思います。あとは承認するかしないか、それが指定するかしないかにつながると思うんですけど、もう一回お願いします。

○仮議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 各今は、13団体とありますけれども、郷土芸能につきまして、各地域で保存・保護ということで継続していただいていること、そしてまた、そのことで地域を盛り上げていただいていることについては、本当感謝の念等あります。そして、議員おっしゃるように、町の指定が入ると、またそれも団体の方たちのご意識もまた違ってくるのかなというところは認識しております。

ただ、先ほど申しましたように、今まで進めてきた経緯、資料が確定していない中で指定というのできるのかというところは、そのような考えでやってきておりましたので、保存調査委員会を立ち上げるというところにはまだ至っていないのが現状でございます。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 先ほど町長のほうで積極的に取り組んでいきたいと言われましたので、ぜひこういうところにつきましてもお願いしたいと思うんですが、1年前に、指定文化財にする指定要件等も含めて考えていきたいということだったんですけれども、指定要件等はあるんでしょうか。

○仮議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 指定要件は、このようなものと定めたところはないんですけれども、保存調査委員会の中で判断していくというふうになっております。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ないと言われればしょうがないんですけれども、1年前に、要件等を含めてという答弁を頂いていたんですが、指定要件の提出が必要ですのでという答弁があるんですよね。それは特別にないということですね。

○仮議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 指定要件というか、これまでの芸能の歴史、そういったものを保存委員会のほうに示せるかどうかという意味で申し上げたところだと思います。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 例えば、13のうちの一つ、宮村の大太鼓踊りで「ウデコドリ」ですか、あれはすぐ隣の安久では都城市の指定になっているんですよね、同じ踊りが。それ

から、太郎踊り、これも同じく牛を使った民俗芸能、いわゆるオペラみたいな形の、これが新富では指定になっているんですよね。私はもう何回も言っていますけれども、ほかの自治体と比べてと考える必要があるんじゃないかなと思うんですよね。それから、三股を代表するジャンカン馬、これは去年も言いましたけれども、鹿児島神宮の初午祭で大きなポスターのど真ん中に大きく載ったのが中米のジャンカン馬と。三股を代表するものなんですよね。当然、指定、町の指定文化財、または県の指定文化財、無形民俗文化財になっていてもおかしくないようなものだと思いますが、それを町も指定しない。なぜなのでしょう。

○仮議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 最初の答弁で申し上げましたこれまでの町指定に関する考え方というのを申し上げましたけれども、2回目に申し上げました郷土芸能を保存・継続していただいている団体の地域の盛り上げであったりとか、保存・継続していただいていることへのそのありがたさを含めまして、町指定ということはこれから考えていかねばならないということをおっしゃいます。

ただ、今までの考えてきた進め方というのがありましたので、そこをどう変えられるか。そして、町からだけではなくて、団体の側にいろんなご意見を今度から伺っていこうかなということ、少し進めようというふうには思っております。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 何回も繰り返しますけれども、先ほど町長のほうから積極的に取り組んでいきたいということがありましたので、ぜひですね。先ほど言いましたけれども、太郎踊りですね、あれ、太郎踊りについては、地区の人が本当びっくりするぐらいのまとまりを持っていらっやいますよね。向こうは「何で指定するとか」と言うようなところはどこにもないと思うんですよね。これを認めてあげるところが大事ではないかなと思いますけれども、いろいろ調べてみますと、県内自治体の中で、国や県の指定・選定・登録の文化財、それから史跡・名勝・天然記念物、これが1つもないのは三股だけなんです。26市町村の中で三股だけがそれがない。そしてまた、市町村指定文化財では、本町だけが史跡のみなんです。非常にこれは何か「文教三股」と言うにしましては中身を調べてみますとこれでいいのかなと思います。県内市町村別指定文化財件数一覧、県内の市町村別指定文化財件数一覧を見ますと、一番少ないのが三股なんです。これが現実なんですよね。そんなに三股には指定すべき、指定に値するような文化財がないんでしょうか。私は、最初の三股町史には文化財として41件載っているんです。それに載っていないやつでも、私がほかの市町村の比べてこれも該当していいな、例えば長田峡。これも入っていないんです。それとか、牛之峠の「従是東飢肥領」と書いたあの大きな石碑、石柱ですか、あれも入っていません。もう数えれば41どころじゃなくもっとたくさんありま

す。しかし、現状では今言ったように文化財件数一覧で本町が一番少ない。町長、どう感じられますか。答えていただけますでしょうか。

○仮議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回の質問を受けて、いろいろと文化財関係の条例とかいろいろと調べてみました。本当にこの文化財一覧を見てみますと28か所、そして民俗芸能が13か所というようなことで、そしてまた、教育委員会のほうでは資料収集がまとまってから検討しようというようなことで進めておったということでもありますけれども、そういう資料収集は指定してからのほうがいいんじゃないかと。要するに、文化財調査委員会を立ち上げて、その中で検討し、そして、資料収集についてはまたいろんな時間がかかります間に調査研究しながら、しかし、町が指定するわけですから、やはり必要なものとして、文化財として指定するのですから、それによって何らかの負担を主体のほうに負わせるというわけではありませんので、そこもまた、町がバックアップしていこうということですから、そういう意味合いでは、保存・指定、そちらに向けてやるべきかなというふうに思います。そういう意味合いでは、今回、できるだけ早めにこの調査委員会を立ち上げて、文化財調査委員会、指定の方向に向けて努力してくださいねということで教育委員会のほうと打合せをしました。そういう意味合いで、積極的に取り組みますというような回答をさせていただいたところでございます。

言われるように、まだこれ以外にも文化財としていろいろとあろうかと思っておりますので、そういうのもまたいろいろとご指導、また、ご意見等を頂ければ、また次へのステップにさせていただきたいなというふうに思っています。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 平成元年、2年、指定されてもう三十数年たつんですね。今言われましたけれども、これが三股だと言えるようなものがたくさんあります。番所がこんな狭い町内に2か所もある。薩摩藩で9つあるうちの2つが三股にもある。これだけでも三股の地域的特性というのを知ることができるわけですね。そういうものもちゃんと説明できるように学習会とか、そういうのもお願いできないかなと思っておりますが、次の質問に参ります。

昨年、生涯学習係から独立して文化財係が設置されました。町内の文化財の保護や発見・発掘等や見直しを期待しているところですが、改めて伺いますが、文化財係となってから1年経過しました。どのような目的で係とされたのかということと、この1年を振り返ってみられた係とした効果について伺います。

○仮議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） それでは、文化財係の設置目的とその効果についてお答えいたします。

文化財系の業務としましては、資料集の発行、令和5年度から実施の県営畑地帯総合整備事業に伴う高才第3地区発掘調査、そして、梶山城跡の保存整備事業等があります。これらの業務に取り組むために設置されたのが文化財係であり、令和4年度からは新たに、大学で史学を学んでいた会計年度任用職員1名を増員し、専門的・効率的な視点からこれまで以上の効果が得られると考えております。

以上です。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 会計年度任用職員の方が1人入られたということで、もっとネットワークが軽く町内を行けるようになっていただくことを期待したいんですけども、他の市町村と比べてもうスタートで遅れているんですね、かなり。スタートダッシュをどうするかということだと思っておりますが、今、係のほうでは資料集を作成されております。立派な資料集が今2冊できたんでしょうか。本当すごいなと思っておりますが、文化財係になっただけでも私はうれしいと思ったんですけども、やるべきことはたくさんあるんですね。物すごくたくさんあります。1人会計年度任用職員の方を入れたからそれでよしじゃなくて、それでもまだ足りない、まだ足りないというような感覚で思っていたかとありがたいと思っております。何といたっても平成元年に指定されてから34年もたっているわけですね。全然それから進んでいないと。もうできたら私がまだちゃんと動けて見れるうちに、もっと立派に指定された史跡が整備されていくことを願うばかりなんですけれども。

次に、資料の2を御覧ください。総合計画の中、そのまんまを書いているわけなんですけれども、ここに赤で書いてありますが、歴史的価値の高い梶山城跡の国指定というのが書いてあります。本町にとって初めての国指定史跡を目指す事業ということになるわけですが、コロナの影響を受けてしまって全く進まない状況だと今思っております。土地開発公社のほうでは用地買収を進められておって、大変な作業の下でかなり進んできているとは聞いているんですが、この資料の四角、下のほうの四角で囲ったところをちょっと読ませてもらいます。「平成11年12月1日、八巻孝夫先生は、県教育庁文化課の主査と町教育委員会にいられて梶山城の概略を話された。中世の山城としての形がほとんど完全に近い状態で保存されている。このように見事に残っている城跡は珍しい。全国的にまれに見るもので、ぜひ国の文化財指定に向けて努力されるよう要望された」。これは「ふるさとみまた」の18号の中の「梶山城 貴重な中世山城の遺構」から抜粋した文章です。

八巻孝夫先生は、皆さんもご存じだと思いますけれども、中世城郭研究者として著名な方で、県内であれば佐土原城を調査され、そして、国指定まで持って、それが国指定の流れになったという方です。これについても、八巻先生が平成11年に言われてから23年たつんですね。

23年たってこのような状況なんですけれども、梶山城の歴史的価値の高さを周知することや、特に地元の人たちの理解と協力を得られるような周知の努力がどれほどなされてきたのでしょうか。この事業が進んでいると町民の方が実感できるものはありません。町民の方々が進んでいる、大事な文化財として大事なものだなど実感できる用地買収と並行した計画、そういうものはないのでしょうか。コロナ禍の中での今年度の予定、あれば伺います。

○仮議長（福田 新一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 梶山城跡整備事業の用地取得について、今年度の予定についてお答えいたします。

梶山城跡地の用地取得につきましては、町土地開発公社におきまして、平成27年度から梶山城跡地公園整備事業として進めているところです。

これまでの実績としましては、昨年度8筆、約1万2,000平方メートルを取得し、昨年度末までの取得割合が面積ベースで63%、筆ベースで76%となっております。今年度も引き続き13筆、約1万2,000平方メートルの用地取得を進める予定として予算を計上しているところです。

なお、コロナウイルス感染症の影響ですが、感染拡大の影響により、県外や施設に入所されている土地所有者とお会いできず、交渉の方法や時期の見直しを行っている事例がございますが、大きな影響は受けていないというふうに考えております。

今後とも、コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮しながら、慎重に土地所有者との交渉を進めるなど、梶山城跡地の用地取得を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○仮議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 令和3年の6月議会の答弁の中で、梶山城跡の国指定に向けて必要なものとして、文部科学大臣に提出する史跡指定に係る意見具申書を作成することとお答えいたしました。

先ほど申し上げました現在文化係が担当する事業について、事業を進める上で要する時間などのボリューム、年限などの優先順位から計画を立て直し、今後、新しい体制で進めてまいります。

梶山城跡整備事業については、意見具申書に添付する学術的視点に基づいた評価報告書の策定に今年度から着手する予定です。

以上です。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 予定ですね。いつまでにそれを準備される予定でしょうか。

○仮議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 結構ボリュームのあるもので、今年度中とかいうのを今確約はできないところであります。着手はする予定です。

○議員（４番 楠原 更三君） 目標はないんですか。目標。

○仮議長（福田 新一君） 手を挙げて。楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 目標を聞きたいんです。スタートするとはもう分かりました。だからともう八巻先生が言われてから２３年たつんですね。立ち上げました。やっぱりいつまでお願いというのを係に言うのが筋じゃないでしょうか。だからだらだらと行ったらいけないと思うんですよね。お願いします。

○仮議長（福田 新一君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 先ほど申しあげました大きな事業が幾つかある中で、優先順位等を決めてからということになってまいりますので、もちろん着手はいたしますが、今のところこれをいつまでにということころまではさすがに言及できないところであります。

以上です。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（４番 楠原 更三君） 目標年度というのはあってしかるべきだと思うんですよね。結果として駄目だった。１年延びる。これは分かります。目標もないのにスタートしたらどこまで行くのか分からんでしょう。それが必要なんですよ。そして、三股にとっては唯一の国指定の価値のあるやつ。優先順位はどうするか。先ほど町長も、もう何回も言いますけれども、積極的に取り組んでいくとなったら、当然これを置いておくんじゃないかと、ほかの事業を置いておいてこれとか、そういうような操作はできるんじゃないかなと思うんですが、ここで答えていただいても大変でしょうから、よろしく願いいたします。

先ほど、まだ後で聞こうと思っていたんですけれども、町長のほうで答弁していただいたんですが、公開の場、よろしく願いいたします。いろんな資料を町民の皆さん、いろんな方に公開していく場というのを答えていただきましたけれども、後で聞く順番だったんですけれども、先に答えていただきましたので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移っていきます。米丸教育長にお伺いします。

広報みまたでの就任挨拶文の中に、「文教三股の児童生徒が輝く教育の推進に尽力します」とありました。また、先月の臨時会の際、ここで「学力向上、文化振興に努めます」とありました。これらのことについて伺ってまいります。

まず、米丸教育長にとっての文教三股とは何なのか。文教三股をどのように捉えられているのか伺います。

○仮議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（米丸麻貴生君） 文教三股をどのように捉えているかについてお答えいたします。

文教三股は、三股を築いた多くの先人によって形成された言葉で、三股町を象徴するものだと考えております。

教育委員会では、挨拶指導で「礼儀正しい児童生徒を育てること」、清掃指導で「場を清め、心を磨く児童生徒を育てること」、郷土学習で「三股を知り、郷土を愛する児童生徒を育てること」、「学校と家庭、地域との連携を大切にすること」の4点を文教三股の伝統教育と捉え、2010年に町内の児童生徒で作成した三股町児童生徒憲章の下、挨拶、清掃、郷土学習など、文教三股の歴史と伝統を大切にした教育について、小中一貫で日常的に取り組んでいるところでございます。

この伝統教育を9年間トータルで取り組み、郷土を愛し、郷土や社会で活躍できる人づくりを推進していくということを考えております。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 資料の2枚目のほうですけれども、第6次三股町総合計画の中から抜粋したのですが、この中にも②として「文化財愛護精神の高揚」のところなんですけれども、「郷土の歴史に愛着と誇りを持てるような機会を提供します」とありましたが、今、郷土の歴史に愛着と誇りを持つ、そしてその下が、郷土の歴史に愛着と誇りを——同じことですが、こういうようなことを実践の場でされているということですよ。

次、資料の3を見ていただきますと、これも「ふるさとみまた」14号から抜粋したものですけれども、ずっと前の教育長の岩崎宜雄先生の言葉を引用しました。「三股は文教の町と言われる。その「文教」の「文」は、もともと学問を意味していた。教育は昔から学問を教えることが主だったことから、文教という言葉は単に教育という意味にも使われ、また、学校教育という意味にも使われたが、今日のように広がりを持った社会では、教育もまた広がりを持たなくてはならない。学問は文化の一属性にすぎないのだから、今後の教育は広く文化全体に目を向けるべきであろう。文教という言葉も解釈を変えて、文化と教養という意味に使うべきではあるまいか」と。

ここで私が言いたいのは、文教という言葉も社会が変わると同様に解釈も変わってもいいんじゃないかということだと思うんですが、この中に文化という、大きく包含するのは文化であって、その中に教育が入るといような解釈でもあろうかと思うんですが、挨拶の中にありましたように、文教三股の児童生徒ですから、今さっき言われたようなことが子供にとっての実践としては当然のことだと思いますけれども、教育長として小中学校だけではないわけですよ。全体を包含するものとして文教三股。学校教育という目からだけではなくて、どのような捉え方をされているのか伺います。

○仮議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（米丸麻貴生君） 非常に難しい質問ですが、私としましては、小中学校で一貫した指導ができる三股中学校1つしかありませんので、小学校6校の児童が中学校1校に集まって教育ができるという、この環境を生かした中高一貫の指導というのが三股ならではの教育にもなると思いますので、文教三股の教育ということをそういう広い意味では捉えております。

以上です。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 文教の町だなどと思わせる実践していること、これをもう一度、いろんなメディアを使って町民の方に、ほかの町と比べて三股はこうなんだよと。一番分かるのはスポーツなんですよ。県大会、三股が優勝、優勝、優勝、そういう時期がかなりありましたけれども、三股中はすごいなと、すぐ分かりますけれども、それ以外でも三股はやっぱり文教、三股中は、三股小学校は、三股の小学校は文教三股の学校だなどと思わせるような情報を提供する方法というのも考えていただくといいかなと思うんですが、先日、宮日新聞のほうに、学校の芸術鑑賞教室についての記事がありました。資料の4にそれを挙げているんですが、5月29日ですね。「県内市町村独自支援も」という題でもって出てきているのが、「三股町は」というのが、宮崎市と三股町だけが出てきていたんですが、抜粋でここだけですけれども、「三股町は6つある全小学校を巡回する芸術公演事業を毎年開催。学校の規模にかかわらず、児童の負担は1人200円で統一し、不足する分を町が補助している。同町教委によると、こうした仕組みは少なくとも町文化会館が完成した2000年代前半から続けている」というと、これはやっぱり三股はすごいなという記事だと思うんですよ。このような情報発信というものを何かにつけしていただくことによって、町民の人たちが「やっぱり文教三股と言うだけあるな」と思うと思うんですね。そういうような情報発信をしていただきたいと思います。

次に、学力向上について伺います。

総合計画の中で、教育・学習環境の充実に努めるということに関しては、着実に進められてきていると思っております。ICT化、空調設備、トイレの水洗化など、洋式化ですか、そういうような環境の中で教育が行われてきているわけですけれども、教育の成果の一つには学力の向上がやっぱり求められます。米丸先生も挨拶の中で、学力の向上という言葉が使われました。

全国学力テストにおける宮崎県の結果を全国ランキングで見ますと、上・中・下と乱暴ですけれども分けた場合に、宮崎県はほぼ毎年、下の部分なんですね。その下に位置する宮崎県の中において、特に三股中学校の平成3年度の結果を見ますと、資料の3枚目に書いております。資料の5としてですね。本当抜粋しただけですけれども、中学校のほうを見ますと、教科に関する調査の結果、2教科の平均——平均がダブっていますけれども——平均正答率は全国平均より相当

低く、県平均よりやや低い。国語について、全国平均よりも相当低く、県平均よりやや低い。数学、全国平均より低く、県平均よりやや低いとありますが、昨年度まで校長であったわけですが、このような結果を校長としてどのように受け止められておられたのか、また、教育長としてどのように現在受け止められておられるのか伺います。

○仮議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（米丸麻貴生君） まず、小学校におきましては、三股町の国語及び算数の正答率については、県平均とほぼ同程度というふうに考えておりますが、今おっしゃいましたように、中学校におきましては、三股町の国語及び数学の正答率につきましては、県平均より低い状況であります。特に国語の読むこと及び数学の図形の項目においては、県平均と比べましても5ポイント以上低い状況であります。国語においては、文章を複数の条件に合わせて整理し表現する力、論理的に説明する力に課題が見られ、数学においては、筋道を立てて表現する力、論理的に説明する力に課題が見られる状況であります。これらの状況を中学校では、特に中学校では、表現力、説明する力に課題があるということについてはもう理解しておりますので、このことにつきまして、今後取り組んでいきたいというふうには考えているところです。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ICTが整備されているわけですが、これが学力向上にどう関係していくのか。まだ未知数のところがあるかと思えますけれども、全国学力テストの上位であります福井県等は、もう既にICTを活用した学力の向上研究が行われていると聞いております。それも今後どうやって学力向上に結びつけていくのかということや、去年聞いたところによりますと、三股中学校の不登校生が40人ほどいるというのを去年伺っておりますが、ICTをどう活用していくかということと並行して不登校対策、不登校の主な中身については学力不振というののもかなりあると思うんですけれども、学力向上につきまして、ICTのこととか不登校対策のこととかを考えて、今後どのような取組をされていくのか。基本的な考え方を伺います。

○仮議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（米丸麻貴生君） 学力向上につきましては、今おっしゃられたようなこともあるんですが、現在、児童生徒の実態や特性等の把握ということから始めております。小学校2年生から中学校2年生までを対象に、認知能力検査に取り組んでおりまして、思考力、言語能力、数的能力、記憶力、処理能力の5つの認知能力について客観的に把握し、個別最適な学び等に生かすようにしております。

また、教師の指導力向上ということにも取り組んでおりまして、特に、前年度の全国学力学習状況調査等において大きな課題が見られた学校を教育委員会等が選定しまして、重点支援校訪問も実施しております。

重点支援校訪問では、対象の学校が選考した教員の授業を、年2回から3回参観し、授業改善に向けた指導及び支援を行っているところでございます。今年度は三股中学校等を対象としており、町教育委員会も一緒になり、教師の授業力向上に努めてまいりたいと考えているところです。

また、授業におきましても、「見通し・学び合い・確かめ」を中心に整備した基本的な形式、「みまたんモデル」を作成し、これに沿った授業に取り組んでいるところです。

ICT活用につきましては、1人1台のタブレット端末が配置されております。昨年度は、ステップ1であります「すぐにでも・どの教科でも・誰でも」ということで、活用することを中心に取り組んでまいりました。本年度は、「教科の学びを深め、教科の学びの本質に迫る」ということで、いかに活用して学力を高めるかというところについて研究して取り組んでいく予定にしているところでございます。

不登校生徒につきましてはICTの活用ということも、今言われましたが、現在は、出席停止等で登校できない生徒につきましては、タブレット端末等を持ち帰りをしてオンラインで授業を実施する等の取組は行っていますが、不登校の生徒に対しての取組としては、具体的な取組を、現在はICTを使つての取組は行っていないような状況です。

以上です。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 我々は結果しか分かりませんので、途中過程はですね、もう4月の18日でしょうか、全国学力テストが今年度、もう実施されたわけですよ。結果、もう今からどうのこうので今年の結果は変わらないわけですけども、今年、来年と少しでも向上していくようによろしくお願いいたしますと思います。文教三股の学校としてですね、よろしくお願いいたしますします。

次ですけども、今度は文化振興について伺います。

この資料の下にありますこの「文化の力で町を人を元気に」、文化会館に貼ってあります。御覧になっているでしょうか。文化会館に貼ってありますが、2枚しかないんですね、これは、私が見たところでは、それも遠慮遠慮貼ってあります。読めば読むほど、なかなかいい言葉なんですよ、「文化の力で町を人を元気に」。

資料の最後ですね、4枚目を見ていただきますと、「みやざき文化振興ビジョン」から引用しました、抜粋して載せていますけれども、「文化振興の意義」のところで、①文化が「人」に及ぼす効果、②文化が「社会」に及ぼす効果、やっぱりこの活力ある地域づくりに文化を生かすというのは、ものすごく効果があると認識されての、この「みやざき文化振興ビジョン」だと思っておりますが、この挨拶の中で、文化振興に取り組みますと、努めますと言われましたけれども、どのようなお考えをお持ちなのか伺います。

○仮議長（福田 新一君） 教育長。

○教育長（米丸麻貴生君） 文化振興への取組構想についてお答えいたします。

町総合計画では、基本計画、「芸術・文化活動の振興」の中で3つの柱を置いています。1つ目の「芸術・文化活動の活性化」では、文化団体等の支援を継続し、各種講座では、地域の文化振興、文化芸術を次世代に伝えるリーダー育成に努めます。2つ目の「自主事業の充実」では、各種講演のほか、町民ニーズに応じた「公演型」、「普及啓発・育成型」、「参加創造型」の企画に取り組みます。3つ目の「文化施設の計画的整備」では、ただいま述べました2つの柱が安全で利用しやすい環境であるよう、計画的に整備を実施していきます。

そして、これらの実現を図るために、もう一つの取組としましては、文化会館は、芸術文化の振興における拠点でもあり、発信する場所でもあることから、会館外での授業、いわゆるアウトリーチ型の授業の充実展開も図っています。小学校の巡回授業や「まちドラ！」も、その趣旨を酌んだ授業であります。

町民が文化に親しみ、関わり、すること、見ることを支える文化会館でありたいと思っています。「思い 育み 知の創造」の基本理念を大切にし、これからも取り組んでまいります。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 文化振興、よろしくお願いします。

それと、この言葉を何か町のキャッチフレーズの一つに使ってもいいんじゃないかなと思いますけれども。

次の質問に移ります。議会事務局に「職員の心得10か条」が掲示されているのを数日前に気づきました。紙を壁に直接貼るというんじゃなくて、ほかの掲示物と区別できるように額に入れてあるんですが、いつこれ掲示されたんでしょうか。

○仮議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 「職員の心得10か条」をパネルにして、一応、各課に見えるところに、職員の、配置するようお願いしたところではありますが、配布したのは5月の下旬だったと思います。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 事務局にあったのは最近見たんですよね、それで今伺ったところですが、この「職員の心得10か条」は、去年の2月、制定されたわけですよね。それで、3月議会でも、6月議会でも伺ったことになるわけですが、それから1年数か月経過したわけですが、これは接遇マナーの実効性が高まるように取り組んでこられたわけだと思いますが、その成果が、接遇マナーが高まったかどうかということの成果が気になる場所ですけれども、職員の皆さんは、もう先ほどからあるように、非常に激務で毎日過ごされていることを聞いてお

りますけれども、接遇マナーの件では不満の声を今でも聞くことがあります。

去年、この成果に、実効性の成果につきましては、年2回の上司面接を通して判断すると答えておられますけれども、よく考えますと、例えば、3番目に掲示されています、ここには今持ってきていないんですけども、「感謝の気持ちを忘れず、謙虚に生きる」とか、4番目の「損得ではなく善悪で判断し、人間として正しいことを貫く」とか、9番目に「自治体の常識・殻を打ち破る」とか、最後、10番目の「大局観を磨く」、面接を通して判断するのは難しいんじゃないでしょうか、これは。できたら、できるのであれば教えていただきたいと思いますが、判断できるのは可能性が高いものとして1番目にあります「あいさつが全ての基本」、これはもう分かると思います。

この「あいさつが全ての基本」ということについては、どのような成果を考えておられたのか伺います。

○仮議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それではまず、質問にあります「職員の心得10か条」の実効性というところで、また述べさせていただきたいと思います。

「職員の心得10か条」の実効性についてでございますけども、この「職員の心得10か条」につきましては、昨年の2月17日に制定して、今1年3か月が経過したところでございます。

まず、その実効性についてなんですけども、先ほど楠原議員のほうからありました、課内にパネルによる掲示、職員が常に意識できるようなどに掲示するという、2つ目、毎週水曜日ですけども、朝に10か条の唱和行动を行っております。仕事に就く前に、係内で唱和行动を行っております。3つ目ですね、人事評価制度を活用しまして条文を評価目標に設定すること、これを基に最終的に上司の面談等を含め、それが実行されているのかどうなのか、そういった対話の中で本人に気づかせるという行動をしております。

そして4つ目が、パソコン起動時に画面のほうに、一番最初に立ち上げたときに画面に表示できる、掲示される、一番最初に見る文字ということで、この4点で実効性を高める取組ということで実行しております。

そういうような中におきまして、一番最初にある「あいさつが基本」というところにおいてでございますけれども、これ常日頃、日常的な中で行われることでもありますので、私個人としては、非常に皆さん、元気よく、すれ違いざまに挨拶をされていると、職員間でと思います。また、窓口等についても、職員の苦情とか、そういった形での課内で調査を行ったんですけども、こういった挨拶面での苦情というのは、ほとんどありません。非常に窓口対応のほうもよくなっているんじゃないかなという認識を持っているところでございます。

以上です。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 次に、仕事論のところ、1番目に、「町民目線を大切に」とあります。これについては、「町民目線を大切にしましょう」ということについては、その成果は、どのような方法で判断されるのでしょうか。ちょっと気になるんですが。

○仮議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 「町民目線を大切に」、これは仕事論の中にあるわけなんですけれども、一番大事なところでありまして、いろんな職員、町民の方々から相談等を受けられると。これがやはり職員の立場で物事を知っている立場で物事を言っていくと、非常に町民としては理解しにくいというか、嫌な感情を受けるところもあると思います。一番大事であるのは、まず聞いてやるというか、よく相手の話を聞くということですね。内容によっては、既に話の内容、これは非常に難しい、もうできないという判断ができることもあるかと思いますが、まずはできる・できないではなくて、町民のそういった相談に、まず耳を傾ける、聞いてやると、聞くことですね、これが一番大事なことなのかなというふうに思っていますが。

その成果としてということであるんですけども、これにつきましては、一つの事例でいきますと、やはりその状況が全部じゃないですけど一部ですね、やはりトラブルにつながるケースも見受けられるということです。結果的に、職員のほうが言いたいことは一緒なんですけれども、町民のほうの受け取り方ですね、話し方、そういったもので、やはり感情的になってトラブルが発生するというパターンもあったということでございます。そういった面からいくと、数的なものではありませんけれども、そういったこともまだあるということでもありますので、町民目線を大切にというところは、まず相手の話をよく聞いてやると、それに対して、どう対応するかというところだと思いますので、その辺を十分、また職員には伝えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 町民目線を、非常にこれ難しいと思うんですよね。町民目線に立って、職員の方々の行動はどうだろうか。内部からだけでは判断できない部分が多いと思うんですよね。何と言っても行政サービスですから、サービスとしたら何が大事なのか。最初にあるやっぱり挨拶だと思うんですよね。職員間で普通に行われている挨拶と外部から来られた人が感じる挨拶、これは当然、立場が違えば違うと思います。そのときに大事なものは、町民目線でその挨拶はどうかという判断できるかどうか、それを年に2回、上司面談を、上司との面談でどうのこうのとあるわけですよ。その判断基準をどこに置くかというのが一番大きな問題だと思うんですよ。だから、それを判断される上司の方の研修というのものもあるのでしょうか、伺います。

○仮議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 人事評価制度、こちらの中で年2回、基本的には、部下というか職員と、その目標とか事柄に対しての面談をして、直接対応をしながら伝えるということが必須としておりますけれども、その中、判断する上司なんですけれども、これにつきましては年に1回、人事評価研修、こういうのを行っておりますので、その立場立場での研修は受けているというふうに思っております。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 役場の職員の方々、本当に一生懸命されているというのは分かりますけれども、表現の仕方で損をする、そうあったら余計申し訳ない感じがするんですよね。本当、挨拶、窓口に来られた方、どうやって聞いたらいいか分からない、これが現実なんですよ。悩みがあって、相談したいことがあって行きました、どこに行ったらいいんだろうか。聞かれて、そこに行った。誰に言ったらいいんだろうか。その一つ一つがやっぱり町民目線だと思うんですよ。何となくこういう相談で行ったんだけど、窓口に立って、「こんにちは」とぼっと近づいてきていただいて、「ご相談は何でしょうか」とすぐ来ていただけるかどうか、それ、ないんですよ、ご存じですか、それ。ご存じでしょうか。私もないんです。私にも、もちろん。それが現実だということをご存じでしょうか。

○仮議長（福田 新一君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今おっしゃったことというのは、やはり職員自らがまず声をかける、挨拶をするということですよ。

○議員（4番 楠原 更三君） そうです。

○総務課長（白尾 知之君） その基本については、やはり挨拶をする、受け身じゃなくて、職員としての意識としては、やはり町民、職員間についても、自分からまず積極的に挨拶をする、これが基本だというふうに思っていますので、その辺の意識がまだ職員に伝わっていないというのであれば、もう一回、ここはやはり職員の方々にその辺の姿勢というか、挨拶の姿勢というところについては、再度、こちらのほうから、職員に向けて発信したいなというふうに考えます。そういったのが全職員じゃなくて、ある一部の職員ではないのかなというふうに思ったりもするんですけども、そういった状況を自分もまだ確認できていなかったというのはあるかと思いますが、正規職員も含め、また会計年度任用職員も含め、庁舎内約300人近く職員がいるわけですから、その辺の隅々までそういった意識が浸透するように、改めてまた職員に向けて発信していきたいというふうに思います。

以上です。

○仮議長（福田 新一君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま総務課長が回答しましたけれども、職員もこの窓口に来られた方を無視しているわけじゃなくて、パソコンに向かって一生懸命仕事しているんですね。やっぱり事務処理に、言われるように今、大変仕事量が多くなっていますので、事務処理に一生懸命やっているというようなところで、やはりお客さんに気づかない場合もございます。そういうふうな意味では、もちろん大きい心で見えていただければありがたいなというふうに思います。

職員には、やはり窓口に来られたら、すぐ対応するようなことは、常に話はしておりますけれども、ただ全員がそういう形での対応ができない場合もございますので、そういう意味合いでは、やはり現場の仕事の仕方、いろいろございますので、その辺りを理解していただくとありがたいなと思います。

○仮議長（福田 新一君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） ちょっときつく言ったようですけども、本当、一部の人だと思っ
うんですよね。実際に全国の市町村、いろいろ調べてみますと、去年も言いましたけれども、接
遇マニュアルというのをつくっているところがたくさんあります。それをつくらなければならない
のはなぜなのかということですよ。

ここでも、職員の心得10か条をつくっていただきました。つくらなければいけなくなったの
はなぜなのか、そこがやっぱり基本だと思うんですよ。つくったからオーケーではなくて、三
股町だけではなくて、ほかでも接遇マニュアル、とにかく住民サービスのためにこうしましょう、
ああしましょう、どこでも言っているんですね。常に、これは言い続けていかないといけない。
やっぱり役場に勤めている方々はいろいろ許認可権を持ちます。町民の方はお願いにいく立場で
行くことになります。だから、高圧的に見える場合も多いというのが、最初にあるわけなんです
よね。

だから、そこを考えていただくと、普通の生活をしている場合よりも、役場に勤めに、朝、勤
めにいったら、そこから変わると、条件が、そういうような感覚の切り替えというのをしていた
だけることができたら、もっと三股役場の職員の方々もより働きやすく、苦情も少なくなるん
ではないかなという気もしております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○仮議長（福田 新一君） 以上で、議長の職務を解かせていただきます。

議長席を、楠原副議長と交代いたします。

○副議長（楠原 更三君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

残りの質問は、明日10日に行うことといたします。

○副議長（楠原 更三君） 以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を
散会します。

午後 3 時42分散会

令和4年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

令和4年6月10日(金曜日)

議事日程(第4号)

令和4年6月10日 午前9時54分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
12番 山中 則夫君	

欠席議員(1名)

11番 重久 邦仁君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君

町民保健課長	……………	齊藤 美和君	福祉課長	……………	渡具知 実君
高齢者支援課長	……………	下沖 祐二君	農業振興課長	……………	上原 雅彦君
都市整備課長	……………	井上 政和君	環境水道課長	……………	木下 勝広君
ふるさと納税推進室	………	細田 高広君	教育課長	……………	福永 朋宏君
会計課長	……………	島田 美和君			

午前9時54分開議

○副議長（楠原 更三君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○副議長（楠原 更三君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位5番、福田議員。

〔5番 福田 新一君 登壇〕

○議員（5番 福田 新一君） おはようございます。発言順位5番、福田新一です。今の心境をうたいます。腹を割り、本質目がけ、質問す。腹を割り、本質目がけ、質問す。核心に触れずして、事は変わらぬ。核心に触れずして、事は変わらぬ。

腹を割り、本質目がけ、質問す。核心に触れずして、事は変わらぬ。今の心境です。

新型コロナウイルス感染も発生から3年目となり、終息が見えない今日に加えて、ロシア・ウクライナ戦争が及ぼす影響は様々な壁をつくりつつあります。ガソリン価格の高騰をはじめ、世界情勢の中で様々な変化が起こっています。先日、ビニールハウス農家の話を聞くと、今年の燃料の高騰に大変悩まされていました。生活する上で、衣・食・住、最終的には食料の確保が重視されてきています。特に現在では、国内生産の農産物が一目置かれています。

そのような背景において、幸いに、本町の基幹産業は農業です。将来の農業を考えると、直面する本町の問題点はどのような問題があると捉えていますか。

あとは質問席から質問させていただきます。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

農業の将来性について、本町の問題点は何かについてお答えいたします。

農業とは、土地を利用して作物の栽培または家畜の飼養を行い、衣食住に必要な資材を生産する産業でございます。本町は南九州食料基地の一翼を担う自治体であります。本町の農業は、農畜産業を基幹産業としており、稲作を中心に、畜産や野菜を組み合わせた複合経営が大半を占めています。

そのような中、畜産業においては、優良家畜導入事業や受精卵移植技術の普及により繁殖素蓄の産肉能力が向上し、市郡の品評会でも高い評価を得ているところでございます。また、情報通信技術が活用できるようになり、牛の分娩や発情の兆候・把握が可能となったことで、分娩事故や発情見逃しの低減が図られつつあります。

しかし、農業経営者の減少や高齢化が進んでおり、担い手不足や後継者不足が急速に進むことから、農地の利用と集積への取組や生産基盤の整備など、課題があるところでございます。また、社会情勢の変化を随時、見極めながら、経営にたけた農業後継者の育成、集落営農組織、農業法人等の設立支援、大規模化、スマート農業の普及等に取り組む必要がございます。

各課題については、担当課長が回答いたします。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 本町の農業経営者の減少や高齢化の推移につきまして、令和2年の農林業センサスの結果をみますと、平成27年からの5年間で182戸減って、720戸となっております。また、農家世帯員数のうち60歳以上の割合が、平成27年56.13%から令和2年62.64%と6.51%増加しており、高齢化が進んでいる状況が見受けられます。

そのため、農業者の技術と創意工夫を生かした生産性の高い安定的な農業経営を推進し、集落営農組織や組合や農業法人の活動の支援を行うとともに、スマート農業の導入など、新たな生産技術を生かした生産性・収益性の向上を進め、農地中間管理事業等を活用した集団的農地利用を推進し、農業経営基盤の強化を図っているところでございます。

また、区画の狭い土地や不形成な土地、用排水及び接道が狭いなど、農作業の効率が悪い土地につきましては、借手がない等の課題がございますので、土地基盤の整備を三股中央左岸地区で取組を始め、農道整備や用排水路の整備を行っているところでございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） いろいろ問題がある中、例えば、将来の農業を考えると、やはり私も一番問題だなと思うのは、高齢化と後継者不足、これの対策が一番必要じゃないかと思えます。また、今、町長のほうからも出ました基盤整備とか、それとまた今課長のほうからも出ました、耕作をお願いするが、耕作するその人出が足りないとか、いろんな問題がありますけれ

ども、まずは、高齢化と後継者不足の対策だと感じています。

そこで、農家の担い手である認定農業者の変動を、具体的な数値で、お答えできますか。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 認定農業者などの担い手農家の推移につきましては、5年前からすると7名増えて118名で、後継者の親元就農や、離職後に農業経営を始められる方も毎年見受けられる状況でございます。

また、近年、親元就農者の中には女性も増えておりまして、三、四名、最近ですね、親元就農をされている方が見受けられます。

○副議長（楠原 更三君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 7名、5年間で増えて、まして女性も加わっているということは、やっぱり、いろんなところを見たときに、そういう傾向かなというのは思っていました。やはり数値的にも、そういうのは現れていますね。

ところで、担い手の育成の推進もそうなんですけれども、例えば、未耕作地の利用を、ほかに生かす手法。例えば、農耕地ではなくて、ほかのその農耕地じゃないふうに転用するような、そういう考えは柔軟に考えたことはありませんか。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 未耕作地の利用推進をどう考えるかについてお答えいたします。

未耕作地の利用推進につきましては、農業委員等が農地所有者や管理人等の農地の利用意向を聞いていただき、地域の担い手農家と条件が合えば、利用権の設定や農振農用地内でのあっせん売買により農地の有効利用を推進しているところでございます。

また、国などが推し進めます人・農地プランによる地域での話し合い活動を通じて、山間部とか自然条件等を考慮した区域ごとに、農業の将来の在り方、農用地の有効な利用を行える区域について、地域における農業の将来の在り方について協議していく予定ではございますが、コロナ禍の中でなかなか協議が行われていないところでございます。

○副議長（楠原 更三君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） よく耳にする「農振」という言葉ですけど、「農業振興地域」の内容ですね、この農振って聞くと、何かえらい……、まあ一耕作人からすると、「あそこは農振がかかっちゃいいいな」というのがもう一つの頭にあって、開拓はできない、工業地とかそういうのへ転用できないというのがあるんですけども。

ここで聞きたいんですけど、その農振というようなものに対して見直しという、この可能性はあるんですか。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 農振の見直しについては、随時、今のところ相談を受け付けたりはしているところでございます。

○副議長（楠原 更三君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 後、またちょっとそれについて触れたいんですけども、ここでですね、資料の1を御覧ください。「1」って書いてないんですけど、非常に効率のよい農業が行われているという資料です。

自動給餌器設置例というのを参考につけました。一番左上にあるのが、牛舎の外に、こういった大きなタンクが、飼料タンクが3台置いてありまして、この3台の一部分から、まあ簡単に言うと各家庭に行く水道配管ですね、ああいうふうな配管の大きなのがずっと、今度は牛舎の中に入って行って、各家庭に水道供給するみたいに、各牛の部屋部屋に、後ろから、上から、こういったフィードしていく箱が垂れ下がっているわけです。そして、その箱それぞれに、牛それぞれのあなたの分量はこれだけというのをそこに設定しておけば、ひとりでの、時間とともに飼料タンクから運ばれるという、そういうようなシステムになっておりました。

屋外の飼料タンクより管内を——この管内のこれを見たとき私、ぜひ、みんな、紹介したいなと。こうなっているのかと分かったんですけど、真ん中の写真ですが、これがですね、このところだけ、見えるように透明な塩ビが張ってあって、真ん中に1本のワイヤが走って、そのワイヤに10センチか15センチぐらいの間隔でプラスチックのディスクが取り付けられています。これが長距離、長い牛舎の中をハイスピードで走って、飼料の搬送を行うという、そういうシステムになっております。

これが3月に完成したと聞いております。80頭の牛舎を収容する、総工費8,500万から8,700万ということでありました。

たまたまここに、見させてくれということをお願いして、ちょっと早めに行っと思ったんですけども、7時半という約束でした。そうすると、7時半に50歳の息子さんが、この息子さんというのは前職が全畜連、全国畜産農業協同組合連合会というところに働いていた方で、この人が7時半に到着。そして、15分遅れてですね、78歳のお母さんが牛舎に到着されます。そして8時になると、奥さんと、女性従業員が1名、牛舎に。そして8時25分頃に、父親の82歳のお父さんが到着。そういうふうな感じで、この牛舎に出勤されておりました。

そして、そこにそれぞれ到着されますと、3棟その牛舎があるものですから、おのおの仕事分担が分けてあるんでしょうね、もう各作業について開始されたんですけども、その姿を見ていて、この建物もそうだったんですけど、新規就農でこれほどの設備を整備してからスタートするというのは、ちょっと、金銭面、要するに、お金でこれは回るだろうと。せめて、こういうところでは10年間ぐらい働いて、修行じゃないですけども、その畜産というのを学んでからいけばいい

んじゃないかなと思ったんです。

そうしたときに、この50歳の息子さんと話す中に、これだけの牛舎を建ててしまうと、やはり、もちろん大事にしていくわけですが、今役場のほうでやっていらっしゃいます空き家バンクの制度じゃないけど、「空き家牛舎バンク」じゃないですけど、そういうふうなシステムを取っていてもいいんじゃないかなと思いました。

そうしまして、まあ簡単に言いますと、お母さんはどんな仕事をされるかという、すぐほうきを取って、牛の船といいますか餌をやるところです、あそこを掃いて行って、いらんもんを掃除していく。そして、お父さんは——あれ何て言うんですか、フォークリフトじゃなくて……、何て言うんですかね。上げるやつ。（発言する者あり）ショベル。ショベルローダーですかね、あれに乗って、牛の排出物の処理をします。だから、それぞれ、78歳の仕事、82歳の仕事、そして奥さんで、女性たちの仕事、それぞれに分かれて、非常にその3Kは乗り越えてですね、非常に楽しい経営になっているなという印象を受けました。

そういった中で、だから、せめて牛始めようと思う人は、そこで10年間、給料をもらいながら——実はですね、話が前後しますが、ここのお父さんというのも、昔、肥育で日本一を取った、実績のある方らしいです。ですから、そういう人たちのノウハウというのもそこで学べますし、そうやって学んだ上で、自分でもやって独立していくという、そういった内容の姿が見えました。先ほどスマート農業というのにも必要になってくると言いましたけれども、またそういうふうなちょっと先が見えてきたなという感じがした、この畜産農家の自動給餌器の事例を紹介しました。

本町の基幹産業である農業を後世に伝え、残すために、今、農業振興、振興を考えるときです。スマート農業の転換期に来ています。SDGs等の浸透も含め、まさに、農業を見直しする、スマート農業の転換期だと思います。

本町唯一の高校である都城東高校で、ドローン同好会が部活を始めているという、先日6月3日の宮日に大きく掲載されていました。ドローン活用で空中から様々なものを捉えたり農薬を散布したり、多方面で活用を試みていくとありました。町内にドローン使用の農家が何軒あるか、分かれば教えてください。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 本町のドローン導入におきましては、令和元年度に、今新さんが大豆等の農薬散布にドローンを導入しております。また、昨年度、三村組合さんが大根の農薬散布にドローンを補助事業で導入しております。そのほかにも、3件の導入実績がございます。

合計5件は、町内でドローンが導入されている状況でございます。

○副議長（楠原 更三君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 5件ということですけど、以前、私、ドローンというのは今後、いろんな撮影とかそういうのも含めてドローンというのは役場でも扱っていくべきじゃないかという話したときには、やはりそれはもう委託業というふうに言われたんですけど、今見ていると、本当にそのドローンのこんな業者もあって、受けて、そこ農散布したりとかいろんなそういうのっていくチャンス、そういう状況を見受けます。

今「5件」とおっしゃったんですけども、実際には、自分とはドローンまだ購入はしてないけども、使っている人があるんじゃないかなと思います。若者の意見とかいうのを聞くチャンスは、あります。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 家畜品評会とか、そういうところで意見交換をしたりとかですね、そこに積んできて持ってきて、どういう具合に使うのかという話をしたりとか、そういう機会です。

○副議長（楠原 更三君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） それこそ、東高校なんかもああいうのを同好会で始めていますし、実際、その新聞記事の中に、農薬散布も試していくというのもやっています。ぜひですね、同町にある高校でもありますので、タイアップしていけるとと思いますので、そこら辺もちょっと考えてほしいなと思います。

スマート農業に、推進に対して、先ほどもちょっとお話ししましたが、農業振興課、「振興課」という、この本当、言葉、字そのものとしてですね、農業振興課として、ドローン活用によるスマート農業の推進にどう関わるのかを教えてください。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） スマート農業ということで、まず、スマート農業とは、情報通信技術やロボット、AI、人工知能などの最新技術を活用した農業のことで、ドローンによる農薬散布や自動運転トラクターなど、スマート農業技術の活用により、作業の省力化、作業時間短縮や規模拡大、生産性の向上を高めていくものでございます。

宮崎県では、令和元年12月に「みやざきスマート農業推進方針」を策定し、スマート農業の導入を支援しております。

本町におきましても、町の補助事業である「スマート農業による働き方改革産地実証事業」、補助率3分の1を活用して、ドローン等の導入を進めております。

補助導入に当たりまして、スマート農業技術の効果的な利用や地域での課題解決を図ることを目的としておりまして、そのため、コンソーシアムを開催しまして、農事組合、北諸県農林振興局、ヤンマーアグリジャパン、普及センター、町で、ドローンによる農薬散布実証実験等を行っ

ております。これによりますと、今まで動噴機で消毒していた時間が10アール当たり40分というところが、10アール当たり8分とか5分とかいう時間に短縮されてきているというのが実証実験で確認されているところでございます。こういうことを通じまして、町のほうでも、そういう、県と一緒にしながら実証実験等に取り組んでいる状況でございます。

また、町の施設園芸補助金を活用して、令和3年度に施設園芸農家の方がハウス自動開閉装置、自動加温器、炭酸ガス発生装置を導入し、効率的営農体制の確立を行っているところでございます。

今後、農業者の減少や高齢化が進行しており、労働力不足の解消に加え、熟練農業者の農業機器操作等、技術伝承の観点からも、スマート農業は必要不可欠となってきているところでございます。

また一方で、スマート農業の普及に関する課題といたしまして、具体的な技術開発内容や機械の導入、機能にかかるコストや費用、費用対効果など、不明な点も多いことが上げられます。まあ、スマート農業機械というのは非常に高価というのがありまして、ドローン一式でも約300万弱——300万を超える価格になっているところでございます。

スマート農業の普及・実現に向けては、学生や若い農業者などの次世代の担い手となる人たちが、農業の新技术を学び、試し、使いこなしていく中で、課題を解決し、生産性向上につなげていくことが重要と考えているところでございます。

○副議長（楠原 更三君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） この「農業の将来性について」というところで、まず、問題点が何かということ整理していただきました。そして、その未開拓、未耕作地というのももっと柔軟性を持たせて、見る必要があるんじゃないか。そして、一番問題というのは、やはり、高齢者と、後継ぎがない、後継者がいないというところで、やはり、当然出てくるのは、今課長からもお話あったとおり、まだまだ開拓の余地のあるスマート農業じゃないかと思えます。

それこそ、今出ましたけど、300万ぐらいとおっしゃいましたけど、以前——もうちょっとなると、田んぼを空中防除しますよね、無人ヘリで。あの無人ヘリが、1台がたしか2,000万ぐらいですよ。あれを今度は運ぶのに、それ専用のトラックをちょっと改造して移動するんですね。あれが2,000万するのからすると、もちろん今後の問題もあるかも分かりませんが、300万というドローンの価格は、もっと農民には手近にあるのかなという感じがいたします。そういう気がしました。

それと、農業というのは英語で何と言うか、ご存じですよ。 「アグリカルチャー」ですよ、 「アグリカルチャー」。職業で「カルチャー」ってつくのは、農業だけじゃないかと思うんです。昨日、前議員で、文化、文化は元気をどうのこうのちゅうのありましたけど、やっぱり「文化」

とつのは農業、「アグリカルチャー」、農業だけじゃないかと思しますので、本当、今から、基幹産業である三股町の農業というのは、農業振興、「振興」という言葉の下にですね、やっているなという状況に本当に勢いついてほしいと思います。

次の問題に行きます。

次は、企業誘致の態勢についてです。

以前、株式会社九州コガネイの誘致が、かないませんでした。昨年3月の第2回定例会で質問しまして、今日持ってきたんですけども、そのときに回答頂いているのが、質問に対して、用地買収の関係で折が合わなかった。位置状況から用途区域に接しているが、それなりの価格を提示しないと地権者は納得しないのかなという感じを受けた、と町長から答えていただいております。本町の中で残された優良な工業に適する土地となるのは、蓼池地域が一番である。法的縛りはありますけど、町としては、あの辺りをしっかりと対応できるように取り組みたい、とも回答頂いております。

再度、誘致不成立の原因をお尋ねします。誘致がうまくいかなかった原因は何だったのでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 九州コガネイの誘致の不成立の原因は何かというご質問ですけれども、今議員がお話ありましたように、端的に申し上げますと、用地取得交渉において、購入する側と売手側の価格に隔たりがあったということが一番の要因だと思っています。

その交渉過程につきましては、今もおっしゃいましたが、昨年の3月定例会におきまして、その経緯は十分説明させていただいたところでございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 3月議会で経緯は説明していただいたんですが、その中で、その中でですね、町長は、九州コガネイさんの誘致は難しかったが、「農産法、農村地域に工場を導入する、そういうものの法律はどちらかというところと地方創生につながっていくわけですから、ぜひあそこをどうにかできないか」、取り組む今後の教訓として、次回からはしっかりプロジェクトを形成して対応していく、という姿勢を示されました。

具体的に、企業誘致強化に取られた新たな対策は、何かありますか。

○副議長（楠原 更三君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 誘致強化に取られた新たな対策ということですが、まあ特段ですね、この申し上げるようなものはございませんけれども、今、南九州へ進出する企業は非常に多いです。そういった情報の収集については、随時、得ております。

また、この3月定例会におきまして、企業立地条例の改正を行っております。この内容につきましてはご説明しておりますけれども、近年の動向といたしまして、運輸関連企業の地方進出が増加傾向にあります。そこで、特に、倉庫業をですね、かなり、進出したいという希望がございましたので、そういった動向ももらいながら、企業立地促進条例の第2条5に「倉庫業」というものを加えまして、誘致を進めているところでございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 実は、その結論が出た後なんですけど、九州コガネイの社長、会いましたら、非常に残念がっていらっしゃるんです。三股町にせっきゃく誘致しようと思って臨んだんですけども、言葉は非常に悪いんですけど、三股町の姿勢というのは、誘致というのは言葉だけじゃないですか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）だんだんストレスを感じてきましたよ、というような言葉があったんです。

ですから、今ここにその改善の内容というのが、「ああ、そういうふうに改善されたんですか」というのは何かあるんですかね。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 九州コガネイさんとは、私も2回ほど社長さんとお話ししまして、いろいろと、町のスタンスについてお話ししました。

要するに、町のスタンスとしましては、用地交渉は、あなたたちがするんですよと。会社のほうでするんですよと。それ以外の、農振除外、畑地かんがい、そして国への、何ですかね、陳情を含めて、それは町が責任を持って。それで周辺道路も町のほうで責任を持って、やりますよ。しかし、用地交渉だけはですね、町のほうで、この価格を提示したり、そういうことはできません。ですから、最初から言っていたんです。

要するに、コンサルを入れて、はっきり言って、企業としてスタンスを見せてくれない人、今のような、町に頼るようなやり方では、ちょっとこれは難しいですよと。あそこ、やはり2ヘクタールぐらいの土地を購入するわけですから、そこにはやはり、開発行為は伴うか伴わないか、物すごい微妙なところなんです。そうすると、排水の関係、造成の関係含めて、素人ができる仕事じゃないんです。

そういう意味には、あそこはコガネイさんが、もうちょっとですね、本気度を見せてほしかったなと私は思います。それで社長にもそういうお話ししました。用地の場、用地交渉の場はつくりましても、しかし、その前に、やはり根回しして、価格がどれだけあるか、その辺の調査をですね、不動産会社を含めて、やるべきじゃないですか。やっぱりそういうふうな、この根回しみたいなものがないと。やっぱり、一気に皆さん集めて地権者集めて、200万ないんです

よと。そういう話では、まとまるわけがありません。あそこは、もう先ほど言いましたように、用途区域に接していますので、当時だったらやっぱり五、六百万で買われたんじゃないでしょうか。そういうところで、なかなか前に進まなかった。

会社のほうでは、町のほうが積極的じゃなかったというふう的印象を受けられたかもしれませんが、しかし我々はしっかりと、おたくのところの誘致については、町としてのスタンスはしっかりやりますと。しかし、やるべきことは、分けてやります。

今10件ぐらい、町のほうにも誘致企業、企業立地のお話がございます。そういう中でも、必ず言っておきます。用地交渉は、おたくでやってくださいね。造成含めて、いろんな形で、町は応援をいたします。農振除外であっても国まで行きます。はっきり言って、交渉してきます。それなりのつてはございます。そして、農水省のほうからも、町のほうで農振除外をするときには、どこをするんですかという、そういう直接的なパイプもあります。そういう意味合いでは、やはり企業の……、努力といたしますか。

都城さんは、団地を造っていますので、ですから、もう、すぐにそこに入ります。また町は一から、やらなくちゃならんわけですね。もちろん用途区域内だったら、すぐにできますけれど、そういう形で、農振除外とか畑地かんがいの法的な縛りがありますので。

ですから、そこなんです。その違いを十分ね、理解してほしかったなというのが、まあ反省点というか、そういう意味合いで、今現在、七、八——10件近く来ていますけれども、その辺りの用地については企業が責任を持つというスタンスですので、そういうことにご理解頂きたいと思えます。

○副議長（楠原 更三君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 核心に触れていきたいと思うんですけど、当時、県のほうの誘致企業の関係者の部長さんやら商工会の部長さんやらも、何か来て、いろいろその現状を見てですね、いろんなその工程表までも書かれたという話も聞いたんですけど、ということは、そこまでしたということは、裏には、ここは転用利くなと。農振も転用利くなという、そういう見通しの下に進められたんじゃないかなと私は思うんです。

それと、今ちょっと出ましたけど、都城の市役所にも聞いていきますと、やはり、地権者との交渉はですね、一企業がやるんじゃないくて、やはり、まあ三股で言うとか役場。けども、三股のどこかの不動産屋を、得意な不動産屋を相談して、やってもらうとかですね、役場のほうで一応交渉して、買い上げたものを誘致するというのが一つのスタイルじゃないかという話なんです。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

だから、そういうのに対してまだ改善がされてない、まあ、はっきりそういうことなんですけど、ただ、今の事情はよく分かりました。

その後も何件か出ているってあるんですけど、その後もう1社ですね、おんなじ状況を、私、聞いたんです。たまたま私、九州コガネイのとき一緒にうまくいくだろうと思っていて、汗流したものですから、「いや、実はうちもだった」というところが出てきたんですけども。

ただ、それで、やはり、その言葉だけじゃなくて、物としてはやはり、事としては何も変わっていないんじゃないかなという気がするんですけど、どうですか。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 町としましては、あのときに、農村工業の導入を図るために、もうあそここのところを除外しようということで、計画書もですね、県のほうとも何回かもうやり取りしているんですよ。ですから、外す方向で、進めてはいたんです。先ほど言いましたように、用地関係。

あの、工業団地を造るといふか、そういうスタンスだったら、言われるとおりなんです。町のほうで用地交渉します。そして、そここのところを、売るといふようなやり方をします。

ちょうど蓼池地区のほうに、育みの里、白ハト食品とかありますよね。あの辺りのところが農村工業導入地区ということで、約4.4ヘクタール分町のほうで指定しておりました。その用地の売買関係も、町が買ったんじゃないかって、この地権者が持っているわけです。ただ地域を指定しただけ。あとは、企業が、その土地を買おうと。用地交渉は、企業がすると。ちょうど農村工業の地区で、ちょうど堀内さんとの前なんですけど、首藤製糸が最初きましたよね。その後、白ハト食品になりましたけど。それも全部、この用地交渉は企業がすると。そういうスタンスなんです。

ただ、言われるように、都城がやっていますけれども、造成して、そして工業団地を造ると。そうなりますと、それは町がもちろんやります。そういうことなんです。

ですから、まあちょっと、そういうやり方の違いといふか、その方のそういうところが十分に、お互い理解して——理解が不十分だったのかなというのが反省点かなというふうには思います。

○副議長（楠原 更三君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 当時、私、町長とも、進捗状況どうですかと。そして、向こうのほうの意見もこうですよとか、資料もいっぱいですね、向こうは、これじゃあ進出した後はこういうふうな計画でありますということまで情報交換しながらの、そういう結末だったんです。

ただ、今お話伺って、どこがその——まあ、ボタンの掛け違いじゃないけど、進まなかったのかなといふと、最終的にはやはり、用地買収のところですよ。ましては向こうは、長野から来られていますよ。長野からの単身赴任で来られた社長です。ですから、まあ頼りがあるちゅう言えば、その人の手不足か分かりませんが、そこにいらっしゃる人たちが今おっしゃる手足となって動ける人がいなかったといふのは、一つは向こうのネックかなと思うんですけど。

ただ、スタイルとして、以前、去年の中で町長が使われた内容に、高原の事例が出されていますよ。高原町のほうにフリーウェイ工業団地というのがありますが、あそこは相当な面積なんですけども、高速道路の近くでもあるんですけども、これが塩漬けになって販売できないってあるんです。「塩漬け」というのはどういうふうな意味なんですか。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） フリーウェイ団地、高原町の。ちょうどインターン近くですけども、そこ辺りを県が、この工業団地を造りましたけれども、十数年ですね、なかなか売れなくて。

要するに、雇用関係とか、もうそちらのほうも影響したのかなと、すぐに。人員、働く人が、雇用が、雇用の確保ができないというようなところもあったんじゃないかなというような感じもしますけれども、なかなか企業が立地しないというのを、まあ一応「塩漬け」、そのままずっと保有されている。今のところ、都城の工業団地と、非常に、すぐに、売れるというような状況だそうです。

ただ、今、我が町にも、ここ私が3期目になってから7件、8件お話があって、企業立地をしましたけれども、それで100名以上の多くの雇用関係につながっていますが、まだまだ、今言われるようなあそこの、蓼池のほうのですね、あそこを拡張したいと。そういうふうに個別的上がってきていると事例もありますので、そういうのにもしっかりと対応できるような、先ほど言いましたような法改正もしながら、取り組んではいます。それについても、農振除外があればまた協力しながら、一生懸命やっていく。また道路の整備とかですね、いろいろやる周辺整備もございますので、その辺は十分、協力を、応援していきたいなというふうに思っています。

○副議長（楠原 更三君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 高原のあそこは今、比べ物にならないぐらい、志布志道路がもう見えてきましたよね。九州道路ともも連結が決まる、そうしまして今度は高木のあの辺がもう工業団地がもう何年後に完成するとなると、今の三股町の蓼池というのは、あの地域に比べての遜色は何もないと思うんです。

ですから、あの辺に工業団地というのを、やはり、町のほうで設けて、そして募れば、うまくいくんじゃないかと思うんです。やっぱり、そこはどうしても大きな壁ということで、用地買収はやはりもう企業のほうでって言われるんですけど、そこを町で買い上げて、さあ誘致するぞと言ったら、もう、すぐあの辺は売れるんじゃないかと思うんですけど、その一歩前進はどうですか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○副議長（楠原 更三君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 都城が今やっているのは、田んぼなんです。田んぼをどんどん減らせという方向なんですよ、どちらかというと。転作関係を含めて、非常に、この田んぼのほうは

やりやすいんです。

しかし、あそこは、畑地かんがい事業の受益地なんですよね。受益地ということは、その代替え地を探さないという、もうダムができていますので、ダムの受益地の——ダムはその受益地を潤すために、どれだけの容量のダムだというようなことで作っていますので、その畑地、畑を、畑地かんがいの受益地を増やすんだったら、ほかに、そこを、カバーするものをですね、見つけなさいという、ハードルが非常に高いところがございます。ただ、あそこは、言われるように、本当に有望なというか、町にとっても本当に魅力的な土地なんです。

ただ、先ほどから言いますように、価格が高いんですよね。田んぼと比べると、ここの価格。（発言する者あり）だから、そこで比べたときに、どうなるのかというのはやっぱり十分検討しないと、造った方がいいが、先ほど言いましたような塩漬けになっちゃうというようなことも考えられていますので、とりあえず今のところ、その都城に近い都北工業団地、あちらの近辺は近いんですよね、高いんですよね。しかし、三股寄りのところは、町のほうでもあの工業団地を造ろうということで、一応、地権者を集めてお話ししました。そしたら皆さん、手放したいと。売りたいという希望、あるんですよ。

ですから、そういう、何ですかね、町として、あの辺りの、要するに都城じゃなくて三股寄りのところをどうにかしようという、またそういうふうなこの検討というのは必要かなというふうに思っています。その3月議会でそのように答えたつもりでございます。

○副議長（楠原 更三君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 今出ている、町のほうに誘致希望が出ているというのはもう私も聞いておりますけど、今、本心としてですね、せっかく三股町に行きたい——今ですよ、役場の前に垂れてあります——ああ、垂れているという言葉はいかんですね。ぶら下げ——ぶら下げるのも何ですけど、要するに、「日本全国で住み心地3番目」というふうに日本全国から注目されている三股町で、非常に人気があるわけです。そういうところに行きたいという、誘致したいという人たちが、全部、都城に取られていくというのは、本当に悔しくてですね。それを防ぎたいというのは本心です。そういう気持ちを酌み取っていただいて、やはり、やっていかないといけないんじゃないかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次の問題に行きます。

五本松団地についての質問です。

五本松団地跡地活用について質問しますが、写真を1枚入れました。資料のほうを見てください。これは、5月28日現在の五本松団地跡地の状況です。たしか、この一般質問するときにつけた資料としてもう3回目ぐらいになるんじゃないかと思いますが、その前に、ちょっと質問があります。

実は、通告に対して具体的な資料を要求する場合は、その前にあらかじめ申し出るということになっていますので、通告1の、団地解体開始から今日までの経緯はどうなっていますかというのと、2番目の、これまでの計画に消費した経費は幾らになりますかという通告後、1、2に対しての資料を要求しました。

そうしましたら、出てきたのがですね、これは企画商工課からこういう、検討経緯ということで企画商工課から出まして、そしてちょっと日を置いて、三股町交流拠点施設整備事業検討経過ということで、約7ページにわたって出されました。そして一番最後に、五本松団地解体工事費設計費というのがついているんです。これはたしか都市整備課からじゃないかと思うんですけど、こういった、議員のほうが一般質問に使う資料を要求するときに、もちろん議会事務局のほうに申し出るわけですけど、それから私どもの手元に渡るまでのルールというか決まりというのはどういうふうになっているのか、ちょっとお聞きしたいんです。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、福田議員がおっしゃったルールということなんですけども、これにつきましては、まず、一般質問に対する議員さんの方々からのその資料要求という分につきましては、議長名ですね、まとめて、総務課行政係に出していただくというような形を取っています。

そこから、要求書を受けた後に、その後は一般質問に対する回答書を、それぞれですね、担当課でまず、作っていきます。それをもって、その要求資料を基に作っていくわけですから、それと、最終的に、町長、副町長と最後の回答書の調整を図っていくわけです。

そういった形で、それぞればらばらじゃなくて、一括してもらわないと、回答の仕方が変わってきますので、そういった事で、議長名で、まとめてですね、資料要求をしていただくということをしています。

また、逆にですね、職員のほうで、この一般質問に対して、説明する上で、こういった資料を提示したほうが説明しやすいだろうということに関しても、これも各課から総務課行政係のほうに、こういった資料を提出したいというのを受けまして、それを基にですね、また一般質問の回答書関係を確認した上で、町長、副町長ですね、それをもって、決裁を受けた後に、これは議会のほうに提出しますというような一連、そのルールというかそれを決めているところでございます。

全て窓口は総務課行政係のほうで、一括して。要求資料に対する資料の作り方、また各課の一般質問に必要な資料の提出については、各課が作りますので、総務課行政係としては、そういうもののまとめ役ということで、しておるところでございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） そういうことですね。まとめるのは全部、一回、総務の行政係でやって、そして今度はここで私たちが質問するのに対しては、それぞれの課から返答していくという、そういうルールなんですね。私が出すのは、議長に出して、議長のところ一括して出していくと。そういうルールです、分かりました。

それで、通告1の、団地解体から今日までの経緯ということで、これ総務課から出してもらったんですけど、平成30年度の動きというところから、ずっと、あります。ただ、残念だなと思ったのは、令和3年度の動きで止まっています、もう令和4年度は、6月ですからもう半年過ぎているんですけど、6月のはまだ全然記載されていなかったんです。まあ、それはそれ、この本当に大変な資料をありがとうございました。詳しく書いてあります。

それで、この中に何回となく——ずっと見ていくんですけど、例えばスタートが30年度の動きとして4月の12日、道の駅みやこんじょ「朝霧の里」、高城「さくらの里」、タマチャンショップ、mallmall訪問とか、これからスタートをずっとされていて、いろいろ佐賀県とか津久見市に視察とか、新潟県とか延岡のエンクロス、日向市とかいろんなところ、視察もされています。そして、木城町も行かれていますし、あと道の駅山之口とかですね、いろんなところをずっと回っていらっしゃるんですけど、この中で何回となく、議会への報告というのがあります。

これ、議会への報告というのがあるんですけども、これはあくまでも、一方的な説明と、その説明の中に対する質問に対しての説明であって、この事業を進めるか、やめるか、それとも保留かといった、議会とのその決議という、議会承認というのはまだ、いまだにありません。ですから、これに対して議会での議論というまないたにはまだ乗ってない段階だと理解していいんですか。

○副議長（楠原 更三君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 全協におきましては、これまでの経緯というのをその都度その都度、そのときまでに行われたことについてですね、詳しく説明させていただいております。

それと今、議会側のコンセンサスが得られてないとか、あるいは議会側の承認というのがないということでございますが、逆にですね、予算の計上というのがございます。例えば、今回、3月の議会におきましては、共同事業体をつくるということで、その資本金ということで100万円を計上させていただきました。これについては、予算・決算常任委員会で説明し、そして内容もご説明したところです。これについても、説明の折、いろんな質問がございましたけれども、最終的には、これを予算計上し、承認頂いております。我々としては、その予算の議決をもってですね、これについては、まあ、「前に進めてもいい」という判断だったというふうに

ご理解いたしているところでございます。

○副議長（楠原 更三君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 今の感覚はちょっと違うんですね。もちろん説明されていますし、予算はこれで承認されたじゃないですかってなるんですけども、大まかなですね、この大事業、大型事業のこの内容について、まあ、世間から聞こえてくるのはですよ、やるのか、やらんのか、何すつとやというのはやっぱり、生の声で聞こえてくるわけです。それに対して、議会として、もしですね、このままでずっと、日だけ重ねていって、最終的に、さあ賛成か反対かでもし否決した場合、今までのずっと経緯が全部ペアですよ。だから、それはちょっと考えないかんのやないかな。

私、確認してもいいですけども、全議員がですね、まだ議決に対して今回のその五本松団地のあれを、ゴー、ストップ、それとも、まあキャンセルですかね——というふうな判断は一回も承認受けてないよなというのが生の声なんです。

それについては、どう思います。

○副議長（楠原 更三君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） これまでの経過につきまして、平成30年度からですね、これまでの動きというのがお示ししてあります。

例えばですけども、これをやるに当たりましては、基本構想というのがまずございまして、あの基本構想をつくる上でですね、先ほど来繰り返しのところなんですけれども、その歩みといいますか、その説明し、そして、それに対する議会からのいろんな質問、あるいは提言とかございました。それについて——それもございますし、またそれを終えて、次のステップということで、基本計画の策定とございます。これについても、ご説明し、その中で確かに、反対の意見もございました。ただ、全体としては、我々、懇切丁寧に説明しておりますので、これについては前に進めるということですね、常々、お話ししておるところでございます。

そういった意味では、現在の、これまでの計画におきましては、議会側のご理解もあったというふうに承っているところでございまして、今後、これについて、今後これは設計に入ります。またそれも予算計上させていただきます。その場合におきましても、事前にですね、詳しくどのような状況であるということをご説明し、そして理解が得られるように努力してまいると、まいりたいと思っておりますので、これについては、今後、ご説明する中で、例えば全協をやると思っていますけれども、その中でまたいろんなご意見を頂いて、また執行部としましても、それを受けて、今後の進め方については検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） いろいろ、全協の中でも話す中で、今、前副町長の西村副町長いらっしやらないんですけど——の回答の中には、たまには、「いや、やめるならやめてもいいんですよ」というようなことが平気で出てきていたんです。と言いながら、やる、やりますけどいいですか、どうしますかという、そういうその決議取るとは一回もないんですよ。今言われるように、山田課長が言われるように、懇切丁寧に説明しました、質問は全部答えましたよということで、だから進めていいでしょうと。これじゃなくて、完全なですね……、完全な決議というのはされてないんですよ。

それと、私、昨日、前議員の質問の中に、今後のために一度立ち止まって考え直すことはできないのですかという質問に対して、課長のほうの回答は、町の活性化に向けて、町の発展に向けて進めていく。ただし、結論ありき、目標ありきではありません、というような回答をされました。

ということは、計画は進めます、進めるんですよ。でも、まだどっちにでも行くんですよ、変更は利くんですよと、そういうような言い方だったと私は取ったんですけど、そういうことですよ。

○副議長（楠原 更三君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 実はですね、先ほども言いましたように、これから基本設計、実施設計の策定に入ります。これをやるに当たりましては、これまで、ワークショップであるとか、あるいは専門家の意見とかいろいろなものを聞いて、ほぼ固まっています。

ただ、そこにどういった業態を入れていくのかということについては、細かな部分でまだ整理しておかなければならないことが幾つもございます。ですから、再度、ワークショップを設けて、その具体的な取組について、さらに町民からの意見を聞きたいというところで、現在やったということです。

ですから、基本計画においては、大まかにもうお示ししていますように、4つの機能を持たせるということ。まず、繰り返しになりますが、その業態という部分はですね、まだまだ考える余地があるということで、そういったワークショップを開いて、町民の意見を聞いた。つまり、「結論ありきじゃない」というところは、そういった意味でございます。

○副議長（楠原 更三君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） まあ、基本構想とか基本計画、そしていろいろな、作成されていく概要、素案、協議会、勉強会、委員会、審議会と続いていくわけですけど、何か、検討する会がいろいろできてしまって、さっきも言われましたように、結論は出てないんですよという……、目標、ゴールが広がる一方じゃないかなという気がするんですけど。何か、いかにも正しく、当たり前にするのを一生懸命しているんだけど、結果的には、空中分解していくようなパター

ンに行っているような気がしてならないんです。検討会が多過ぎて、後から後から組織も加わってくる。ますます、ゴールがぼやけてきていませんか。「船頭多くして船山に上る」という心境じゃないかなと思うんですけど、いかがでしょう。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○副議長（楠原 更三君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 基本計画におきましては、先ほどこちょっと触れませんでした、「学び」「子ども子育て」「健康づくり」「買い物と食」という4つの機能を備えるということで決めております。

その中の「学び」「子ども子育て」「健康づくり」、ここは、行政機関がやっていくものというように捉えています。

ただ、「買い物と食」というところについてはですね、民間のいろんなアイデアがあるというふうに思っています。昨日もちょっと触れましたけれども、生鮮食料品、地場産品を売ること、チャレンジショップをやるということ、そして地元の物産品を売ること。いろんなのをミックスしながら、より楽しめるような、そういった場をつくりたいと思っています。そういった意味では、この部分は多くのいろんな民間の力を頂きながら、考えていくということです。

一方で、行政側が請け負うところということですが、これも、これまでのやり方は、行政が一方的に押し付けるということが多々あったというふうに思っております。こういった中でも、民間の考え方、あるいは町民の考え方、いろんなものをそこに取り入れながら、よりいいものにしたいということです。

だから、方向性としては、ある程度行政が持っていますけれども、それをやると。絶対やると押し付けてはなくてですね、いろんな意見をそこに聞くということの余地は、やっぱり少しは残しておかないといけないと思っています。これを、近日中にまた話し合いもしまして、町としての方向性、何をやるかと。業態として何やるかということは、決めていきたい。

もちろん、こちらについては、行政が主体性を持ってやっていくということで考えておりますので、またこれが固まりましたら、また議会の場、全協とか開いてですね、その点についてはご説明したいと思っています。そしてまた、理解を頂ければというように思っています。

○副議長（楠原 更三君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 昨日の前議員の質問の中に「町民の目線」という言葉が出ましたけど、まさに、町民からすると、五本松団地跡地を解体に入ってから、どれだけ時間がかかるとよとか、解体する前にはもう次にどうするという計画もなかったのかとかですね。それは、各人家を建てるとかいうのをちょっと想像したらそうですよね。壊してどうするというのはある程度頭にありますから、その都度、じゃあ段取りをこうしてってあるんですけど、壊すところは壊した、何をすったろかかって、もう3年目の草刈りが始まるとか。

そういった町民の目線というのは意外と——僕は「三現主義」というのが好きなんですけど、現物・現実——現物・現場・現実です。その「現場」というのは、やっぱりどうしても目に入ってくると、やっぱり、いろいろの弁解のあれもないし、まして、1棟、変なのが、変なのと言ったらいかなですね、勉強用の棟が建っていますけど、あれも、質問を何十回として受けます。それも変わらずですね。

だから、その「町民の目線」というのは、町民の目線ですよ。だから、そういう、やっぱりもう一回、しっかり理解してでの、いろんなその報告とか広報というのは大事だと思います。そういうふうに思います。

それから、町民から見ると、町民から見ると本当、私たちは、議会に参加するから、これは企画商工課だな、これは都市整備課だな、これは総務課だなというのが分かってくるわけですけど、町民から見たら1つの今回の、「五本松団地跡地の計画」として1つに見えていますから、そういうふうな目線も、やっぱり皆さん、頭に描いておかないと、落とし度があるんじゃないかなと思います。

そして、例えばこの「町民の目線」というので一つ事例、私経験した事例を言いますと、上米公園の下に宮田池というのがあるんですけど、あそこを常時いつも夫婦で散歩される方が、宮田池のその池の縁のところに、木が、4メートル、5メートルぐらいのまあ切ってもいい木なんですけど、それがあから、あれ早う切らないと、台風でも来たら宮田池のせっかくコンクリートできれいに縁が造ってあるところが壊れるよ、早く撤去したほうがいいよという、写真つきで申出があったんです。私、それ持って、まあ欠席裁判じゃないですけど、都市整備課の前田課長のところに持っていきましたら、すぐ行かれまして、「いや、あれまだ倒れんから大丈夫だ」と。どっちかという育てるような物の言い方をされたんですが。

そうこうしながら、次に今度、武道館で文化祭があったときに、そこに行きましたら、写真クラブの方が、それこそこれぐらいの大きい写真の中に、宮田池の反対側から上米公園の写真撮っていらっしゃるんです。そうすると、きれいなピンクの山に、真ん中に変な木が1本ずっと立っているんです。そして、もう一つ横にも立っていましたが、この木がなければいいんだけどねえ景観的にも物すごくこれがないといいんだよねという話をされまして、僕はその絵を持って前田課長のところに行ったんです。そしたら、それでも、「いや、まだ倒れんから大丈夫だ」ということだったんですね。

それでも、何回も行きよったときに1回、上米のもう高齢の人なんですけど、池のその川の出口のところにしゃがんで、娘さんに何かいろいろ指示されているんです。何しよってなると聞いて聞いたら、その池からコイが逃げないようにネットを張ってあって、ところが、宮田池の周りにある木の葉っぱがどんどん落ちて水面を流れてくると、張ってあるネットの上のほうに詰まってしま

って、池面が上がって、そこからコイが逃げると。だから、コイが逃げんように定期的に、この引かかった葉っぱを取らないかとよということですね。

そうして、写真クラブも早よ切ってほしい、コイの管理にしても取ってほしい、育てる意味は何もないんですよ、そこ。

そうこうしたときに、役場から帰る途中に、1回トラックとすれ違ったら、上米公園から下りてくるトラックの荷台に木が切ってあったんで、ああ、やっと切ってもらったんだなと思ってですね、行ったら、あるんですね、まだ。そしたら聞いてみたら、これはパークゴルフ場の、邪魔になった木を切ったと。そのパークゴルフ場の木を切ったところから私が今話題にしている上米公園の縁のところの木は300メートルも離れてないところなんですけど、それも、切れなかったんです。

そうこうして、もうだんだん上米地区もですね、もう自分たちで切るかいというぐらいまで話になって、そうこうしたときに、消防団のある会話を聞いていたら、消防団の一員に林業をする人が「俺が切ってやろうか」という話を出しまして、「いや、ちょっと待って、勝手にしたらいかんから」。万が一、団長に相談して、いいよと言った場合は、上米の消防団は協力してくれると。そして、切断するのはじゃああなたに頼むわということで、まあ、まずは、都市整備課に相談に行くからねということで、都市整備課に相談行きました。もう、地域で切ろうかとなっていますから切っていいでしょうと。言ったあくる日に、すぐ都市整備課行って、切られました。

そのとき思ったんです。本当に300メートルしか離れてないところの距離をやるのに、何でかという、パークゴルフ場というのは管轄が教育課なんです。そして、上米公園の池のほうというのは都市整備課なんですね。だから、あれは、何ぼ上米公園の近くでも、教育課から要請が出たから、あの木は切った。こっちは都市整備課からまだ出てないから切らない、そういうふうな判断でですね、ああ、町民の目線というのはやっぱりこういうところでは全然、役所とは違うんだなというのを感じた、これは一例です。

これは一例だけです。紹介だけです。

話は元に戻ります。

まだ何も見えてないんですが、通告2にあります、これまでの計画に消費した経費は幾らになるのかと通告したんですけども、この回答はまだ出てないんです。

1つ、五本松団地跡地解体工事費設計費というのは出されました。平成30年度、工事設計で解体工事設計費委託、業務委託が3,339万120円。平成31年度、第1・第2工区解体工事が3,870万二千幾らです。令和2年度、第3・4工区が解体工事で3,800——四千七十幾らってなっています。解体だけにですね、解体だけに請負金額が8,056万——8,056万……、（発言する者あり）8,000ですね。——にかかっている。約、だから8,000万も解体でか

かっています。こういうのを出されました。

なんですけども、私が要求したのは、さっき出されたその「経費」というのは、いろんな視察に行ったりとか研修したりとか、そういったものに対しての費用だったんですけど、これはまだ出てないんですけど、どうなんですかね。

○副議長（楠原 更三君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） まず、詳細を求められたということでありましてけれども、それについて、こちらに伝わってなくて、資料としてお示ししておりません。本日、この回答をもって、ご紹介させていただきます。

まず、交流拠点施設整備事業の基本設計と基本計画の策定に要した経費ですけれども、平成29年度から令和3年度末まで、合計で2,558万円でございます。

それと、立地適正化計画を策定しておりますけれども、こちらのほうは1,732万円ということでございます。

以上が現在までにかかった経費ということで、ご理解していただければと思っています。

○副議長（楠原 更三君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 今言われたのは大体5,000万ぐらいですかね。

昨日、上西議員が、国の財源縮小を気にされて、本当にこの大型事業、20億の大型事業を進めていいんでしょうかという、不安に満ちた質問をされたとき、町長が自ら挙手されて、決して大型事業ではありませんよ、20億の半分は国からの補助金だから財政状況は大丈夫ですよと答えられて、私、横からずっと見ていたら、上西議員もそれで安堵の表情を見せられました。

私は、これはやっぱり、さっきの「町民の目線」じゃないけど、そういう一例かなと思ったんです。私は、この町長の感覚にちょっと不安を覚えたんですけど。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 「不安」というと何の不安なのかよく分かりませんが、今、この事業を推進する上では、常に、九州の福岡のほうの都市整備局、こちらのほうと向こう、連携を取りながら、そしてまた県のほうとも連携を取りながらやっていますので、どういう事業がこの補助事業に該当するのか、そういうふうな細かな詰めも含めながら、やっていますので、ですから、2分の1の補助、あるいはもうちょっとですね、この立地適正化計画という町全体の計画を、コンパクトシティというまちづくりの計画をつくっておりますので、そういう点では有利な事業を持ってこれるというようなことから、この補助事業に該当し、そしてまた起債のほうも、借金のほうも、後の交付税措置のある起債を適用できるというような方向で、努力を今、しているところでございます。

そして、町のほうで今、基金という形で積み立てております。そういう意味合いでは、文化会

館が27億から30億かかりましたので、それから比べると、今度は抑えてやっていきたいということで、一応枠として20億というふうなことでですね、詰めておるところでございます。

ただ、商業施設につきましては、これを民間のほうでやるのか、町のほうで、会社のほうでやっていくのか。その辺りはちょっと今ね、商工会のほうとも詰めておりますので、その辺りのところは今後、立地する商業施設、その辺りとのこの話もいろいろと出てくるでしょうから、その辺りもこれから詰めていきたいというふうに考えているところです。

○副議長（楠原 更三君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 私が不安、何を不安感じたのかなと今あったんですけど、何かというと、やはり、その造るまでの費用もですけども、後、運営費ですね、維持費、こういうのをどう考えていらっしゃるのかなというのを思ったんです。そっちのほうは、あまり——今、議会で心配するのはやっぱりそっちですよ。できた後のまた運営が、果たして、町の負の負担、負の財産になりゃしないかというところが、非常に不安に思ったところだったです。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回つくろうとする計画で、基本計画で示しておりますけれども、「学び」「子育て」「健康」です。今までこれもうやってきているんですよ。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

要するに、「学び」についてカルチャーセンターで今、中央公民館でやっているいろんな事業がありますよね。そちらのほうを移転するわけです。

それと、「子育て」関係のところですよ、「子育て」。それについては今、東原児童館でございますよね、もうあれは潰します。なくします。それを移転するというわけじゃありませんけれども、子供たちが——要するに、子供だけじゃなくて、ちょっと年齢の上のほう、要するに児童、生徒までの部分を担うところの部分を持ってこようというのが2つ目。

それで、「健康」というのがある。健管センターが、今やっていますよね。運動器具を使った運動。非常にあそこは、乳幼児健診とかいろんなときに、非常にこの運動器具とリスクがあるんです。そういうのを、こっちに移すということで。

あそこで、もっと大きなものをやっていこうというんじゃなくて、今やっているものも、向こうに移しながら、そしてもっとそれにプラスアルファの民間の知恵を借りながら、充実した、この空間をつかっていこうというような計画なんです。

ですから、維持管理含めたところも、今までやってきたものに、プラスアルファがあるかもしれませんが、そんな莫大なものを持ってこようと全く考えていませんので、その点は、このランニングコストが莫大になると、そういうことは絶対はないと私は思っています。ですから、イニシャルコストとして、建物を造るときに、やはりこの枠というのを設定しましたので、これ

が20億に収めたいなということです。

あと、ランニングコストについては、今どういうものをこのメニューに持っていくかということですから、また、それについてもまた議会のほうにも示していく、もちろん理解を得ながらやっていくというのが基本的なスタンスです。

いや、私もですね、福田議員と同じような気持ちなんですよ。結構ですね、勉強しているんですよ、あっち行ったりこっち行ったり。そして、検討委員会や専門部会とか、内部の検討委員会、もういっぱい検討……。いつ結論が出るのか、中身を見たいんですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）ですから、去年も、副町長をトップにしながら、そして関係機関を集めて、プロジェクトチームをつくって、やったんですけど、なかなか前に進まなかった。だから今年、もう専門に、副町長をコーディネーターとして、もっと頑張ってくださいよという意味で、結論を出してくださいと。

要するに、町民の方々は、やはり、あそこに「学び」とか「健康」とかですよ、「子育て」とか商業施設とか、言葉で言っても、中身が見えないと、わくわく感がないんですよ。やっぱり、あそこに行けば何かができるんだ、楽しみだなど。何かそういうふうな拠点を、三股町の顔としてつくりたい。

そのために、やはり、言われるように、中身を見せてほしい。どういうふうに設計していくのか、そこを見せてほしい。私も一生懸命、今言っているんです。それでないと皆さんに説明できませんよ、と。皆さんは本当に、必要なかどうかという、答えが出せないじゃないですか。そういうことを今、ちょっと尻を叩いているところでございます。また、それを見ながらまた判断して行くということもあるのかなというふうに思っています。

○副議長（楠原 更三君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 今ちょっとお話も出ましたけど、最後の質問ですけど、今、前副町長の西村副町長が今、「あつまい」のほうに行かれて、ふるさと納税室のほうの細田さんも——今日お休みですか、ああ。細田さんも今、あっちのほうに行かれているんですよ、「あつまい」のほうに。

これは、議員のほうへは何の説明もなしでの今運営されているんですけど、あそこに行かれている趣旨といいますか、どういうふうなのであのか2人が——2人が、2つの課があそこに行ってスタートしているのか、何をやっているのかというのがよく分からないんですけど、これちょっとお答えしていただきたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） まず、ふるさと納税推進室でございますけれども、こちらは、新たに新設するというところで、課設置条例、こちらのほうでご説明しております。その趣旨につ

きましても、委員会のほうでも説明いたしましたし、これから、ふるさと納税の、今、三股町は1億5,000万ほどということの勢いです。これを倍増しようということで、3億円、またそれ以上にしたいというところですね、そこに、てこ入れする。宣伝するというところで、ふるさと納税推進室ができています。

こちらの執務室につきましても、「あつまい」につくるということではですね、ご説明してあります。

それともう一つの五本松交流拠点施設の推進室ですけれども、こちらについて、現在、企画商工課のほうに推進室ございますけれども、西村コーディネーターは、もちろん、ふるさと納税推進室のコーディネーターということと、もう一方で、このふるさと納税推進室のいろんな助言、指導をしていただくということも若干少し、こちらのほうも応援してもらいたいということで考えております。そういう意味で、向こうのほうに今、籍を置いていただいています。

それと、推進室の今後の場所でございますけれども、現在は企画のほうにありますけれども、将来的には、官民共同事業体、こちらをつくるということでの計画がございます。そこまでの業務というのが、どうしてもこちらのほうに籍を置いていたほうが十分詰められます。もちろん、官民共同事業体ができその後は、当然、これに専念するというところでございますので、その折には、今の推進室自体がですね、職員3人いますけれども、こちらのほうをそちらに移行するのかどうか、この辺りも、官民共同事業体の今後の事業の形態あるいは進め方というのを見ながら、「あつまい」のほうに行くことも考えたいというふうに思っています。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 福田議員。

○議員（5番 福田 新一君） 3月議会でも、西村副町長をどうされるのかちゅうのもなかなか質問出た、回答は、正確な回答なかったんですね。だから、やっぱり、そういうのは早めにやはり私たちには連絡してもらわないと、どこにおいやったろかい、どこを尋ねたらいいんだろかいということになっていましたので、それは今後のために、重大なことだと思いますので、注意してほしいと思います。

腹を割り、本質目がけ、質問す。核心に触れずして、事は変わらぬ。

終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（楠原 更三君） これより、11時20分まで本会議を休憩します。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

○副議長（楠原 更三君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 6 番、堀内和義議員。

〔2 番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（2 番 堀内 和義君） こんにちは。発言順位 6 番、堀内和義です。通告に従い、質問してまいります。

今回は、旭ヶ丘運動公園の整備について、放課後児童クラブの現状について、通行の妨げになる樹木対策について質問をいたします。

まず、旭ヶ丘公園区域内にある民有山林の購入計画はどうなっているのか、質問をいたします。

この件については、令和元年 1 2 月議会でも質問しましたが、運動公園入り口と陸上競技場東側の 2 か所に民有山林があります。杉や照葉樹等の大木が覆い茂っていますが、杉の倒木が放置されたままで雑木も生え、景観的にも悪い状況です。詳細については省略しますが、そのときの答弁の中で、陸上競技場の整備を終えた後、新たな整備計画の中で購入計画を進めるとのことでしたが、その後の地権者との売買についての進展はあったのかどうか、お尋ねします。

あとの質問は、質問席で行います。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 旭ヶ丘運動公園区域内の民有山林の購入計画についてお答えいたします。

旭ヶ丘運動公園は、面積約 1 5 ヘクタールの運動公園として、昭和 5 2 年に一部の供用開始し、昭和 5 7 年にアスレチック広場等を含めた現在の形で供用している都市公園であり、陸上競技場や野球場、ソフトボール場等を設置し、町内外のスポーツの拠点として利用していただくとともに、春には満開の桜が広がるなど、広葉樹林を主体とした自然の中での休息や遊びの場として利用いただいております。

また、三股町地域防災計画において、災害時の広域避難地として緊急ヘリポートの指定を受けるなど、防災面においても重要な施設であると考えています。

議員ご指摘の民有林につきましては、アスレチック広場北側の公園区域内のものと公園入り口側の 2 か所がございますが、公園入り口側の民有林につきましては、公園区域外にございますので、土地取得の緊急性は低いものと考えております。

アスレチック広場北側の民有林につきましては、公園区域内にあり、民有林内から園路側への倒木等もあることから、土地取得の必要性が高いものと判断し、町土地開発公社において購入計画を進めているところであり、今年度の事業計画に、買収に要する経費を計上し、土地所有者から同意を頂ければ、土地取得の手続を進めたいというふうに考えております。

引き続き、旭ヶ丘運動公園の利便性や安全性の向上を図るため、アスレチック広場北側の民有林の購入計画を着実に進めてまいります。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 交渉が進んでいるということですね。ありがとうございます。

先ほど、民有山林ですけれども、この中で、公園入り口の山林については必要性がないということだったんですが、やはり公園の玄関口であります。やはり、あそこが杉それから照葉樹があるんですけども、中が倒れたり、杉が倒れていますよね。それと、入り口から見て、非常に、やっぱり雑木が生えて環境的にもよくない。

そういうことで、できれば、これも購入計画の中に入れていただきたい。確かに、計画の中で、あそこは、聞いたところによりますと、都市整備区域ということで、購入価格も高いということなんですけれども、やはり、全体的に見たときについては必要じゃないかなというふうに思っているんですけども、それについてはどうでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 今、議員ご指摘のとおり、確かに公園の入り口側でございますので、できれば購入したいという意向はあるんですけども、やはり土地所有者のご同意を頂けないと買収できませんので。

ただ、今の状況で言いますと、土地の単価の面で全く折り合いがつかない状況でございますので。

ただ、議員、先ほどご指摘のとおり、確かに入り口で、もし買収できれば、非常に、今後いろいろな活用ができると考えておりますので、購入計画に入れるというのは、これ、今の時点では難しい面がございますが、引き続き、何かしらどうにかできないか検討してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 今回は駄目でも、やはり長期的な展望の中で検討をお願いしたいと思います。あそこが仮に購入できましたら、いい施設ができると思うんですよ。そういうことで、やはり必要な土地ではないかと思っておりますので、引き続き、そういう交渉をしていただきたいなというふうに思っております。

それから、アスレチック場についてなんですけれども、今、4つほどの遊具がありますけれども、施設の安全確認はされているのかどうか、お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） アスレチック施設の安全確認についてお答えいたします。

アスレチック広場内の遊具につきましては、昭和56年に整備したものでございまして、レンジャーロープやマウンテンクライマーなどの木製遊具を自然の地形を生かして配置しまして、家族連れや子供たちに、四季折々の自然とともに施設を利用させていただいているところです。

公園内の遊具の安全管理につきましては、国土交通省が定めております都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づきまして、公園管理者による日常点検及び専門技術者の視点も交えまして、定期点検等を実施しているところです。

また、公園利用者からの不具合の情報を受けた場合は、職員による現地調査を行いまして、必要に応じて、専門技術者による現地の確認、使用禁止する措置、部品の取替え等を行っているところです。

アスレチック広場の木製遊具の安全点検につきましては、昨年、委託職員による日常点検を草刈り等の際に行いますとともに、職員による定期点検を3回行いまして、また、委託した専門技術者による詳細な点検を1回実施しているところです。

また、これまでの点検結果を踏まえまして、美観を維持し、木材の劣化や腐食を防ぐための塗装も昨年度実施したところでございます。

今後とも、遊具等の公園施設を公園利用者に安心して利用していただけますよう、適切な維持管理に努めてまいります。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 昨年確認したということですね。今年はしていないんですか。

○副議長（楠原 更三君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 毎年やっているんですが、昨年はこれだけの回数をやりましたということでお答えいたしました。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 全て安全ということでもいいわけですね。

安全はいいんですけど、現在4つの遊具がありますよね。少し時間をかけて親子で遊ぼうかなと思ったときに、少し物足りない感じがいたします。私も孫を連れていくんですけども、やはり、30分ぐらいはいいんですけど、ちょっとまだ、夏になりますと、涼しいもんだから、あそこに行くといいよねということなんですけども、やはり、ちょっと寂しいなというふうに考えますので、今後、増設する計画はないのかどうなのか、お願いします。

○副議長（楠原 更三君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 一応、先ほどお答えしましたように、こちらのアスレチック遊

具につきましては、自然の地形を生かして配置しまして、自然を感じていただながら楽しんでいただくように配置しているところです。

この木製遊具につきましては、先ほど説明したとおり、昭和56年に整備したものですから、整備から相当年数が経過しておりまして、更新の必要性について今後検討していく必要がございます。

このため、今年度予定しております公園長寿命化計画の更新する委託業務におきまして、施設の現地調査を行い、その健全度や緊急度の判定を行うとともに、施設の更新や補修工事の必要性等について総合的な計画を定めることとしております。

また、今、ご指摘いただきました増設につきましてはですが、現時点では、今、考えているところではないんですが、一番最初の質問にございました隣接する民有林の所有者のご同意いただければ、その土地の利用についても検討する必要がございますので、その検討の過程において遊具の増設も一つの選択肢としまして、必要な予算措置も含めまして検討したいと考えております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 民有林の購入含めて、結構広くなりますので、子供が遊ぶには最適なんですよ。ちょっと蚊がいるんですけども、そこで遊ぶと、子供は非常に喜ぶということですので、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、以前トイレがあつたんですけども、老朽化に伴つて解体をされました。現在ないわけですけども、やはりトイレは欲しいよなと思ひますけれども、今後新設する計画はないのか、お尋ねします。

○副議長（楠原 更三君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） トイレの増設化と設置についてということでお伺ひしたんですが、今の現在のトイレの利用状況とか、そういったところを見ながら、改めて再度、現地の確認も含めまして検討してまいりたいと思ひます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） やはりトイレは必要ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、やはりアスレチック場、それから、隣の駐車場周辺に野良猫がいっぱいおひます。

この野良猫の対策はされているのかどうなのか、お伺ひします。

○副議長（楠原 更三君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 猫の放置対策についてお答えいたします。

猫は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく愛護動物でございまして、餌を与えること自

体が法で規制されているものではございませんので、慎重に対応する必要がございます。

ただ、駐車場内に猫が休んでいたりすることで、駐車場利用に支障が生じるなどの公園利用者からの声がございますことから、公園管理者としても対応に苦慮しているところでございます。

このため、公園管理者としましては、保健所や町内の関係課とも協力しまして、猫への餌やりや捨て猫の禁止等を促す看板を駐車場等に10か所設置しているところでございまして、公園内の環境保全に努めているところです。

今後とも、放置されている猫による公園利用への支障がないかなど、状況を見極めながら、保健所や関係課などと連携し、適切に対応してまいりたいと考えております。

○副議長（楠原 更三君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 野良猫の対策について、環境水道課からもお答えします。

飼い主のいない猫の繁殖の問題は、本町に限らず全国的な問題であります。本部が兵庫県にあります公益財団法人どうぶつ基金というところが、飼い主のいない猫等の殺処分をなくすため、無料で不妊手術を受けられるチケットを配布しております。その中には、行政枠というのがありまして、本町では、今年の1月末に利用登録を行いました。

チケットの入手の流れとしまして、三股町内で飼い主のいない猫や地域で管理されている猫、いわゆる地域猫や一つの家で増え過ぎてしまっている多頭飼育の猫が不妊手術を受けるために、町内の個人、また、町内の個人が属する団体が申請者となって町にチケットを申請します。

その後、町がどうぶつ基金に申請し、チケットが配布されます。配布されたチケットと不妊手術を受けるため捕獲した猫は、宮崎市のどうぶつ基金病院で不妊手術を受け、元の捕獲場所へ放されます。

現在までの本町でのチケットの枚数ですが、今年の4月から6月までに配布されたものまで合わせて128枚になります。

今後は、チケットの取扱いについて、三股町桜猫無料不妊手術チケット行政枠利用取扱要領を策定し、適切な運用の下、猫の繁殖の抑制に努めてまいります。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 今現在、野良猫が何匹ぐらいいるのか、確認はされていますか。

○副議長（楠原 更三君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 旭ヶ丘運動公園における猫の状態ということで答弁いたします。

正式に記録しているというものではないんですが、ちょっと前の時点で、目視ですが、20匹程度放置されているということを確認しておりますけど、実は、その後、猫が捨てられたというふうに聞いておりまして、そういったことを考えると、現在は30匹以上になっているのではな

いかと推測されます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 駐車場で、今、餌を与えている人がいますよね。私も何回か見たんですけれども、非常に、餌を与えるということで、慣れて、私が寄ってもなかなか逃げないということで、これはいいんですけれども。

やはり、餌を与える人がいれば、捨てる人もいるというのが現状だと思います。なかなか、このままでは、私も、3年前ですか、ちょっと目視でずっと調べたんですけれども、やはり20から30ぐらいはいるんじゃないかなということで、二、三日確認したんですけれども、そういうことで、なかなか減っていかないなというふうに考えますので、やはり看板を立てても捨てる人は捨てるということですので、この餌を与えない等の対策はできないのか、どうなのか。

○副議長（楠原 更三君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 先ほど答弁したとおり、なかなか対応は難しいところがございますので、引き続き看板等により、こういった餌を与えないようなことを周知するような措置を引き続きやっていきたいと思えます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 看板は前からあったと思うんですが、なかなか私たちが言っても、餌を与えている人に注意はできないんですよ。ここは公園ですから、与えないでくださいよと、それがどんどん言えればいいんでしょうけれども、なかなか言えない。そういう状況ですので、やはり役場のほうでも職員が行って、そういう現場に出会ったら、そういう注意をしていただきたいなど。それがない限りは、なかなか、また、言ったように、動物愛護ですから、かわいいのは分かるんですけれども、看板だけでは対策になりませんので、そういうことで、たまには行って注意をしていただきたいというふうに思っております。

それから、基金協会ですか、チケットが128枚あるということで、捕獲して不妊手術をして、元の場所に返しているということなんですが、この行為については、町としては、どのような考えを持ってられるのか、お聞きしたいと思うんですが。

○副議長（楠原 更三君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） これについては、野良猫をそのまま放置していると、猫の繁殖力が物すごく高く、猫は1年に2回出産、それも複数子供を産みますので、これ以上増やしてはいけないということで、今度、新たにこの不妊チケットというのを手に入れて、少しずつでも減らしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 確かに、避妊手術をすれば子猫は生まれませんよね。寿命が来れば死ぬわけですから、数年たてば、数は減っていくかもしれませんが、先ほど言いましたように、餌を与え、避妊をしてくれるということであれば、新たにできる人が出てくる可能性も非常に高いということで、あそこが捨て場を認めているような感じがするんですよね。

ですから、根本的に絶っていかないと、ずっと野良猫は増えると、増えるか減るか分かりませんが、やはり二、三年前と全く変わってないわけですから、根本的な対策をしていかないと、あそこが捨て場になる可能性があると思うんですよ。そこあたりは、具体的に何か方策はないわけですか。

○副議長（楠原 更三君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 個人的な意見になるかもしれないんですけども、野良猫が増える一番の理由は、猫を捨てる元の飼い主に原因があると思います。インターネットなんかでも、いろいろな記事を見ますと、猫を飼って無責任に捨てる人がいる限り野良猫は増えていくとも書いてあります。なので、猫に限らず犬もそうなんですけど、一度飼ってしまったら、最後まで飼いつけることが大事だと思いますので、そこらあたりを周知していきたいと思います。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 動物愛護も分かるんですけども、やはり、あそこは公園です。近くにはアスレチック施設がありますし、子供たちが遊ぶところでもあります。林には、ひょっとしたら猫が死んだら、どこで死ぬのかなということで、多分、林の中に死骸があるんじゃないかと思うんですよね。そうなってくると、衛生的にも非常に問題があります。十分な対策はしていかないと、どうなのかな、猫が原因で病気が、子供が病気したということは聞いてないんですけども、やはり20から30ぐらいいるわけですから、毎年、多分死ぬんでしょうね。それを公園内とか駐車場で見れば、片づけができるんですけども、林の中ですと、先ほど言ったように、民有林ですから分からない。また、非常に中が雑然としていますので、そういう状況ですので、対策が十分に取っていただきたいなというふうに考えております。

次の2番目の質問事項に入りますけれども、まず、放課後児童クラブの現状についてですけども、現在、町営、また、民営施設数は幾らぐらいあるのか、お伺いします。

○副議長（楠原 更三君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） それでは、まず、放課後児童クラブですね、これについては、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や夏休み等の期間に適切な遊びや生活

の場を提供して、児童の健全な育成を図る施設です。

町では、令和3年度から、保育園、認定こども園を運営する法人へ、放課後児童クラブの運営を委託しており、現在、町内の放課後児童クラブの施設数は、町営施設が11施設、民営施設が5施設、合計16施設となっております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 町内に、町営が11、民営が5の16ということですね。昨年から今年にかけて、民営施設の新設が相次いだんですけども、将来的に町営施設の対応はどのように考えていらっしゃるのか、お願いします。

○副議長（楠原 更三君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） では、まず、町内の放課後児童クラブの全体の登録数の推移をまず、ちょっとご説明させていただきます。

令和2年度、413人、令和3年度、479人、令和4年5月1日現在、これが557人と、このように年々増え続けている状況です。この557人の内訳です。民営が165人、約30%です。町営が392人、約70%となっております。

さらに、詳細に見ると、民営の児童クラブの登録人数、去年と今年を比較すると、新設が相次いでいるため、去年が84人、今年が165人と81人増加しています。

一方、同じ比較で、町営なんですけども、去年が395人、今年が392人と3人減少しています。

このように、民営が相次いで新設している中で、町営については、ほぼ横ばいの人数となっております。

このことについて、なぜ、そういうことになったかということ、保護者の就業形態の多様化、そして、女性就業率の向上などを背景に、少子化が進んでいるんですけども、放課後児童クラブの需要というのが、まだ増える傾向ではないかというふうに考えております。

このようなことから、今後も民営施設の新設を予定していることから、町営施設の将来的な対応について、これについては、児童クラブの登録者数の推移や地域のバランスを考慮しながら、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 今後、民営施設の新規参入が、計画があるということですね。

○副議長（楠原 更三君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） また、委託の新設がある予定があります。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 町営の場合は、ほとんど変わらないということで、今年が392人ですから、やはり余裕はないということですよ。

○副議長（楠原 更三君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 余裕という意味では、ちょっと待機児童の話になってしまうんですけども、よろしいでしょうか。

それでは、ちょっと待機児童にもかぶりますので、待機児童の有無の関係になります。

待機児童については、今言ったように、法人の委託が順調に進んでおりまして、定員数も増えたことによって、今年の5月現在のクラブの状況、定員が今現在779人です。全体の登録児童数が556人です。ということで、待機児童はゼロとなっており、また、そういう意味では余裕はあります。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 先ほど、民営施設が5施設ということであったんですが、地域によっては、児童館あたりもありますし、そういう民営施設もあるんですけども、将来的に民営施設だけで対応ができるようになったときには、町営のほうは廃止するのか、存続するのか、どういう考え持っていますか。

○副議長（楠原 更三君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 将来については、児童数、そういったところの、今、増え続けているということとか、あと、地域のバランス、そういうところがあったりとか、そういう観点から、今のところ、どの施設をどうというのは、具体的にはまだ決めてないところです。将来的には、そういう議論が必要になってくるのではないかと考えております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 先ほど待機児童も出たんですけども、現状においては、ある程度は待機児童も把握できていますし、対応ができているということでいいのでしょうか。

それと、家庭によっては、1年から3年までがあれですよ、放課後ですよ。3年以降になると待機児童になるわけですかね。そこあたりで、やはり3年生以下が子供が1人おって、また、4年生が仮に1人おったと。この場合は、セットと言ったらおかしいんですけども、両方とも同じ施設の中に入所できるわけですかね、どうですか。ちょっと質問が悪かったですか。言ったように、仮に兄弟であれば、3年生以上も、そういうのに、施設に入れるのかどうかですよ。

○副議長（楠原 更三君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） まず、基本的に高学年、いわゆるここで言うと4年生以上の方になりますけども、町の施設については、高学年を受け入れるというのは、いわゆる小規模特認校制度を利用したスクールバスを運用している関係で、長田と梶山の児童クラブのみを受入れを実施しております。それ以外の児童クラブでは、直営では受入れはしておりません。ですので、兄弟が、例えば1年生と5年生がいれば、1年生の子は町営の施設には入れますけども、5年生は町営の施設は入れないと、児童クラブですね、という状況になっています。

ただし、法人の児童クラブ、こちらについては、運営、委託をするときに、児童クラブの高学年受入れというのを認めています。民営の児童クラブですね。プラス、町内全体も受け入れていいですよという話をしておりますので、それによって、民営の児童クラブ、こちらについては、いわゆる高学年、4年生以上の子供たちも受入れが可能となっています。

ですので、町営の施設では、1年生の弟さんがいて、5年生のお兄さんがいれば、1年生の子しか児童クラブは入れませんが、民営の施設は、1年生の子供と5年生の兄ちゃんがいれば、民営の施設であれば、どちらも児童クラブには入れると、そういうことになっております。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 確認したいんですけども、町営の場合は、高学年児童については受入れは行っていないということですね。

○副議長（楠原 更三君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 町営の場合は、高学年は、基本的には長田、梶山以外は行ってないということになります。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） やはり長田、梶山以外も高学年の児童はようけおるわけですから、仮に、児童館あたりが定員に余裕があるときには受入体制、これをお願いしたいなど。当然、民営は実施しているということですので、そこあたりも、やはり家庭の事情というのがあると思いますので、十分検討していただきたいなというふうをお願いを申し上げまして、質問事項の3番目に入ります。

通行の妨げになる壁木対策について、質問をいたしますけども、夏になりますと、壁木、庭木が生い茂りまして、道路にはみ出た枝が多くなります。やはり通行の妨げになっているという状況があるのではないかなというふうに思います。

家の所有者が、適切に切っていただければいいんですけども、切られない方もいらっしゃるということで、何らかの対策が必要じゃないかなというんですけども、これについてはどうでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 通行の妨げになっております壁木の対策についてお答えいたします。

町道の沿道におきまして、家屋等の敷地内の樹木や枝葉の繁茂により通行の妨げになっている場合、一般交通に支障を及ぼさないよう対策を行う必要がありますが、民地側の樹木等の対策につきましては、個人の所有物でありますことから、その所有者により実施されるということが原則になります。

道路管理者といたしましては、道路の安全な通行を確保するため、民地側の樹木の枝葉や草の繁茂等により通行に支障があった場合、土地所有者に対して剪定や草刈りなど適正な管理をお願いする文書を送付し、対応をお願いしているところでございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 所有者の良識なんですけども、ただ、良識に任せるだけでは、なかなか解決をしていないですよ。私も自転車であちこち回るんですけども、やはり、かなり、下手すると1メートル以上出ているやつもあります。やはり、これも注意ができないんですよ。何らかの形をしていかないと、やはりそうなのかなということで、たまには、常時50センチ以上はみ出たところもあります。道路が広いところは割といいんですけども、狭い道路では、車が離合するときにも支障が出ていることもあります。

やはり、ここあたりを何らかの対策が欲しいし、特に交差点付近では、見通しが悪く危険です。こういう規制はできないのか。

ただ、言ったように、こうしてくださいでなくて、規制はできないのかどうなのか、ここあたりをちょっと強い気持ちで対応していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 現時点では、規制という制度も特に、こちらのほうでは、今、把握しておりませんし、個人の財産に関することになりますので、なかなか厳しいのではないかなというふうには感じているところです。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 敷地内については個人の所有ですよ。道路ですから、道路は個人の所有じゃないですよ。ですから言うんですけども、何らかの規制がしないと、やはり皆さん、ちゃんとしてくれる人はもうするんですけども、していない人の問題ですよ。そこあたりが、何かがないと、一帯に隣近所がそういう話をしますと、やはり近所間の付き合いの問題もありますので、なかなかできないのが現実なんですよね。

私が、そこなんですよね、そこあたりを、だから、何らかの中で、回覧で回して切ってください、それで皆さん方が切ってもらえればいいんでしょうけども、なかなかできていないというのが現実ですので、対策としては、もうそういう規制をつくるべきじゃないかなと思うんですけども、これは町単独ではできないんでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 法律の中で、樹木の根っこの部分については、例えば道路側にその根っこがあった場合、それを切ることは、法律上できます。

ただ、樹木から出てきている枝葉については、その樹木の所有者の所有物というか、そういったことになるので、道路管理者で勝手に切ることはできないというふうに法律上はなっております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 法律上ではできないということですけども、事故があつてからでは遅過ぎますので、今後何らかの形で解決できるような対策をお願いします。

それと、空き家や高齢者宅の壁木剪定ですけども、近くに身内でもいれば切ってもらえるかもしれないんですけど、いない家庭の対策あたりは何かできないでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 先ほど答弁させていただいたとおり、樹木の所有者により、そういった剪定とかは実施されることが原則となっております。

しかしながら、土地所有者に対しまして、文書を何回送っても対応していただけないとか、土地所有者がいらっしゃらないとかいうことで、土地所有者等による対策が困難であるということと併せて、さらに、道路の通行に非常に支障がありまして緊急性が高いといった場合につきましては、一応、道路法の中で道路管理者に道路の安全を確保するという義務がございますので、そういったところで、道路管理者において必要最低限の剪定等を行う場合も実際はございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） ちょっと話は変わるんですけども、先日、私、見守り隊に入っているものですから、横断歩道で交通指導をしていたんですけども、横断歩道の電柱脇に10センチぐらいのセンダンの木が生えていて、カーブミラーがちょっと見えなかったんですよ。ちょっと危ないなと思って切ったんですけども、切ったはよかったんですが、この処理が困りまして、私、軽トラックがあるものですから、町のごみステーションに持っていったんですけども。持っていったのはうちの家内が持っていったんですけども、受け取れないということでしたので、家

内が困って電話がきたもんだから、そうしているうちに、役場の都市整備課に連絡をしてくださいということで、多分、課長のところに来たのではないかと思うんですけども、最終的には引き取ってもらったんですけども、その間、行ったり来たりして、通常ですと、このような場合、どこで対応していただけるんですか。

ちょっと質問が悪かったですか。言ったように、個人のものであれば山田でも持っていくんですけども、これも個人のもんじゃないかと思うんですけども、何らかの対応をしていただきたいということで持って行って、持っていったら、受け取れないということですから、それは困ったなということで、うちの言うには、「お父さんが余計なことをすいかいよ」と言われたんですけども、そうなのと、俺が余計なことをしたかなと、だけど、危ないとよねといったように、カーブミラーにずっと入っちゃったもんだから、その前は気づかなかったんですけども、ちょうど雨降りだったもんだから、これは危ねえわなということで切った、切ったはよかったけど、そういうことですので、こういう、今後対応がきたときにどうするのか、それは、あなたが切ったんだから、山田まで持って行ってくれよと言われてもそれだけなんですけども。ボランティアでしたわけですから、最後まで責任を持つのが私の責任かもしれませんが、たまたま、うちは軽トラックがあるからいいんですけども、トラックがないところではできませんよね。

ですから、ずっと放っ散らかしですよ、それ、したときに、仮にそういう現場があるよといったときに、どこに電話をすればいいのか、どこが対応してくれるのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○副議長（楠原 更三君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） もし、道路上に支障にあったもので、そういった剪定とか草刈りとかして出てきたものについては、都市整備課のほうにご連絡いただければ、こちらのほうで何かしらの対応をしたいと思っております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 対応を都市整備のほうでしてくれるということであれば、私が切る必要はないわけですね。最初から、あそこにありますよということで、場所だけお願いして、あとはお願いしますと、そういう対応でもいいということですね。

○副議長（楠原 更三君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） できるだけご協力いただきたいという気持ちはあるんですが、基本的には、支障がある、そういった通行の妨げになっているようなものとか、そういったものはこちらのほうにご連絡いただければ検討したいと考えております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内和義議員。

○議員（2番 堀内 和義君） 分かりました。今後は、そういうことで、結構、電柱の脇には、鳥が種を運んでくるんでしょうか、センダンとか普通の雑木が生えてくるんですけども、センダンの場合、二、三年ですごい大きくなりますので、小さいうちに切ればいいんですよ。四、五年すると10センチぐらいすぐなります。もう、みんな切り切らんとですけども、そういうことで、あちこち回ってみると、結構あります。私も、だから、うちんとこじゃないんですけども、近くを回って、小さいのがあれば、ちょっとなたを持って行って切るんですけども、町内にはいっぱいそういうところがあると思うんですよ。

たまたま今回は、カーブミラーがありましたので、非常に危険だなということで切ったんですけども、できれば、都市整備の中で町内を回って、そういうところがあれば、住民の方から連絡がなくても対応していただきたいなというお願いでもございます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（楠原 更三君） これより昼食のため、13時30分まで本会議を休憩します。

午後0時08分休憩

午後1時25分再開

○副議長（楠原 更三君） 時間前ではありますが、全員おそろいですので、午後の部を始めたいと思います。

休憩前に引き続き、会議を再開します。

発言順位7番、新坂議員。

〔3番 新坂 哲雄君 登壇〕

○議員（3番 新坂 哲雄君） 皆さん、こんにちは。通告より、7番、新坂哲雄です。新型コロナウイルスやウクライナ戦争により、エネルギーや食料、肥料、飼料など価格高騰で農家への経営負担が予想されています。

続きまして、本題に移らせていただきます。農地確保について伺いをいたします。

1番目の中山間地域特例による農地取得面積要件50アール変更はできないかの質問をさせていただきます。

あとは、質問席によってさせていただきます。よろしく願いいたします。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 農地確保について、中山間地域特例による農地取得面積要件50アール

ルの変更はできないかのご質問についてお答えいたします。

農地の権利取得のための農地法3条の許可要件の一つに、所有農地の下限面積が定められています。下限面積要件とは、経営面積があまりにも小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に、経営する農地面積が一定、50アール以上にならないと許可はできないというふうにするものでございます。これは農地法第3条第2項第5号に規定されております。

なお、平成21年度に農地法改正が行われ、下限面積が地域の平均的な経営規模や新規就農を促進するため、地域の実情に合わない場合には、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができることとなっております。これは、農地法施行規則第17条であります。

このことについては、農林水産省から通知により、毎年別段の面積を設定または修正の費用性を検討することが求められております。

三股町農業委員会では、平成23年7月総会にて、別段の面積の必要性について検討した結果、別段の面積を設定しないことといたしております。以降、別段の面積要件について検討し、別段の面積要件は変更しておりません。

しかし、過疎地域定住促進支援地域、つまり3地区、4地区、5地区において、小鷲巣、寺柱、大鷲巣、高畑、田上、梶山、轟木、仮屋、大野、大八重でございますけれども、空き家バンクに登録のある空き家に付随する農地の下限面積要件の緩和について、令和3年2月から、別段の面積1アールを設定しているところでございます。

以上、回答といたします。

○副議長（楠原 更三君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 従来は30アールが目標だったと思うんですけど、これから50アールになったんですけど、やっぱり、こういう中山間地域については、今でも農地を求めたいという人はあるんですよ、新規就農。これ、50アールというのは、やっぱりハードルが高いちゅうわけですよ、新規に農地をやる人はですね。

前後するか分かりませんが、農地を求めたい人は3人、4人あるんですけど、2反歩なら何とか、3反歩なら何とかいって、相談は結構あります。

地元はなかなか受入れがないんですけど、外部から新規でやりたいという人が、元気な人がいるんですよ。そういう面からはちょっと緩和を考えてもらわないと、前の制度ですずっとやったら、農地は今後ますます休耕地が増えてきますよ。認定農家がありますけど、勧めても土地は買わないんですよ。借りるのが精一杯なんですよ。もう投資はしないんですよ。昔からすると、もう全然考えが違ってきますよ。

そういう状況でいかがなんでしょうか。何か対策は考えられないんでしょうか。もう一回お願いいたします。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 今、農林水産省で、農地の利用者の確保と多様な人材が農地をやすくするため、農業経営基盤強化促進法の一部改正を、今年の5月20日の通常国会にて議決しております。これは、令和5年4月1日から適用される予定ですが、現在、改正農地法の政省令は公表されていないところでございます。

今後、公表される運用に関する情報やスケジュールに注意しながら、農業委員会等で協議、検討して対応していく予定ではございますが、まだ、内容が見えておりませんので、検討はしていく予定でございます。

○副議長（楠原 更三君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 一応、50アールから下に格下げちゅうわけじゃないでしょうか。面積緩和が少しはできるちゅう感覚でよろしいんでしょうか。それは何年かかるんですか。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 先ほど言いましたように、令和5年4月1日からの適用ですので、令和5年中には、農業委員会等で検討していく予定でございます。

○副議長（楠原 更三君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 5年度というと、かなりまだ時間がありますね。（発言する者あり）来年か。

ですけど、やっぱり土地は欲しいという人が来たとき、すぐやらんと、時間がたてば、もう買い手もなくなるんですよね。やっぱり、そういう緩和もしてもらわんと、田舎はますます農地が余ってきますよ。

私の周辺で、あと二、三年で80を超える人が結構10人近くいらっしゃいますよ。この農地は誰か買い手がおらんどかという人が多いんですよ。認定農家に勧めるけど、まず難しいんですよ。もう、外部に期待せないかんわけですよ。

そういう事情もありますので、どうか、よく町のほうでも何か緩和するように、特別にお願いさせていただきませんか。以前から、この話は話をして、全然前に進んでいないような感じを受けるんですよね。

次に、2番に入りますけど、先ほどと兼ねますけど、今大体、私が知っているところでは、1町歩、2町歩、処分をしたいという人があるんですよ。あるんですけど、買い手はあるんですよ、緩和政策すれば。だから、新規就農でしないと、土地は遊ばせるよりかはましじゃないですか。どうですか。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 農業委員会としまして、農業委員の方よりそういう話とかご相談があったということは承っておりませんので、また、農業委員を通じてそういう話をさせていただくと、事務局としても行動しやすいと考えております。

○副議長（楠原 更三君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 農業委員をされている人が売ってくださいという相談があるわけですから、彼たちが一生懸命せんないかんとじゃないですかね。私どもに、俺は詳しいから売ってくれるかとか、あんたが買取りをしてくれということがあるんですよ。もう農業委員の人もちよっと考えないかんけど、そげな状況なんですよ。いかがですか。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 農地のあっせん売買につきましては、あくまでも農業委員がその対象となっておりますので、それを基に、農業委員会に諮りまして、個人の取引というのはなされるものと私は解釈しておりますので、そちらの道筋を通していただきたいと考えております。

○副議長（楠原 更三君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） その辺を通さないかん、農業委員会を通さないかんということはよう存じていますよ。みんな周囲で、近所隣で、やっぱり、やり取りをして決めるんですよ。だけど、そうやって時代があったんですけど、今はもう、それがもう、買い手がないわけですよ。だから、今でも新規農業でやりたいというても、トラクターやら何じゃかんじゃ用意しよったどん、そのハードルが高いということを、今、小作権で、闇小作というかですかね、そんなので作っている人も多いんですよ。農地が買えないわけですから。その5反歩ようけね、さして、すごく、今度要件があれば、土地も確保できることがあるんですよ。難しい判断ですけど、あまり教科書どおりに話を進めても前に進まないちゅうもんですよ。やっぱり、農地が今後荒れてくるわけですから、これ、今でもありますがね、はっきり言って。中間山系、山手のほうは、中央部は5反歩でもよかせんけど、ある程度価格ちゅう、特別例をつくってもらって、農地が有効に使われるように計画してもらえんですか。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 人・農地プランというのがございまして、こちらのほうで地域の意見を聞きながら、また、その意見を反映させながら、農業委員会の中で検討していくことでございまして、農業委員の方、地域の方というののご意見を聞きながら、その部分については検討していきたいと考えております。

○副議長（楠原 更三君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） せっかく新規で農業を始めたいという人があるわけですから、や

っぱり、こういう人は滅多にいないわけですので、一挙に1町、2町、解決できると思うんですよ。そのハードルがちょっと下がればですよ。昔は30アールやったんじゃないからですよ。その頃にすれば、まだ買い手があるんですよ。農業委員の人も困っていると思うんですよ、はっきり言って。前に進まんわけですから。

○副議長（楠原 更三君） 質問の形で終わってください。

○議員（3番 新坂 哲雄君） それはもう、あまり話しても効果はないようですので、次に入ります。

次に、ブロックローテーションについて、まず、ブロックローテーションの意味を教えてください。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） ブロックローテーションは、各地域の代表で構成される農業振興対策協議会の話し合いの中で、水確保のためにブロックローテーションを継続して三股町では取り組んでいるところでございます。

○副議長（楠原 更三君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） ブロックローテーションは、もう農業しているからよう分かるんですけど、この意味合いが効果をさせてないと思うんですよ。極端に言えば、水が使えるところと使えないところ、ローテーションで分かれると思うんですけど、今は収益性の高いWCSを作るんですよ。だから、水を引っ張るんですよ。畑をつくっている人は迷惑するんですよ。もう、今、やっぱり農家で畜産をやっていない人がWCSを作ったりするわけですから、収益が高いものに行くわけですよ。やっぱり耕作をしている人は困るわけですよ。一番、地域で問題なのは梶山ですよ。あっこは話し合いをしてくださいとあって、二、三人要望がありました。役場の方針とはちょっと現状がおかしいんじゃないかということがありますが、いかがでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 町では、従来のブロックローテーションを根幹として、転作田の水管理の徹底を特にWCSの受付時にお願いしている状況でございます。また、7月ぐらいになると、回覧板及びはがき等により生産者へ再度呼びかけを行っている状況でございます。

なお、苦情等が役場に寄せられたときは、職員が現地に確認に行きまして、原因者に直接指導を行っている状況でございます。

○副議長（楠原 更三君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） やっぱり、本当は、梶山地区ばかりでブロックローテーションが行われればいいんですけど、長田、樺山、もう、いろんな人が梶山に作っておられるんですよ。みんな好き勝手にやっているわけですよ、はっきり言って。だから、ローテーションが守れ

ないんですよ。だから、話し合いを持ってくれんかと、畑農家の人が要望がありました。そこ辺はどうですか。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 町のほうでは、集落地域営農集団に対しまして、転作区域等で転作作物の1ヘクタール以上の団地化、水を使う区域、露地野菜区域の区分けの取組に対しまして、町単独事業といたしまして、団地化維持交付金事業、ヘクタール当たり4万円を活用していただくように併せて推薦しているところでございます。

○副議長（楠原 更三君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 先ほどから言っているように、やっぱり受益者は、そこはやっている人と、やっぱり一回、何か相談窓口を設けたほうがいいんじゃないですかね。やっぱり徹底しないと、耕作者は遠慮しているわけですよ。あんまりけんか腰に言いたくないけどちゅうて、言いたいんでしょうけど、私なんか言ってくれと、そういう決まっているルールが守れてないから言ってくるんですよ。いかがですか。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 基本的には、国は生産調整を廃止しておりまして、その代わりに、加工用米、WCS等の水を必要とする作付が転作田でも行えるようにしているところでございます。

○副議長（楠原 更三君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） ちょっと捉え方が、ちょっと僕らの考えからすると、水を引っ張る地域と、それでローテーションは交互にやっていると思うんですけど、私の地元の長田もローテーションはあったんですけど、もう、それは自由になって、何も問題は起きません。

長田のは水田が多いんですよ。畑を作る人は梶山に行くんですけど、やっぱり、そこ辺でトラブルが、地元の人ばかりならいいんですけど、外部から入ってくるから、やっぱり、そういうけんか腰になってくるんですよ。いかがですか。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 先ほどもお話ししましたように、転作田の水管理の徹底というのは、特にWCSの受付時にはお願いしているところでございます。

苦情も確かに来ていることもございますので、そのときは職員が現地に行って、原因者に直接話をして指導しているということでございます。

○副議長（楠原 更三君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） WCSでちょっと関連でお伺いいたしますけど、畜産の頭数の割には、WCSの面積が多いんじゃないんですか。いかがですか。

○副議長（楠原 更三君） 答えられますか。——答えられますか。通告にありませんので、準備されてないということで、ほかの質問をお願いします。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 通告はなくても、やっぱり関連性があるわけやから、それは把握しちよかんにやいかんですよ。そりゃ、上原課長と私は一日、こうして口論をしますか。そういうことになってくるんですよ。それはもう、早く終わらないかんから、もう、これで終わりますけど。

ブロックローテーションについては、いろいろ問題がありますので、集落で集まりをするとか、何か皆さんがうまくいくように調和を取ってください。それをお願いいたします。

次に、合併浄化槽について伺いをいたします。

家族の減少により浄化槽の縮小はできないかという質問をしておりますが、浄化槽設置については、建築面積に対して浄化槽の大きさが決まったと思いますが、これが、二、三十年すると、家族がもうほとんどいなくなって、1人か2人の人が住んでおって、浄化槽が大きいと負担が多いということですよ。やっぱり量が大きければ、負担率が、くみ取りやってもお金がだいぶかかるわけですよ。それを小さくしたいという要望が二、三件ありました。

それで、補助をもらうとか、そういうのは対象にならんとかいうお話なんですけど、そこ辺をちょっとお伺いいたします。

○副議長（楠原 更三君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 現在、町では、生活排水による大淀川の水質汚濁の防止と、快適な生活環境の創造を目的として、浄化槽の設置に対する補助制度を設けています。

主に居住用に供する建物で、既存のくみ取式トイレや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を図る方を対象とするなど幾つかの要件があり、また、浄化槽の大きさにより補助金額が異なります。

家族の減少等により、浄化槽を取り替える場合の費用は、個人でされても構いませんが、全額個人負担となります。該当する町の補助金はございません。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 私が考えても、ちょっと補助金対象は今後の課題として考えないかなかなど。今後また、こういう問題が出てきたときには、やっぱり何かの軽減をする対策を取るか、何か考えていただきたいと思います。

合併浄化槽については、ちょっと私の分野であり詳しくありませんので、もうこの辺で終わります。

続きまして、空き家バンクについて伺いをいたします。

空き家バンク登録の利点はということで伺いをいたします。

○副議長（楠原 更三君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 空き家バンクとは、まず説明させていただきます。

空き家バンクは、地方自治体の主体となって運営する空き家のマッチングサイトのことで、本町では、平成28年度に専用ホームページを設けまして、地方移住を考えている人向けに空き家の売却情報を提供しているところでございます。

議員のご質問の空き家バンクの利点についてですけれども、こちらは、売りたい人、買いたい人に分けて考える必要があると思います。

まず、売りたい人ですけれども、無料で自身の空き家を登録することができることです。

次に、買いたい人または借りたい人にとってですけれども、空き家を相場よりも安く買えたり、借りられたりすることです。また、不動産業者等の仲介手数料は不要だったり、補助金を利用できたりします。

行政にとってもメリットがございます。一般的に空き家の多くは過疎集落に多いことから、空き家バンクを利用して住む人が増えますと、過疎地域の人口減少の解決、あるいは、地域の活性化につながるものと思います。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 空き家が町内に点々あると思うんですが、1か月、2か月前ぐらいに、空き家バンクを通さなくて、4件ぐらい長田に移住してもらった件が最近あります。この人たちは、バンクは全然通してないです。

なぜ、長田のような田舎に移ってくるかというのと、価格が安いと。皆さん、物色しているんですよ。中央部と長田とはもう特段に値段が違うと。やっぱり安いところを狙ってくるんですよ。そういうので、私たちは部落が1人でも増えるから、助かっていますよ。

それで、その人たちがまた長田に住んでくれたばかりに、また3件くらい、その人たちが空き家を探してくださいって言っているんですよ。だから、そういうことがあるんで、もうちょっと宣伝も足りないし、その空き家を買った人が、農地がついちょっとたんですよ、農地が。それを家主さんがバンク登録しちよれば、農地も買うなったって言われて、私は、商工観光課、山田さんのところに伺いました。

そして、内容を聞いたら、農地のことは分からないという返答だったので、だから、農業委員会に行ったんですよ。農業委員会に行ったら、コロナでみんないないんですよ、回答者が。これでいいのかなと思ったり、誰かおかないかんですよ、空白ですわね。誰も対応する人がおらんかったんですよ。ほかにもお客さんが来ちよった、申請しよった、いつ頃許可がなっとやろうかい

とか、心配されてましたよ。いつまでコロナというのは言いやらんとですよ、受付の人が病気って、みんな病気やったんでしょね。あとは、濃厚接触やって後から聞いたんですよ。

やっぱ空白をつくるといかんですよ。やっぱり農業委員会に後から聞けば、空き家バンクのことは商工課の担当やから、農業委員会もあっちが知らんやいかんたつっせ、もう考えが違ふんですよ、課で。それも何か一つで、商工課が本当は主導権を握ちよるわけですから、そういう農地の関係も詳しなけりやいかんわけですよ。私のところ、土地をああするばかりではいかなんですがね。内容がないわけですがね。チラシもないわけですよ。買われた人があたいどんに、こげなんがあつたげなちゅう、私ども、農地がついちよつたのが買いが出来るって思ってもいませんでしたし、農業委員に聞いても知らないって、農業委員も知らないと言うんですよ。それは、推進委員ですよ、推進委員、なんごてあんたどんが知らんとかちゅうたら、農業委員と推進委員との格差があつて、私は、前に会議に呼ばれたかい分からんちゅう、上の方で決まっとやからと言われましたよ。

家主さんが農業委員に尋ねたら、私は公民館長をしょつたから、農業委員が来たど。農業経験は全然ないんだと。そういう人が何で農業委員になって、それは、相手もそんなんもおかしいち言うんですよ。

だから、ちょっと越えますけど、話が、農業委員も一つでまとまらないと、知らないちゅうことで、皆さんは地域におらっしゃる、代表になっている農業委員がおるわけですから、その人たちに聞くわけですよ。それを知らないちゅうことでは、説明できないですがね。私が、代わって商工課に聞きに行ったんですけど、それでも、ちょっと私も合点がいかなかったから、行ったんですよ。そこ辺、どげんですか。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 農業委員会事務局としてお答えさせていただきます。

令和2年の12月で、農業委員会全てに関してなんですけど、推進委員の方も含めて、農業委員の方も含めて、12月の全体協議会という中で、この空き家バンクに附属する農地については、全体協議を行った後に、令和3年の1月に、農業委員の方だけ集まって、6名で集まっていたいで総会で可決しているという中で、議案としては、皆様に全員知らしめておいて、その後に意見が上がってこなかったんで、農業委員会で決定したという経緯がございますので、もしかすると、その農業委員の方が、令和2年の話ですので、ど忘れされていたのかなという気はしますが、全体に下ろさずに6人で決めているということはいたしておりませんので、そのことはまずもって説明させていただきます。

○副議長（楠原 更三君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 議員ご質問の農地が隣接する場合、その農地と一緒に農地を売

るということの件について、ちょっとご説明させていただきます。

実は、過去に空き家バンクに登録した物件と一緒に隣接する農地を売却したいというケースがございました。このケースですけれども、購入者が、農地法第3条に基づく下限面積要件、経営面積が原則として50アール以上を満たしていなかったために、宅地と空き家だけを購入して農地は購入されなかったところですが、農地も一緒に売りたいとする売り手側の希望がかなわなかったということで、これ、問題提起したということです。

つまり、町としては、過疎集落において、同様のケースがこのまま認められるということから、農地取得下限面積要件の緩和について、農業委員会と協議して、先ほど課長が申しましたが、空き家に属した農地の別段面積取扱基準を設けていただいたところでございます。

当該の基準につきまして、概要について少し説明させていただきますが、宮村小学校区、梶山小学校区、長田小学校区の空き家で、三股町空き家等情報バンクに登録した物件につきましては、農地法第3条の規定に基づく農地の権利取得に係る下限面積要件を1アールと定めています。

なお、当該基準では、その他主要要件を満たさなくては対象となりませんが、この件につきましては、町のホームページでも掲載いたしているところでございます。

つまり、買い手側において、経営面積が50アール未満であっても、この要件を満たす、つまり、梶山小学校区、長田小学校区、宮村小学校区の空き家でバンク登録されますと、経営面積が50アール未満であっても当該要件を満たせば農地を購入できるということでございます。

こちらにつきましては、今回、私どもも調べさせていただきました。空き家に農地が一緒にあって、そして、これを売りたいという方がいたかどうかということですが、今のところ、そういった空き家バンクに登録しました案件について、1件もまだございません。

ただ、今まだ周知が不足しているということであるわけですが、こちらについても、今後、空き家バンクに登録したいという方がいらした場合は、農地があるかどうかということも、今の相談の際にいろいろお聞きしているところです。

もし、そういったのがあるということであれば、当然、買い手が1アールという下限要件でありますので、そういった周知もしていきたいというふうに思っています。

○副議長（楠原 更三君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） ただいま説明がありましたけど、ちょっと聞いちゃっても理解に苦しむところがありますね。10アールの間違いじゃないんですか。1アールですか。

○副議長（楠原 更三君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 1アールです。つまり、今までは経営面積が50アール以上ないと農地を購入できないということですが、それが1アール以上ということになったということです。

つまり、買いやすくなったと、50アールという要件が緩和されるということです。

○副議長（楠原 更三君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 私が、ちょっと解釈の間違いかしらんけど、一般的にはちょっと聞こえが、ちょっと悪いと思うんですよ。何かチラシをつくるか、皆さん、みんなそんなこと知らないわけですがね。空き家バンクがあることは分かっているんですよ。その内容が分からんですがね。農地が、田舎に行けばどっさりありますよ。やっぱり、同じ屋敷に、他人が別なところで、目の前で農地をつくれれば、よか気もせんでしょうが。そげなんが、他の人が来っと、農地も、空き家も要らないということになってくるんですよ。

○副議長（楠原 更三君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） この要件に当てはまるのが、いわゆる過疎地域、つまり梶山小学校区、長田小学校区、宮村小学校区、この区域だけに限定するということです。つまり、その地域においては、当然、空き家に属する田畑があるということも想定されます。そうしたときに、なかなか家は売ったものの、田んぼ、畑だけは残るといふことも十分あるわけです。

ですから、そういったところの緩和をしようということで、1アール以上、買い手側が農地も買い求められるという制度でございまして、非常に、こういった制度は、今後、そういった過疎地域においては、対策ということではかなり効果のあるものというふうに思っています。

それと、先ほども言いましたように、今、今年度ですけども、固定資産税の納付書を配送する際に、こういった空き家バンクの登録をしないかということで、そういったチラシも入れております。

今後、そういった空き家バンクに登録したいという方がいらっしゃったら、併せて農地がないのかというところで、この3地域においては、十分そのあたりも説明させていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） この前伺った話では、そういう話は全然把握してないちゅうような話やったですよ。私が答弁をするから、調べられてやったんでしょけど、もうちょっと詳しく、私は、今聞いちゃっても、ちょっと意味が分からないですよ。隣に振興課長がいらっしゃいますので、もうちょっと詳しくそこ辺を語ってもらおう。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） この空き家バンクに付随する農地につきましては、先ほど企画課長がお話ししたとおり、空き家バンクの取得がしやすいようにと、あわせて、よくあるのが、宅地の隣にコサエン畑とよく言われますけど、3畝とか5畝とかいう畑も一緒に持っていらっし

やる方がいると。

そういうときに、その部分だけを買えないというのは、やっぱりバンクを売るのにちょっと不利になるだろうという形で、令和2年に検討して、令和3年の2月から、うちのホームページ上には、農地と一緒に空き家バンクに登録していれば取得できますよという形で知らしめはしていて、そういう制度をつくったところでございます。

○副議長（楠原 更三君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 振興課やらの観光課は、もう、そういうのは、もうプロですから、よう熟知されているんでしょうけど、外部から見たら、初耳の人がいっぱいおるんですよ。この前も空き家バンクの登録はしていない人が、買った人が、そういう問題を提起したわけですので、地元の農業委員に聞いても知らないちゅうことで、回答が出なくて、私は伺ったわけですよ、農業委員会へと。

○副議長（楠原 更三君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） この1アール以上の農地が買えるということについての周知がなされていないというところでございますけども、先ほどから言いますように、まずは、空き家バンクについて、空き家があつて困っている方については、まず一度、相談していただきたいというところで周知をこの、先ほど言いましたように、固定資産税の納付書を送った際に、空き家バンクに登録をしませんかという案内をしております。

それぞれ案件が違います。例えば、今申し上げましたように、農地が付随している空き家もございますし、それじゃない、農地じゃないけども、空き家だけというところもございます。

そして、先ほど言いましたように、3地域、梶山小学校区、長田小学校区、宮村小学校区だけに限定されたこの特例措置ですので、こういったところは、当然、登録の相談があつた際に、十分そのあたりも聞いた上で、その農地があるかどうか、農地も一緒に売りたいかどうかというあたりも含めて、それを希望されるということであれば、そういったところの部分をはきちつと空き家バンクの登載する内容の中に入れていきたいということで考えています。

現に、不動産会社から1件それについてご相談ございました。農地があるというところで、一緒に売れないかということでそのような相談がございました。

ただ、その案件が、この当該地域に該当しないというところがあつて、これについては、それはできないということでご返事した例もございますんで、3小学校区だけにおける、そういった相談があつた際にはきちつと対応してまいります。

○副議長（楠原 更三君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 何度しゃべっても堂々巡りだろうと思うんですけど、なんかもうちょっと、チラシをつくるなり、皆さんに分かるようにしないと、やっぱり空き家バンク登録す

りやお金がかかるき、普段の人は思うわけです。だから、自分たちで探してしたり、尋ねてきた人が気に入って土地を買ったりして、長田の例が4件ばっかあったんですよ。現在あるんですよ。その人たちがまた、空き家がどっかないですかと来てるんですよ。遠いところは、高千穂の学校の先生、三股が近頃有名になったから、長田に住もうかという話もあります。学校の先生が移ってきたいという話もあります。

なかなか外部からは注目はされているんですけど、そこ辺も、皆さんが町内の空き家みんな検索しているんですよ。やっぱり安いところ、空き家バンクになりゃ安いと思うわけですがね。やっぱり人並み、ここ辺からすると、私ども辺からすると、格差があるわけです。やっぱり、私たちは1人でも長田に住んでいただきたいと考えておりますので。

だから、そこ辺をもうちょっと考え直しをしてもらって、せめて10アールぐらいは許可するとか、1アールは知れちよるですがね。（発言する者あり）

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 100平米が1アールですので、100平米が下限面積です。そこから上なら幾らでもいいんですよ。だから、100平米、（「1畝」と呼ぶ者あり）1畝が下限面積です。ですので、10アールあれば、10アールでも20アールでも宅地と一緒に買えます。

○議員（3番 新坂 哲雄君） そんげな説明して頂けるとよく分かるんですけど。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 過疎対策の一環として、本当、周知することは大事かなというふうに思いますので、今回の変更の部分について、町全体の中にも回覧等で周知するというような方向を持っていきたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 新坂議員。

○議員（3番 新坂 哲雄君） 元に戻りますけど、農地確保について、やっぱり新規農業者が農業をやりたいちゅうわけですですから、その人たちに何か利点を与えてくださいよ。5反歩、5反歩ちゅう言わずにですよ。

あとは、地域が活性化するわけやから、どんどん土地を買いたいちゅう人がおるわけですよ。もう、それがネックなんです、前に進まんとは。

前後しましたけど、上原課長、ちょっと考えてくださいよ。私の力じゃどげんもならんとやっどですか。

大体言いたいことは言いましたので、この辺で終わりたいと思います。よろしくお願いします。（笑声）

○副議長（楠原 更三君） これより2時20分まで休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時18分再開

○副議長（楠原 更三君） 全員おそろいですので、引き続き本会議を再開します。

発言順位8番、内村議員。

〔8番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（8番 内村 立吉君） 発言順位8番、内村です。

今回の一般質問につきましては、公園長寿命化計画の見直し業務委託料ほか3つのことに質問していきたいと思います。

まず、令和4年度新規事業、公園長寿命化計画見直し業務委託料について伺います。

公園施設の重点的・効率的な維持管理や更新を行っていくため、公園施設の長寿命化計画を旭ヶ丘運動公園及び上米公園において作成をしていました。今回、当該2公園は、計画の策定から10年を経過するため計画の見直しを行い、適切な事業の実施を図るとあります。3月の定例会の中で、計画を改正するというような説明がありました。このことについてお伺いしたいと思います。

あとは質問席にて質問していきたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 公園長寿命化計画の見直しについて。

①旭ヶ丘運動公園、上米公園の見直しを行い、適切な事業の実施を図ることについて伺うという質問に回答いたします。

公園は良好な都市環境を形成し、町民の生活に潤いと安らぎを与えるとともに、災害時の避難地や支援拠点として防災面にも寄与する公共施設であり、その維持管理を効果的かつ効率的に進めることは大変重要な取組であるというふうに考えております。

公園施設長寿命化計画は、厳しい財政状況の中、安全性や機能性を確保しつつ維持管理のトータルコストを縮減するため、効果的かつ効率的な維持管理の計画を定めるものであり、計画を定めることにより施設の修繕にかかわる経費の一部が国の社会資本整備防災安全交付金の対象となることから、財源の確保にもつながる取組だと考えております。

三股町公園施設長寿命化計画につきましては、平成24年に旭ヶ丘運動公園及び上米公園を対象とした計画を策定しておりますが、策定から10年が経過し施設の老朽化が進行していることから、これら2公園の計画の見直しを図るとともに、植木公園についても整備から25年を経過

し、園路等の老朽化が見られることから、施設の点検・修繕等を計画的に進めるため、今回新たに計画を定めることとしております。

この計画の策定により、公園施設の計画的な維持管理の方針が明確になり、予算の低廉化、平準化が図られることから、今後の維持管理等に要する事業の適切な実施につながるものというふうに考えているところです。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今、町長のほうからいろいろ説明がありましたけど、今計画はまた新たに何年計画というのがあるんでしょうか、見直しについて何年間というような計画があるんでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 今から計画を定めていきますので、まだ決定はしていませんが、前の今の計画は10年間の計画でやっております。なお、すなわち今回の計画も同じく10年間の計画になるのではないかと考えているところです。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） それでは、2番に関連していくのじゃないかと思っております。

維持管理の計画、防災管理、いろんなことの見直しが行われるというようなことでございますけども、旭ヶ丘運動公園と上米公園で1,220万円の予算が組んであると思います。その中でこの事業の内容について詳細的に分かる範囲内でどのようなことが行われるか、お伺いしたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） この事業の内容としましては、内訳としまして全て業務委託料となっております。全て委託費ですね。また、財源というか、歳入予算につきましては、国の社会資本整備防災安全交付金を活用しまして、国費が50%、町の一般財源が50%ということになっております。

この委託の内容としましては、健全度調査、現場を見ます健全度の調査と健全度・緊急度の判定並びに計画の検討作成等に要する経費でございまして、あと対処するところは先ほど申したとおり旭ヶ丘運動公園、上米公園及び植木公園となっております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 1,220万円で、国からの予算が600万円で町からの予算が600万円とありますね。その中で、旭ヶ丘運動公園と上米公園ということですけども、予算に

対しましてどちらが幾ら、どちらが幾らということはないわけ、もう全体的にひっくるめてこれは予算が組まれているということでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 今、発注の準備をしているところですので、まだ詳細のことは言えませんが、この3つ合わせて、1,220万円というふうに予算としてはそういうふうに組んでおります。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） この事業につきましては、今、都市整備課長のほうから今委託事業というようなことでちょっとお話が出てきたわけですが、委託事業というようなことですが、委託事業の内容についてどのような詳細なことか分かったら教えていただきたいと思えます。

○副議長（楠原 更三君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） それでは委託の内容についてお答えいたします。

公園施設につきましては、子供が遊ぶ遊具ほか公園内の散策等のための園路、その他野球場、競技場などの運動施設、あとトイレとか管理事務所などの建築物がございますが、そういった様々な施設があるところです。

長寿命化計画策定に関する業務委託の内容といたしましては、国土交通省が定めております「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」に基づきまして、まず、各公園施設の劣化とか損傷の状況を点検するなど専門技術者による健全度の調査を行いまして、その結果を踏まえて施設の補修、更新の必要性など健全度、緊急度というのを判定いたします。

次に、施設のそういった判定結果を踏まえまして、点検や維持修繕、更新の費用を算出しまして施設ごとにライフサイクルコストが縮減できるよう、適切な長寿命化策定を検討した上で緊急度や予算の平準化等を考慮した修繕や更新時期を設定するなど、維持修繕や更新に関する総合的な計画を作成いたします。

委託は、こういった健全度調査から計画案作成までの一連の業務を委託するものでございまして、今年度中の計画策定に向けまして、今、発注の準備を進めているところです。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今、話を聞きますときに、全体的に老朽化とかいろんな防災的なことを考えたときに、いろんなところを改めていかれるというようなことですが、新しくこのようなことをしてまいりませんかというような要求があったときに、こちらのほうから、地元

の人たちの話を聞いてときに、そういうことを都市整備課の話をしたときにこういうことが入れられないんですかということも受け入れられるわけですか。

○副議長（楠原 更三君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） この計画につきましては、今ある施設の更新とか修繕について計画を立てるものですので、新しく設置する施設等につきましては対象になりません。ただ、今ある施設を例えば更新するに当たって、こういう機能を付加できないかとか、そういったお話に関しましては計画を策定する中で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） ということは、その中で関するようことに対しての詳細的なそういう事案というのがあるわけですね。結局、こういうことに関連するようなこと。旭ヶ丘運動公園はこのようなこと、上米公園はこういうことというようなことがあるわけですか。

○副議長（楠原 更三君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 当然、各公園ごとにその老朽度の度合いとか、例えば更新するに当たって、もしかしたらある施設ある施設の機能を統合するとか、そういったことも考えられると思いますので、それぞれの公園ごとに状況は異なってきますので、先ほど言った点検の結果を踏まえて、改めてそういったどのように修繕なり更新をしていくかということを検討していくかと思います。

よろしくお願いします。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） はい、分かりました。

続きまして、上米公園中央道路入口ということで伺いたいと思います。

遊技場から北側に入る道路につきましては、道路が広がって遊技場に入る人たちも非常に便利になったんじゃないかと思っております。また、この中で質問はしませんけど、新しく道路がせっかくできたんだから、そのようなことに対しまして、標識とか、そういう案内をするような、これもまたしてもらえば若い人たちが改めて、始めて来る人たちはそういう標識等があれば、こちらから上がれるんだというようなことも分かりますから、そういうことも気を付けてしてもらえばいいんじゃないかと思っております。

その中で質問に入っていきたいと思います。

中央入口というのはよく私は前から質問しておりますけど、地元の議員も質問をされた方もいらっしゃいます。この道路につきましては、以前から非常に危ないということでいろいろ質問しております。その中で私もこの道路をよく通るもんですから、そしてまた危ない場面をよく見

るものですから、質問をしていきたいと思います。

この道路について車の通りが多かったりする季節もあるわけですよね、この中で。だからやっぱり特に桜まつりのころは非常に車の数多くて上がったり、下ったりする車が多いものですから、大きな事故が起こる前にそのようなことがないようにして、桜まつりの際は中央から入る道路については、帰り際の道路を車を通行止めにしたらいんじゃないかなというような質問をいたしました。その中で今回も、そのようなことに対しまして質問をしていきたいと思いますが、このことについて対策というのが取られているか、このようなことに対して伺っていききたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 上米公園に通じる道路につきましては、北側の元清流園側、町道上米14号線ですが、と今お話ございました中央の昭和食品側の町道上米公園線、そして南側の上米山王原2号線の3か所がございます。いずれも交通量の多い広域農道でありました町道櫛田・山田・田上線から接続している道路でございます。

議員ご指摘の中央の入口につきましては、町道上米2号線でございますが、信号の新設とか交差点の改良等の対策は現時点では難しいという状況でございますので、車線を狭く見せるためのドットラインとか、スピードを落とせとか、そういった路面表示を平成28年度に設置したところでございます。

さらに、この中央の入り口ではないんですが、北側の元清流園側の入り口ですが、町道上米14号線におきまして、昨年度6月の定例会でも答弁したところですが、町道櫛田・山田・田上線との交差点部に公園区域の一部を利用しまして、幅3メートル程度の左折レーンを設けたところでございます。このため現在は整備後の状況について経過を観察している状況でございまして、さらなる交通安全対策につきましては、その結果を踏まえて改めて検討してまいりたいと考えております。

なお、先ほどご説明しましたドットラインとうの路面表示の件ですが、年月の経過によりまして少し薄くなっているところもございます。これらの対策につきましても別途必要な予算措置も含めて検討してまいりたいと考えているところです。今後とも町が管理する道路の交通安全体策に努めたいと考えております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） ぜひ前から信号機の問題とかいろんなことが話し合いがなされて、なかなか難しいというような状況でいろんなことを考えながら道路を広くしたり、いろんな事を協議しながらこういうような状況に至っているわけですが、やっぱり時期的に人の往来が多

い時期もありますので、そういうことのないようにぜひ万全な体制で努めていただきたいと思います。

次に行きます。榊田地区児童の三股小学校通学路ということで伺いたいと思います。

榊田地区につきましては、町内でも新しい家も非常に建って、非常に若い世代も多い地区でもあります。子供もちいちゃい子供がいっぱいいるし、相応しいところじゃないかと思っております。この中で、榊田地区児童が三股小学校に通う通学路が、道路が非常に傷んでいるところが何か所かあります。

その中で、雨が少し降っても雨がすぐたまる場所があります。雨の多い時期、雨が1日ぐらい降っても何メートルかずっとたまっています。その中で子供は学校に通学しております。降る中で道路工事はもちろんのこと、このようなことに対して整備ができないものか伺いたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 榊田地区児童生徒の三股小学校通学路の冠水対策についてお答えをいたします。

通学路の交通安全対策につきましては、地域の方々や学校関係者、警察、道路管理者が連携しまして、毎年、合同点検を行い、必要な対策について検討しているところでございます。

今回ご指摘の通学路につきましては、年見川沿いにあります町道で言いますと中米榊田1号線になるかと思っております。現地を確認させていただきましたが、確かに河川側の土手があり、さらに反対側に畑の土手があるということで、雨水がたまるような形になっておりました。残念ながらその後、雨が降っていないので雨水がたまっている状況は確認できていないんですが、対策につきましては、そのたまった雨水を排水する何かしらの施設必要なんだろうというふうに考えているんですが、周辺の排水施設を調査するなど検討に少しお時間を頂きたいと思っております。

ただ、当面の対策としまして。通学路に関する対策でございますので、先ほどお話ししました合同点検ですが、今年度も合同点検を予定しておりますので、その中で例えば対岸に町道年見川8号線という町道とか農道とか通る道があるんですけど、そちらを通学路として活用していただければ、多分、雨水そういったたまったところではなくて歩けるような状況ではないかなというふう考えているんですけど、そういったところを活用するなど、また関係者の皆様と連携して対応を検討していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 道路を確認されたということですが、この中で町道中米榊田1号線というふうになっています。その中で8号線を利用してもらおうというような形になってく

るわけですから、そんなことはその説明というのは櫟田の人たちに説明をする機会が持たれるというわけですか。

○副議長（楠原 更三君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 毎年、その地元の皆さんと学校の関係者の方と一緒に合同点検というのをやって、そのときに、通学路に関係する方々とかと一緒に対策を検討する機会がございます。

そのときに、実際どれくらい困っていらっしゃるのかとか、そういった現地の状況とかもお聞きしたり、じゃ、対策についてどのような対策が考えられるのかということで、当然、ハード対策にも一つなんですけど、ハード対策以外にほかにソフト対策として、今お話したような通学路を変えるとか、そういったことも考えていくことになりますので、そういった形で地域の皆様と一緒に、そういった対策を考えていくということで考えております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 地域の人たちとそういうことを考えていくというようなことですが、先ほどこの道路を見られた使用状況、確認されたということですけど、確かに傷んでいるということの返答があったわけです。その中で道路は傷んでおっても、先ほど課長が言われたのは、道路は傷んでいても雨が降っている状況は確認されていないというようなことだったですね。道路は傷んでおって雨が降って雨がたまっておるのが長いんです、距離が。少しじゃないんです。雨のたまっている道路は。

その中で、子供が雨靴を踏んでちょっと今から梅雨に入ります。雨の多い時期はものすごく雨がたまってきて流れるんじゃないかと思っております。そのような中で検討して考えていきたいということですけども、この中で、このことに対して整備をしていくというようなことの返答をもらえませんか。いつ頃までやりますというようなことは。

○副議長（楠原 更三君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 通学路交通安全プログラムにつきましては、教育課のほうに取りまとめの担当課となっております。今年度は、予定としましては8月に開催するように調整はしておるところではございますが、今、ご質問にありました件もありましたので、今から雨の多く降る時期ということもあります。その開催前に現場のほうは担当課、教育課のほうと都市整備課のほうで雨の確認というものを早めに行いたいというふうに思います。

そのあとどうするか話をして、地元でどのようにお伝えしていくのか、学校でどのようにお伝えしていくのかを、またちょっと協議したいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 現場を確認して協議をしていってその中でまだはっきりしないということですか、8月頃ということですか。

○副議長（楠原 更三君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 正式にみんな集まって話し合いをする場というのは、8月に設定をしておるんですが、急ぎ今提案しておる路線は変更していただくとか、その辺が早いほうがいいようなときには、また、学校内に早めにお伝えするというところは対応したいというふうに思います。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） それらに対応したいということですね。やっぱりそういう状況を見ながらやっていきたいということによろしいですか。分かりました。

続きまして、新型コロナについて質問をしていきたいと思います。

連日コロナに関しましては、ほとんど新聞等マスコミといろいろ載っているわけですが、新型コロナワクチンにつきましては3回目接種の有効性を分析した結果、65歳以上では8割以上の予防効果があったというふうなことの報告があります。16歳から64歳までは約7割が予防効果があったというようなことも言われております。

その中で、本町におけるワクチン接種状況について1回目、2回目、3回目とあります。その中で接種率の状況ということで伺いたいと思います。

そして、4回目接種状況についての状況、また5歳以上11歳までの接種状況はどのようなかということでも伺ってきたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 新型コロナワクチン接種状況についてお答えいたします。

1回目、2回目のワクチン接種につきましては、集団接種を令和3年5月から個別接種を6月から開始し、個別接種は現在も継続しているところでございます。6月6日現在の接種率は1回目83.1%、2回目82.5%となっております。3回目のワクチン接種は集団接種と個別接種ともに令和4年2月から開始し、集団接種は5月28日で終了しております。個別接種は継続して実施しているところです。3回目の接種率は6月6日現在60.8%となっております。

3回目の接種を年代別に見ますと、10歳代21.4%、20歳代43.5%、30歳代44.5%、40歳代61.1%、50歳代75.5%、60歳代85.2%、70歳代92.7%、80歳代93.0%、90歳代99.1%となっており、年齢が高い人たちの接種率が高い状況です。5歳から11歳の接種率は6月6日現在、1回目22.3%、2回目21.3%となっております。5歳から11歳の接種も個別接種を継続しているところでございます。都城市北諸県郡医師会、町内医療機関、町民の皆様等の協力によりワクチン接種を円滑に行うことができております。

4回目のワクチン接種についても回答いたします。

4回目の接種は、3回目接種後のワクチンの有効性の持続期間や現時点までに得られている4回目の接種の有効性、安全性に関する知見、諸外国における対応状況等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的として、特別に接種として位置づけられています。対象者は60歳以上の人、18歳以上60歳未満で基礎疾患のある人、重症化リスクが高いと医師が認める人となっております。

使用するワクチンは、ファイザー社製ワクチン及びモデルナ社製ワクチンとし、接種間隔は3回の接種から5か月以上を空けることとなっております。

本町におきましては、60歳以上で令和4年2月までに3回の接種を終えた人には、6月3日に接種券を郵送しております。3月以降に3回の接種を終えた方には、6月中旬から接種券を順次発送していく予定としています。

接種方法は、集団接種と個別接種としており、集団接種は、多目的スポーツセンターで令和4年7月27日から開始予定で準備を進めています。また、個別接種は7月から開始予定としております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 非常に詳しく説明をしていただきまして分かりやすかったんじゃないかと思っております。

その中で、いろんな新聞等でワクチンの廃棄とか廃棄予定とかいうようなことで、各自治体でいろいろそれに対してのいろいろな理由づけがあるようです。いろんなことに対して、こうこうだったからこうこうなんだからワクチンの廃棄がある。破棄予定があつていろいろな理由づけがあるようですけども、本町におけるワクチンの廃棄予定ということで伺いたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） ワクチンの廃棄、廃棄予定についてお答えいたします。

本町につきましては、ファイザー社製ワクチン、モデルナ社製ワクチン共に廃棄したワクチンはございません。また使用期限が過ぎることによる廃棄予定もないところです。小児用のファイザー社製ワクチンにつきましても、廃棄、廃棄予定はありません。

ワクチンは健康管理センターで管理しておりますが、6月2日現在ファイザー社製ワクチン827バイアル4,962回分、モデルナ社製ワクチン145バイアル2,175回分、小児用ファイザー製ワクチン50バイアル500回分があります。このワクチンは、1回目、2回目、3回目の接種の継続分と4回目接種のワクチンとなっております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 今、非常にワクチンの廃棄、廃棄予定もないということですが、逆に足りないようなことがあったわけですかね、それ。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 今までにワクチン不足ということはありません。

現在もワクチンの供給はありますので、必要量を何バイアル、どのワクチンが必要かを供給の依頼をかけて、そのワクチンが定期的に届いておりますので、今のところ不足予定もありませんし、今までも不足だったことはない状況です。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） ということは、ワクチンを何回かに分けて、その注文を出されたわけですね。その数に応じて、人口に応じてそれで注文なされたと思うわけですが、それに対していろいろ受ける人の把握をなされておったとかいうようなことがうまくいったから、こういうようなことが起こらなかったという判断でよろしいわけでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） ワクチンの供給は、国から県にどれくらいのワクチンを供給しますという量が示されております。

県の供給量に関しては、また市町村からの希望量に応じて各市町村への配分量が示されておりますので、町のほうとしましては、集団接種の日程、予約状況、個別接種の予約、接種対象者状況と総合的に踏まえまして、必要量を県のほうに希望を出しております。ワクチンの廃棄は定期的にございますので、県とのやり取りをしながら必要量を確保しているところでございます。

また、使用期限も確認をしております、使用期限が過ぎることで廃棄のワクチンが出ないような配慮もしております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 分かりました。なかなか忙しい中に、的確に数もちゃんと把握されてこのようにできたということは、やっぱりそういう医療従事者もあなたたちもこれにかかわってコロナの中でかかわっていらっしゃる、忙しい中でこうしてできたということは素晴らしいことではないかと思っております。やっぱり改めて、感謝申し上げたいと思います。

最後の問題に行きたいと思えます。

多面的機能支払いということで伺いたいと思えます。これは最初は、農地水環境保全対策事業という名目から始まっております。これは、まず土地改良経由とかいろいろなことに対して、これから始まった組織であります。

最初の組織数、事業実績数、今現在の組織数、最近の事業実績数ということで伺いたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 多面的機能支払交付金の組織の状況、組織数、事業実績数についてお答えいたします。

本町の多面的機能支払交付金、旧農地・水管理支払い交付金の取組は平成19年度よりモデル地区として早馬下、大野、梶山地区の3組織が取組、平成20年度から樺山、蓼池、長田、勝岡地区が取組、7組織で取組を開始しております。

平成20年度の事業実績は、主に幹線水路等の草刈り、土砂上げ、農業施設の補修等で402回の活動を行っております。活動交付金は1,817万3,760円で行いました。現在は7組織に加えて平成27年度に田上、餅原地区、平成30年度に宮村地区が取組を開始しまして、10組織で取組を行っているところでございます。

事業実績は、主に幹線水路等の草刈り等で560回の活動をしております。活動交付金は2,683万2,416円でございます。また大野、宮村、早馬下地区においては長寿命化事業にも取り組み、水路の改修等で658万8,000円の、合わせて3,342万418円でございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） この組織につきましては、各地区でいろいろと地域の中ですばらしい子供から老人クラブ組織まで入っていらっしゃって、公民館とかいろんなところを巻き込んで地域の中でやっていたらいいわけですが、すばらしい事業ではないかと思っております。今は多面的機能支払ということになってはいますが、金額も増えまして事業もものすごく増えて、この7事業をやれるという事はやっぱり町内いろんな全域のところでは草が伸びたりいろんなところが痛んだりするのはすばらしい事業ではないかと思っております。改めてこの組織のすばらしさというのを知った次第でありますけれども。

2番に行きますけど、活動組織の中で以前は一応活動する中で、これは県とか国とかの町の補助事業ですから、その中で以前は県の水土里ネットが来ていろいろ監査を行っていたわけですよ。いろいろ排水だとかパイプラインとか農道とか、役員会とか運営委員会とか、ここ二、三年ぐらいコロナ禍でそういうことができなくなって、書面決議になっているわけですが、今は町内の広域化ということで、広域化協定というのを結んで、その中でいろいろと実績とか確認等に対しまして監査等も行っているわけですよ。

いろいろ大きな事業を行うときには、三社見積りとかいろんなことに対しまして、やってらっ

しゃると思うわけですが、そのようなことについて何か問題になるようなことはないか、この状況について監査状況はどうかというようなことが分かったら、教えていただきたいと思えます。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 三股町広域化協定についてお答えいたします。

多面的機能支払交付金広域化協定には、平成30年度より取り組んでおりまして、三股町の組織の事務手続きを1本化して、事務の簡素化を図っているところでございます。事業の実施状況確認につきましては、年に2回行っておりまして上半期の確認を10月に行い、下半期の確認を4月に行っているところでございます。

広域化協定を行ったことで、各組織の役員報酬、日当や機械借り上げ料等の町内統一化ができましたこともありまして、活動内容に問題になるような活動は見られないところでございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 問題になるような事業はないちゅうことですね。ということは今までの事業はそのまま継続的に行ってもいいということになるわけですね。何の問題もないということですね。そういうことでよろしいわけでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） そうですね、今のところ問題はございませんので続けていってもらいたいと考えております。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 結局、こういった協定ちゅうことでやっぱりこういった協定の農業振興課土地改良経由の方のそういうところで、いろいろ調査的に詳細的に監査とかいろいろ見られて行って、それなりになされているからないということになるわけですが、3番に行きます。

今後のことですが、この事業として農業を支える共有の設備を維持していくため、それぞれ土地改良もですが共同作業に支払われる交付金事業も利用しております。その中で平成30年から令和4年までが5年間という区切りということで、今年が最終年ということで助成事業の予定ということでもあります。

今後、この状況が継続化、それともこれで終わりか、その状況ということはどういう状況であるかということで伺いたいと思えます。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 今後の状況についてお答えいたします。

多面的機能支払交付金は、平成27年度に法律化され、法律に基づく安定的な制度として恒久的な事業となっております。三股町は、広域化として平成30年度に町内10組織を1本化して、三股町広域協定を組織化し、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行い、農地の良好な景観や農業農村の有する多面的機能の保全として、水路、農道の草刈り作業や水路の土砂上げ作業、施設の点検、機能診断を行い、適切な維持管理を図っているところでございます。

令和5年度以降も、更新対象面積を各組織で検討し申請手続きを行えば、引き続き活動を継続されるものと考えております。しかし、国の予算規模については確約できるものではないと申し添えておきます。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） ということは、結局申請をすればできるちゅうわけですね。結局、国からの補助金というのはもらえるかももらえないちゅうことは分からないちゅうことになるわけでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 基本的には、申請手続きを行えば継続実施はできるものと考えております。

ただ、国の予算というのは変動がございますので、その部分については確約するものではないという意味で、そういう意味でお答えさせていただきました。

○副議長（楠原 更三君） 内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） ということは継続をまずしてからのは、結局いろいろ考え方もいろいろ出てくるちゅうような状況でよろしいわけですね。

ぜひこの組織の状況はすばらしい状況でありますから、いろいろな景観事業とかいろいろありますから、結局できるだけそういうふうに継続できるように、そういう話し合いの場をもって皆さんで土地改良の役員さんとかいろいろな方たちと話し合う場をもって、皆さんでそういうふうに全面的にするような形にしてもらえれば、そういう組織の力というのがまた出てくるんじゃないかと思っておりますので、こういうふうにして、またやっていただきたいと思っております。終わりたいと思っております。

○副議長（楠原 更三君） これより3時10分まで休憩します。

午後3時02分休憩

午後3時10分再開

○副議長（楠原 更三君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

なお、上西議員から欠席の届けが出されましたので、許可しております。

発言順位 9 番、堀内義郎議員。

〔7 番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（7 番 堀内 義郎君） 発言順位 9 番、堀内義郎です。

最後になりますけれども、早速、通告しておりましたコロナ禍におけるマスク着用の在り方についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス対策について、厚生労働省は先月にもマスク着用に関する考え方を発表しました。

屋外では、人との距離が確保できない場合でも会話をほとんど行わなければ、着用の必要はないとし、徒歩での通勤など、外で人とすれ違うか、会話がない場合や 2 メートル以上の距離が確認できれば、ランニングなど、離れて行う運動も着用の必要はないとしました。

また、屋内でも人が少ない図書館など、周囲と 2 メートル以上離れ、会話がない状況では着用は必要ないとし、人との距離が確保できない屋内やお年寄りと会うときや、重症化リスクがある人と接する際は着用を求めています。

このように、新型コロナウイルスの感染を防ぐために、マスクの着用は一定の効果はあるものの、熱中症防止の観点から屋外でのマスクの必要がない場合は、マスクを外すことを推奨していますが、マスク着用などの基本的な感染対策は、心がけいただきたいということでもあります。

これらを受け、本県や本町において感染状況は減少傾向に見られるもの、以前、感染者が高止まりの傾向であります。厚生労働省のマスク着用に関する考え方において、屋外で十分な距離があればマスクを外すことを認めておりますが、感染の高止まりや、夏季の熱中症のリスクが生まれ、本町としての対応や周知についてどう取られているかをお伺いいたします。

後の質問は、質問席にて行いますので、よろしく申し上げます。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 新型コロナウイルス感染症のオミクロン株につきましては、令和 4 年 2 月頃に全国的にデルタ株からオミクロン株 B A. 1 系統に置き換わり、その後さらにオミクロン株の B A. 2 に置き換わり、現在の感染の主流系統となっております。

また、飛沫や換気の悪い場所におけるエアロゾルによる感染が多く、子供が感染しやすくなっており、教育、保育施設等での感染に加え、家庭に持ち帰り、家庭内で感染が拡大する事例が見られています。

本町におきましては、令和 2 年 8 月に、最初の感染者が確認された後、令和 4 年 6 月 7 日まで

に1,428人の感染者が確認されています。令和3年12月まで、昨年の末までは109人の感染確認となっておりましたが、令和4年1月以降、今年になってからオミクロン株による感染者が増え始め、現在も1日数人の感染者の確認が続いている状況となっております。

新型コロナウイルス感染症の感染経路は、咳、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等と考えられることから、基本的な感染対策、3つの密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気などが重要でございます。

ご質問のマスクの着用については、町民保健課長が回答いたします。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） マスクの着用についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が、令和4年5月23日に変更されました。基本的な感染症対策としてのマスク着用の位置づけの変更はありませんが、身体的距離の確保や、会話の有無別にマスク着用の考え方を明確化しています。

マスクの着用につきましては、屋内において人との身体的距離、2メートル以上を目安としますが、これが取れない場合、それと人との距離が取れるが会話を行う場合、屋外において人と距離が取れず、会話を行う場合は、マスクの着用を推奨しています。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い人と接する場合には、マスクの着用を推奨しております。なお、屋内において人と身体的距離が取れて会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用の必要はないとしています。

屋外においては、人と身体的距離が確保できる場合、人と距離が取れない場合であっても、会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に、夏場については、熱中症予防の観点からマスクを外すことを推奨しています。また、乳幼児のマスクの着用については、特に2歳未満では推奨されていません。2歳以上の就学前の子供についても人との身体的距離に関わらず、マスク着用を一律には推奨していないところです。

本町におきましても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、対応してまいります。また、町民へも周知を図っていきたいと思っております。現在、町ホームページに掲載しておりますが、今後、広報回覧等でもお知らせしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今の答弁がありましたように、町のホームページでもお知らせしたいということで、新型コロナウイルス感染症対策について6月5日にも町のホームページで更新がされておりました。

それによりますと、4月25日より発令されていた医療緊急警報が医療警報へ移行され、三股

町を含む、その他の圏域では感染急増圏域が継続されたとあります。

マスクの着用についてもいろいろ細かく書いてあるんですけども、先ほど、お話がありましたように、屋外、屋内についての、着用についてのことが書かれております。

で、私が思ったのは、宮崎県で先ほど言いましたけども、感染者減少傾向にあるんですけども、いまだにまだ3桁ということで、高止まりが続いているという現状でありまして、行動要請ですね、特に会食などについては、ひなた認証店、あるいは、ひなた認証店でないお店について人数制限とか、時間とか、そういった細かに行動が制限されているんですけど、マスクについてもまた県独自の対策が取れるのかと思ったんですけども、町民保健課長の答弁にもあったように、基本的には熱中症の危険性も考慮し、対策については、国が示す基本的対処方針に合わせるということで、町としての独自の対策はないということによろしいでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 本町においても、国が示した新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づいて、対応していきますので、国、県、本町、同じように感染症防止対策の基本的対処方針は変わらないんですけども、マスクに関しては、国県に準じて対応していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 先月ですね、町長が土地開発公社の理事会の挨拶で、マスクについてちょっとお話されました。いきなり外すことには、ちょっと勇気がいるのではないだろうかということでちゅうちょしながらの挨拶でありました。

今ですね、特に今、散歩していますと、朝はいいんですけども、夕方はですね、やっぱり散歩してマスクを付けていらっしゃる方が結構いらっしゃいます。で、私もたまにするんですけども、あるいはマスクを外していても向うから付けて来られた方が来られると、若干自分も付けてしまう、そういう状況があるんじゃないかということで、外すことに抵抗があるかと思われませんが、基本的な熱中症の観点から屋外へのマスクの着用の必要性、必要がないということ、マスクを外すということを推奨しているということで、そのときに関連して、次になります、児童生徒ですか、の登下校のマスクについての対応についてお聞きしますけども、以前にもマスクの着用については、質問させていただきました。当時はですね、児童生徒についてほとんど感染症がなくてですね、どちらかと言うと熱中症の心配が強かったんですが、今回は学校とか、保育園とか、そういった幼い子供たちの感染が著しい状況でありました。依然として、年代を問わず、感染が広がってきております。その中で、熱中症のリスクを踏まえ、児童生徒の登下校時のマスク着用の必要性についてお伺いしますけども、対応としてはどうされるのかお聞きいたします。

○副議長（楠原 更三君） 教育長。

○教育長（米丸麻貴生君） 熱中症のリスクを踏まえた児童生徒の登下校時のマスク着用の必要性の対応についてお答えします。

先ほど、町民保健課長がお答えしたとおり、令和4年5月23日に、厚生労働省より新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更が通知されました。その中で特に、夏場においては熱中症予防の観点からマスクが必要ない場面ではマスクを外すことを推奨すると示されました。併せて、文部科学省からも学校教育活動の状況や児童生徒の様子等を踏まえ、臨機応変に対応することが示されたところです。それらの中で、これらの通知を受け、本町でも熱中症への対応を優先させるよう、各小中学校へ通知したところでございます。登校時のみならず、児童生徒自身が暑さで息苦しい場合は、マスクを外すなど、自身の判断で対応できるよう発達段階に応じて指導しているところでございます。

また、本日付で文部科学省から体育の授業、運動部活動中、登下校中は、児童生徒にマスクを外すように指導するという通知がなされるようです。

各地の学校で、熱中症による搬送が相次いでいるということ、また、熱中症は、命に関わる重大な問題というふうに捉えられておりますので、通知を受けた後は積極的に児童生徒に、先ほど述べた場面においてはマスクを外すように、指導するように学校に通知をしたいというふうに考えております。

○副議長（楠原 更三君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 登下校時にはマスクを外すということで、この質問通告する前はですね、登下校時については、マスクについてはちょっと、こういった見解がないということでありましたので、通告させていただきましたけども、今日の新聞にも宮日新聞ですけども、ニュースでもあったんですけども、記事が載っておりました。体育脱マスク徹底とか、部活の熱中症予防へと、その中で新たな通知ということで、熱中症を命に関わる重大な問題と強調ということであります。体育と運動部活、登下校の3つの場面では、特にリスクが高いと指導を指摘し、熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外すよう指導するというので、教育長が答弁あったとおりでございまして、一応、今朝も登校指導とかしていますと、子供たち、生徒児童も含めて、朝、マスクをちゃんとして小まめに感染対策、熱中症である、朝ちょっと涼しいもんですから、心配ないと思うんですけども、下校時がですね、ちょっと今から暑くなって、私としては登校じゃあ、いろいろマスクはちゃんとしてもいいんですけども、下校じゃちょっと、もうそろそろ外してもいいんじゃないかなあということをおっしゃってんですけども、通知ですか、したということで、外すタイミングですね、それをちょっと詳しく話してもらえればいかと……

○副議長（楠原 更三君） 教育長。

○教育長（米丸麻貴生君） 先ほど、お話ししましたが、まだ通知が届いておるのを見ておりませんが、通知のポイントとしましては、体育の授業、運動部活動中、登下校はマスクを外すように指導するというようになっておりますので、届き次第、登下校のマスクを外すように指導したいというふうに思っております。

小学生低学年につきましては、なかなか自分で判断できないところもありますので、外すというふうに指導したいというふうに考えております。

○副議長（楠原 更三君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 基本的に外すということによいかと思います。なぜ質問したかというのですね、全議員で回った見守り隊とか、地域の方がいろいろ登校指導なされるときにですね、どうしても子供たちがマスク、児童生徒がしていると、外すことであってもしているとですね、合わさなきゃいけないということで、その見守り隊とか、その地域の人もきっと熱中症に、気を付けて対応していかなくちゃいけないかと思って質問したんですけども、要望としてですね、今、見守り隊とか、地域の方々の意見交換会、要するに対面式とかですね、このほか二、三年ちょっと、2年かなあ、学校がないもんですから、学校がどういう状況なのか、感染が広がっているのか、あるいはマスクについてどうなのか、ちょっと分からないもんですから、そういうことを地域の方にもうちょっと、今こういう状況ですということを保護者以外にもちょっと教えていただければいいかなあと思っております。よろしくお願いします。

次の質問になりますけども、学校給食についてお伺いします。

今年の春以来、ウクライナ侵攻の資源高や円安の影響を受け、小麦粉や食料油などの食品が筆頭に、ガソリン価格や電気料金など生活に欠かせないものや燃料が相次ぎ値上がりをしております。昨年と比べ、消費者物価が2.1%、家計に負荷と言われておりますけども、今月、新聞にも値上げの累計が1万789品目、うち6,000品目越えが今月末までに値上がりし、七、八月にはさらに3,000品目、9月以降は1,000品目程度の値上がりが決定済みということが書いてありました。これらの影響を受け、相次ぐ原材料や燃料費の高騰に伴い、給食についての対応と値上げについてどう思われるのか、お伺いいたします。

○副議長（楠原 更三君） 教育長。

○教育長（米丸麻貴生君） 相次ぐ原材料や燃料費の高騰に伴い、給食費についての対応と値上げについてどう思われるかというご質問に対してお答えします。

町学校給食会では、今年度、給食費の値上げを行わずに運営を行っているところでございますが、今、お話しされたように、取り扱っている原材料の価格が上がっているため充足率、これは栄養素の目標とする数値、これが不足しないように留意しながら使用食材の変更を余儀なくされて

いるところです。令和3年5月と同じ献立を、令和4年5月の原材料の単価で計算して比較してみたところ、原材料費だけでも月に77万円の増額となっており、給食費の値上げを行わなければ運営できない状況になっております。しかし、原材料や燃料費の高騰が児童生徒保護者の家計に与えている影響を考慮し、今年度については給食費の値上げではないかたちで学校給食を支援する方法を模索する必要があると考えております。

○副議長（楠原 更三君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 相次ぐ原材料とか光熱費の高騰で、月77万円費用がかかっているということで、結局的には値上げしないということでありますので、いろいろな給食会、栄養管理士さんとか、いろいろカロリーは変わらずとも安い、安いというか様々な原材料とかを使いながら、カロリーとかそういったのを考慮しながら、値上げにつながらないように工夫されているんじゃないかということで、ぜひとも値上げしないということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

次になりますけども、ふるさと納税の活用についてですけども、先月、あるラジオを聞いていたところ、隣の市なんですけども、都城市の池田市長がゲストとして出ておりました。お話としてですね、ふるさと納税を給食費に活用したいとのことであり、早速、市の担当課のほうに行ってお話を聞きましたが、その結果、今月の2日、日本教育新聞にも掲載されておりましたということで、ちょっと確認してみました。ちょっと読み上げますと、ロシアにあるウクライナ侵攻などの影響で食材の物価が上昇する中、宮崎県都城市教育委員会は、給食費を値上げしないことを決めた。昨年度に比べ、食用油は3割ほど高騰したが、ふるさと納税や国の補助金で対応する。同市教育委員会は給食費を据え置く期間について、当面の間としてということでありました。これらを受けて、いろんな実在においては、ふるさと納税のですね、救助金についての活用はなせておるんですけども、本町としてそれを考慮しながら、今後の取組についてはどう思われるのか、お伺ひします。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 実際によっては、ふるさと納税の活用がなされておるところもございますが、本町の今後の取組についてどう思われるかというご質問にお答えいたします。

学校給食の値上げについては、教育長が回答したとおり、子育て世帯を直撃するものであり、値上げについては考えていないところでございます。

原材料や燃料費の高騰に対しては、町学校給食会の運営や児童生徒保護者の家計に対する支援としまして、ふるさと納税からの充当ではなくて、コロナ臨時交付金の活用で賄うことを検討しているところでございます。

町としましては、子育て世帯に優しい町ということで、給食費を下げようかと思ひましたけれ

ども、どちらかという臨時交付金を使って、しかし、もう既に納付されていると、一括納付されている所もございますので、非常に会計上と言いますか、お金の出し入れでちょっと難しい面がございますので、今年はこの臨時交付金で値上げの分は賄うということで今、検討を進めているところでございます。これについても、そのほかの経済対策、物価高騰対策、これについて7月に臨時議会をお願いしたいというふうに考えていますので、そのときに提案させていただくというふうに考えています。

○副議長（楠原 更三君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 給食費とか、ほかの物価高に対して、県のほうが臨時交付金ですか、早速の対応ということになったわけでありまして、そのウクライナの侵攻、あるいは円安がいつまで続くかちょっと見通しがつかないわけでありまして。県の助成金も、どこまでちょっと助成できるのか分かりませんので、もしそういったことが、交付金がなくなったとか、そういったことがあれば、少しでもふるさと納税とか、そういった慌てて給食費を値上げできない、値下げまではちょっとあれですけども、値上できないような取決めができればいいかと思えます。要するに、ふるさと納税は、町長が必要と思って認める事業、町長が実施と思って厳選した事業に合わせて本町の活性に取り組みますとありますので、もし、こういった状況が続けば活用は、今後どうなのか……

○副議長（楠原 更三君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回はですね、その臨時交付金の活用を、この物価高そして経済対策に使いなさいという限定的な国からの予算が来ていますので、それを使わせていただくという考えでございます。

今後について、来年度以降、どうなるか分かりませんが、臨時交付金がなくなったら、そうしたらどうするのかということなんですが、やはりこの値上げ対策の部分については、町としてどう対応するのか、その辺りについては今後の物価上昇を含めて推移を見守りたい、そしてまた国のほうとしましてもいろいろとですね、参議院選挙が終わった後に、また何らかの補正予算の話もございまして、いろんな国の推移等見ながら検討していきたいというふうに考えています。

○副議長（楠原 更三君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 給食は、子供たちの唯一の楽しみの時間だと思っておりますので、保護者の家計の負担にもならないようにですね、今後、いろんな国とか県の助成金を活用しながらということでもありますので、きめ細やかに値上げしないようにですね、対策を取っていただければいいかと思えます。よろしく申し上げます。

次になりますけども、過疎対策奨励金制度についてお伺いたします。

宮村小学校区について、令和5年度から対象外の予定ということで、3月の施政方針ですか、

書いてありましたけども、地区住民対しての説明と児童数の現状はどうかお伺いいたします。

○副議長（楠原 更三君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 過疎地域定住促進奨励金の交付対象区について、令和5年度から宮村小学校区を対象外にすることにつきまして、住民への説明を行ったかという質問につきまして回答させていただきます。

本件につきましては、昨年12月定例会の一般会計予算決算常任委員会で報告させていただいたところでございます。その後、1月18日に、宮村地域の4人の自治公民館長に経緯と改正なりを説明し、各支部長を通じて地域の住民の皆さんに周知いただくようお願いしたところでございます。併せて、町内に事務所を構える建築業者に出向き説明を行ったほか、都城宅地建物取引業協同組合、宮村地域内に宅地造成をしている町外建築事業者にも同様の対応をさせていただきました。

宮村小学校区の児童数の現状につきましてですけども、当分の間、全校児童数は、120人を超え、複式学級を設けることはないものと思われまます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 児童数の現状は、120人程度ということでよろしいですね。児童数について、過疎対策協議会から資料をもらったんですけども、平成29年度が124人、令和2年度が126人ということで、少しずつ増えております。1月18日に、自治公民館長さんですか、にお話があったということで、地区の連教長さんとかPTA会長さん、過疎対策に携わった役員さんとかですね、宮村小学校の校長先生にこのことについてお話を伺いました。

結果としては、宮村小学校は複式学級が解消傾向にあり、また、増設する校舎あるいはプレハブの敷地と言うんですか、そういうもの、ちょっとできないというようなことを言われたとあるんですけども、その1月18日の中で、対象外ということについて説明があったということでもありますけども、その中で、次への質問になるんですけども、その将来も見据えて対象にするから将来的にはこういった事は対応をちょっと取りたいなってことはお話はなかったのかということでお伺いしますけども、将来見据えての対応は取られるのかどうかについて、お伺いしたいと思います。

○副議長（楠原 更三君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 本制度の目的の1つがですね、複式学級の解消でございます。つまり、先ほどから申し上げますが、複式学級は現在のところ、解消され、今後もその複式学級見込まれることはないというふうに捉えております。ただですね、これにつきましては、宮村小学校の児童数の状況を見ながら、場合によっては、複式学級が予想されるような事態があるかと

思います。そういったときには、いち早くそういった情報を踏まえまして、またこの制度の復活と言いますか、対象区にするということについては検討させていただきます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 宮村小学校について、校区外を受けているんですけども、校区外については現状のままで受け入れていくということではよろしいのでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 教育長。

○教育長（米丸麻貴生君） 今回の件は、縮小規模特認校の制度だと思えますが、これについては、継続するというところで考えているところでございます。

○副議長（楠原 更三君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） やはりですね、継続するというところで、将来的に人口動向を見てみると2040年ですか、三股町も人口が2万前後、2万切るかもしれないということが出ておりましたけども、特に、また今後、過疎地域、長田、梶山、宮村も全体的に児童数とか人口が減ってくると思うんですけども、もしまた、宮村地域が児童数が減ってくる状況が続きましたら、見えてきましたらですね、また対処があったらしてもらいたいと思います。で、先ほどもいろいろお話聞いたんですけども、いきなり対象ということになるとやっぱり戸惑いがあるかなと思いますので、これについてもちょっと細やかに過疎対策についても、また対応していただければいいかと思って質問にさせていただきました。よろしく願いいたします。

最後になりますけども、猫や犬の虐待遺棄について伺いいたします。

前議員からも、野良猫の放置、この事について質問が出ましたけども、看板等を設置して対応していただけたらという回答でございました。

公園や空き地にネットに入れられた数匹の猫が捨てられており、虐待遺棄ではないかという苦情がありましたけども、取り締まりや啓発についての周知徹底ができないかということで伺いいたします。

○副議長（楠原 更三君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 今年5月20日、動物愛護団体の連絡を受け、環境保全係の職員が町の一般廃棄物最終処分場西側の通用道の脇で、ネットに入れられ白骨化した猫の死がいを確認し、対応しました。

以前から、町のホームページでは、本日お配りしました資料にございますように、動物を虐待したり、遺棄することは犯罪ですとの内容により注意喚起をしております。

また、6月15日号の回覧広報により、今回の事件の報告と愛護動物の飼い方等について周知いたします。なお今後は、動物愛護団体等と意見交換を交わすなど、連携して対応していきたい

と思います。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 今回ですね、先ほど答弁ありましたように、高原町のあるNPO法人から空き地に犬か猫かも分からないんですけども、ネットに入れられたネコか犬かも分からないんですけども、捨てられた写真がSNS上で投稿されてあるのというのをお聞きし、ペットの虐待遺棄じゃないかということで書いてありました。

三股町は、住みやすい町なのに、何でこういうことが起きたのかということで、誰が捨てたのかはちょっと定かではないと思っておりますけども、町外の人が捨てたかも分かりませんが、今後、このようなことが起こらないようにですね、今、啓発しているということですけども、SNSとか、悪い情報とか、噂はすぐ広まってしまいます。この件について町長はすぐ対応されたということをお聞きしたんですけども、対応されたんでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この記事につきましては、ちょうど町村会の理事会がございまして、そのときに高原町の町長からですね、ネット上にこういうのがありますよというようなお話がありまして、それだったらもう、すぐ拡散しますので、即対応しなくちゃなんということ、直接本人さんとメールでやりとりしまして、そして町の今回のこの事件と言いますか、取扱い方について、謝罪とそれから今後の在り方、それについて、副町長以下、現場と言いますか、高原まで行きまして、いろいろとお話させていただきました。

そういうことで、町のこの誠意ある対応であったということで、向こうも評価していただきまして、一応、もう沈静化したというようなこととございます。要するにやはり、動物愛護団体、非常にやはり厳しいと言いますか、非常に繊細な方が非常に多いものですから、やはりしっかり町としても動物愛護に対する対応の仕方、この辺りはやはりきちっと対応していかなければなあというふうに反省をしたところでございます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 先ほども言いましたように、SNS上では、駆けつけることできないですね、いつ、どこまで拡散してしまうか、対応させているというんですね、今、感謝していますけども、あとですね、こういった啓発から何とか、啓発しているとありますけども、見回りとか、こういったことがないように、取り締まりとか、そういったことはちょっと考えているのかどうかお聞かせください。

○副議長（楠原 更三君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 環境水道課の環境保全係は、こういった猫の遺棄にとどまらず、ごみの投げ捨てにも苦慮しているところですが、ごみの投げ捨て、またこの猫の遺棄につきましては、どこで起こるかちょっと想像がつかないために、取り締まる場所や、または防犯カメラの設置等についても範囲が広すぎるために、今のところ考えておりません。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） できればごみの不法投棄とかそういったことを見回るときに、ついでにこういった猫とかそういった取り締まりがやっていたらいいかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。要するに、町長が役場に幸福度住み心地何位と掲げておりますようにですね、先ほどのこういった犬や猫の虐待とか、そういったほんとですね、イメージダウンになってしまいますので、すぐ対応されたということでもありますので、今後こういった住み心地よい町が続くように、三股町はいい町ですねと言われるようにですね、意識が高まって、順位も向上していくように努めていただければいいかと思ひますので、よろしくお願ひしながら、今回の質問に代えさせていただきます。

○副議長（楠原 更三君） 以上をもちまして、一般質問は終了します。

----- . ----- . -----

○副議長（楠原 更三君） 本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時49分散会

議事日程(第5号)

令和4年6月13日 午前9時55分開議

- 日程第1 総括質疑
日程第2 常任委員会付託
日程第3 質疑(議案第46号及び第47号の2議案)
日程第4 討論・採決(議案第46号及び第47号の2議案)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 総括質疑
日程第2 常任委員会付託
日程第3 質疑(議案第46号及び第47号の2議案)
日程第4 討論・採決(議案第46号及び第47号の2議案)
-

出席議員(11名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
5番 福田 新一君	6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君	8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君	10番 上西 祐子君
12番 山中 則夫君	

欠席議員(1名)

11番 重久 邦仁君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君 書記 馬場 勝裕君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	井上 政和君	環境水道課長	木下 勝広君
ふるさと納税推進室	細田 高広君	教育課長	福永 朋宏君
会計課長	島田 美和君		

午前9時55分開議

○副議長（楠原 更三君） おはようございます。時間前ではございますが、全員おそろいですので、始めたいと思います。

おはようございます。ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 総括質疑

○副議長（楠原 更三君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会に提案された議案のうち、全体審議にて措置する議案第44号から第47号以外の案件に対しての質疑であります。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。

また、くれぐれも議題以外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意願います。

なお、質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、常任委員会の場で行ってください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○副議長（楠原 更三君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、本日配付しました常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、各議案は、付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお祈いします。

日程第3. 質疑（議案第46号及び第47号の2議案）

○副議長（楠原 更三君） 日程第3、質疑を行います。

議案第46号及び第47号の2議案を一括して行います。

ここで、米丸教育長の退席を求めます。

〔教育長 米丸 麻貴生君 退場〕

○副議長（楠原 更三君） 質疑の回数は、全体審議では5回までとなっています。質疑はありますか。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） この全体質疑の分ですよ。

○副議長（楠原 更三君） はい。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 教育委員会の任命について、ちょっと質問をいたします。

これ、3月にやったわけですよ。今回、人間という話じゃなくて、制度的に、そのときに全てをやるということではできなかったのかな。要するにどういうことかちゅうたら、例えば、辞表を取りまとめて、3月で行う。そうすると、今回この時点はなり得なかったんだらう。でないと、また3月までというふうな形になってしまうと、残任期間で、ここからまた4年ですか。そのときに、何かそういう議論はなかったのかな。何か、感覚的に変な感じが、3月して、6月してとなっているので、その議論の、私は、あれから、そのまま、認識不足で申し訳ないんですが、そのまま3年というふうには思っていたので、その議論の経過にちょっとお聞きをしたいと思えます。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 教育委員長の件という形で。

○副議長（楠原 更三君） はい。

○総務課長（白尾 知之君） その件に関し（発言する者あり）、まずは、教育委員長についてで

ございますけども、教育委員長につきましては、残任、教育長ですね、教育長につきましては、任期が、どうしても3月をかけなければいけない任期でありまして、その際に、また今回のような形で、6月20日ですか、が、任期の期間になっているんですけれども、その件に関して4月から約2か月ぐらいと。この件に関して議論についてはしておりません。そこまで配慮してなかったというか、今、指宿議員が言われたように、4月で、6月の20日ということでありまして、その3月の定例議会で、その辺も含めて、すべきであったのかもしれませんがけれども、それについては議論はしていないところでございます。（発言する者あり）はい。

教育長につきましては、3年ですか、3年の任期ですね。これにつきましては、法律上、決まっております、残任期間、6月20日というのはもう決まっておりますので、その残任期間を請け負うというような形で、その3月の定例議会時の、同時には、議論するという事は一切考えておりませんでした。こういう形でよろしいでしょうか。

○副議長（楠原 更三君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ちょっと認識が悪いのか分かんけど、要するに、例えば、議員に例えると、議員が1人欠が出たからちゅうことであれば、残任期間分かりますよね。だけど、町長が教育長を任命して、その人が辞めたら、その人の残任期間ちゅうのがよう分かんたんですよ。何で3年間にならなかったんだろうか。もしくは6月から決まっていれば、日本全国どこの自治体も6月で切り替わっているのかどうかですね。常にそういうことになっているのかというのが、認識が少し分からないので、教えてください。

○副議長（楠原 更三君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） まず、戦後に、教育委員会制度が導入されたときに遡るんですけども、これ、ちょっと、私の記憶ですので、不正確な部分があるかもしれませんが、教育行政が滞ることがないように、当初の任命の際に、わざと、故意に、委員の任期をずらして任命したという経緯がございます。そうすると、一斉に変える、決まらない、教育委員会は、独立した行政機関でございますので、その教育行政が進まない、決められないということがないように、そうなっております。ですから、現行の委員さんも、それぞれ任期のおしまいというのが違っております。また、残任期間というのも、これ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というもので、途中で変わる場合は、後任者は、その残任期間を務めるという法律上の規定がございますので、そのようになったところです。

確かに、もう任期が分かっていたら、早めに議会にお諮りして、より安定的にとというのはあるかもしれませんが、今回教育長の件は、そういった余裕がなかったということで、今回は3月に出して、今回は、また残任期間が来ていることによる任命の議案を出したということでございます。いろいろとお考えがあるかと思いますが、そういった法律上の規定等もございますので、ご

理解いただきますようお願いいたします。

○副議長（楠原 更三君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 頭が悪いんですみませんね。今までの教育委員会制度って昔は、互選で教育長を決めてきたよね。だから、何で、こうなんだっていうふうに言われるのは分かります。だけど、何年か前から、町長が任命するとなってますよね。ですよね。たら、残任期間っておかしくないかなと思ったんですよ。町長が任命するんだから、昔のようにですよ、戦後の話、戦後はそうですよ。教育委員を選んで、教育委員の中から互選で教育長が決まっていたんですね。それは分かります。それなら。だけど、町長が任命するんなら、3年なら3年、分かるような気がするんですけど、何か、腑に落ちんなと思ったところでした。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

日程第4. 討論・採決（議案第46号及び第47号の2議案）

○副議長（楠原 更三君） 日程第4、討論、採決を行います。

議案第46号「教育委員会教育委員の任命について」を議題として、討論、採決を行います。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第46号は原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案に同意することに決しました。

議案第47号「教育委員会教育長の任命について」を議題として、討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第47号は原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案に同意することに決しました。

米丸教育長の入場を許可します。

〔教育長 米丸 麻貴生君 入場〕

○副議長（楠原 更三君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時07分休憩

〔全員協議会〕

午前10時08分再開

○副議長（楠原 更三君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○副議長（楠原 更三君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時08分散会

議事日程(第6号)

令和4年6月20日 午前9時54分開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第38号から第43号までの6議案)
- 日程第3 討論・採決(議案第38号から第43号までの6議案)
- 日程第4 質疑(議案第44号及び第45号の2議案)
- 日程第5 討論・採決(議案第44号及び第45号の2議案)
- 日程第6 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
- 日程第7 閉会中における議会運営委員会の活動について
- 日程第8 閉会中における議会正常化調査特別委員会の活動について
- 日程第9 議会正常化調査特別委員会の経過報告について
- 日程第10 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 質疑(議案第38号から第43号までの6議案)
- 日程第3 討論・採決(議案第38号から第43号までの6議案)
- 日程第4 質疑(議案第44号及び第45号の2議案)
- 日程第5 討論・採決(議案第44号及び第45号の2議案)
- 日程第6 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
- 日程第7 閉会中における議会運営委員会の活動について
- 日程第8 閉会中における議会正常化調査特別委員会の活動について
- 日程第9 議会正常化調査特別委員会の経過報告について
- 日程第10 議員派遣について

出席議員(11名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 田中 光子君 | 2番 堀内 和義君 |
| 3番 新坂 哲雄君 | 4番 楠原 更三君 |

5番 福田 新一君
6番 池邊 美紀君
7番 堀内 義郎君
8番 内村 立吉君
9番 指宿 秋廣君
10番 上西 祐子君
12番 山中 則夫君

欠席議員（1名）

11番 重久 邦仁君

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君
書記 馬場 勝裕君
書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	井上 政和君	環境水道課長	木下 勝広君
ふるさと納税推進室	細田 高広君	教育課長	福永 朋宏君
会計課長	島田 美和君		

午前9時54分開議

○副議長（楠原 更三君） 時間前ではございますが、全員おそろいですので始めてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 常任委員長報告

○副議長（楠原 更三君） 日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○総務産業常任委員長（指宿 秋廣君） おはようございます。それでは、総務産業常任委員会の審査結果を三股町議会会議規則第76条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第43号「令和4年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」です。

本案は、歳入歳出それぞれ80万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,902万6,000円としようとするものです。

補正の内容は、新規加入者が予定されている場所まで10メートルの管路延長と、それに伴う公共ますを増設しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○副議長（楠原 更三君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 堀内 和義君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（堀内 和義君） おはようございます。文教厚生常任委員会の審査結果を会議規則第76条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案39号、41号、42号の3件です。以下、案件ごとに報告いたします。

まず、議案第39号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」であります。

本案は、町立図書館の資料複写手数料について、県内公共図書館の状況に合わせ改正を行うものです。

また、庁舎玄関ロビーに設置したマルチコピー機のコピー機能使用料についても、利用者の便宜を図るため、コンビニエンスストアと同等の価格まで引き下げるための条例改正を行うものです。

審査の過程において、県内公共図書館の複写サービス手数料等を提示いただき、参考になりました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号「令和4年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額29億9,684万3,000円に歳入歳出それぞれ169万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億9,853万4,000円とするものです。

歳入については、県補助金及び一般会計繰入金を増額するもので、歳出については、4月の人

事異動に伴う人件費及び保険給付費を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号「令和4年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額22億6,897万5,000円に歳入歳出それぞれ259万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億7,157万3,000円とするものです。

歳入の主なものは、一般会計繰入金及び繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、4月の人事異動に伴う人件費の増減額補正及び支払基金過年度分返戻金を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○副議長（楠原 更三君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 内村 立吉君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（内村 立吉君） おはようございます。一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された議案は、議案第38号「専決処分にした事件の報告及び承認について（令和4年度三股町一般会計補正予算（第1号）」、議案第40号「令和4年度三股町一般会計補正予算（第2号）」の計2議案であります。以下、議案ごとに説明させていただきます。

議案第38号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和4年度三股町一般会計補正予算（第1号）」。

本案は、予算の総額113億4,000万円に歳入歳出それぞれ5,321万円を追加し、予算の総額を113億9,321万円とするものであります。

歳入につきましては、臨時特別給付金（住民税非課税世帯等）事業費補助金3,000万円、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金1,980万円などを増額補正するものであります。

歳出につきましては、臨時特別給付金（住民税非課税世帯等）3,000万円、子育て世帯生活支援特別給付金1,980万円などを増額補正するものであります。

審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第40号「令和4年度三股町一般会計補正予算（第2号）」。

本案は、予算の総額113億9,321万円に歳入歳出それぞれ9,921万4,000円を追加し、予算の総額を114億9,242万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金2,191万5,000円、ふるさと未来基金繰入金2,160万7,000円などを増減額するものであり、繰越金は前年度決算見込みに伴う剰余金の一部8,181万円を増額補正するものであります。

歳出につきましては、町長及び町議会議員選挙費 1,099万7,000円、臨時特別給付金（住民税非課税世帯等）事業費補助金返還金 5,280万円などを増額補正するものであり、三股駅バリアフリー化事業費負担金 2,233万3,000円を減額補正するものであります。

また、債務負担行為補正については、三股中学校プレハブ校舎整備事業を追加するものであります。

審査の経過、報告の中で、庁舎敷地内における違法建築物取壊しの件の説明がありました。なぜこのようになったのか原因を究明し、二度とないようにしてもらいたいとの意見を申し添えます。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

日程第 2. 質疑（議案第 38 号から第 43 号までの 6 議案）

○副議長（楠原 更三君） 日程第 2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は会議規則により 1 議題につき 1 人 3 回以内となっております。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

日程第 3. 討論・採決（議案第 38 号から第 43 号までの 6 議案）

○副議長（楠原 更三君） 日程第 3、討論・採決を行います。

議案第 38 号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和 4 年度三股町一般会計補正予算（第 1 号））」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 38 号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり承認されました。

議案第39号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第39号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号「令和4年度三股町一般会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第40号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号「令和4年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第41号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号「令和4年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第42号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号「令和4年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第43号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 質疑（議案第44号及び第45号の2議案）

○副議長（楠原 更三君） 日程第4、質疑を行います。

議案第44号及び第45号の2議案を一括して議題とします。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。なお、質疑は会議規則により、全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力方よろしく申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

日程第5. 討論・採決（議案第44号及び第45号の2議案）

○副議長（楠原 更三君） 日程第5、討論・採決を行います。

議案第44号「財産の取得について（防災行政無線更新機器購入）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第44号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第45号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり同意され

ました。

日程第6. 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

○副議長（楠原 更三君） 日程第6、閉会中における広報編集常任委員会の活動についてを議題とします。

広報編集常任委員長から、会議規則第74条の規定に基づき、閉会中における広報等の編集活動の申出があります。

お諮りします。広報編集常任委員長から申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） ご異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めることに決定いたしました。

日程第7. 閉会中における議会運営委員会の活動について

○副議長（楠原 更三君） 日程第7、閉会中における議会運営委員会の活動についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定に基づき、議会の会期日程等の運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中における審査及び継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中における審査及び継続調査を認めたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査及び継続調査を認めることに決定いたしました。

日程第8. 閉会中における議会正常化調査特別委員会の活動について

○副議長（楠原 更三君） 日程第8、閉会中における議会正常化調査特別委員会の活動についてを議題とします。

議会正常化調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、本特別委員会が所管する調査等について、閉会中の活動の申出があります。

お諮りします。議会正常化調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中に本特別委員会が所管する調査等の活動をすることについて、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） ご異議なしと認めます。よって、議会正常化調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中に本特別委員会が所管する調査等の活動をすることに決定しました。

日程第9. 議会正常化調査特別委員会の経過報告について

○副議長（楠原 更三君） 日程第9、議会正常化調査特別委員会の経過報告を議題とします。議会正常化調査特別委員長。

〔議会正常化調査特別委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○議会正常化調査特別委員長（指宿 秋廣君） 議会正常化調査特別委員会から、第5回目の経過報告をいたします。

令和4年3月の第4回特別委員会報告後の協議事項など、主なものを報告いたします。

3月22日の定例議会最終日に、動議として、町長選挙と町議会選挙を同時に行うために、自主解散に向けて特別決議を特別委員会全員の連署で提出し、全会一致で可決成立して、新たに町議会議員に立候補しようと考えている方に不利にならないような配慮をしたところです。

令和4年3月22日の3月定例議会終了後に、第18回特別委員会を開催いたしました。三股町議会における会議の音声及び映像の取扱いに関する規定の制定についてなどを協議いたしました。

令和4年4月13日、第19回特別委員会を開催いたしました。自主解散に向けての臨時議会の町長への議会開催要請について及び議長が勝手に移動した状差しについて及び前回の三股町議会における会議の音声及び映像の取扱いに関する規定の制定についてなどを協議いたしました。

5月19日に、第20回特別委員会を開催いたしました。町長選挙と町議会選挙を同時に執行することで問題が生じる議会が自主解散する前に、選挙管理委員会が、立候補の事前説明会の開催を委員会の委員全員の自署による要請書を提出しました。

また、4月21日付で、議長に状差しの委員会委員全員の記名による要求書は、議会運営委員会の協議もなしに突然開催した全員協議会は、議長の一方向的な運営で、何を協議したかも分からないまま閉会し、文書による回答もなく、また大変重要なことは、全員協議会での録音を重久議長は許可をせず、自分で行った特別委員会の録音の抜取りの重大さを認識していたことを露呈しました。

令和4年6月、第4回定例議会後に、3月議会に継続審議になっていました音声データの不正持ち出しに関連し、5月10日の全員協議会の音声を録音してほしいとの申出を拒否したことを主な理由とした重久議長への懲罰動議を提案しました。懲罰特別委員会の審査の結果、3月定例議会に続き、6月定例議会も出席停止することになり、本会議も、全会一致で懲罰特別委員会の報告のとおり可決されました。

6月13日、第21回特別委員会を開催しました。自主解散を理由とした臨時議会の要請の日を8月12日付として、町長宛てに申出書に特別委員会11名全員の連署を行いました。

以上で、議会正常化調査特別委員会の報告を終わりますが、これまでの特別委員会への議員全員の積極的なご協力、また提案、前向きな発言に感謝申し上げ、報告を終わります。

この間の署名や採決など、全てにおいて全会一致で進行できました。重久議長を除く議員全員に重ねて感謝を申し上げます。

以上で、第5回目の特別委員会の報告を終わります。

日程第10. 議員派遣について

○副議長（楠原 更三君） 日程第10、議員派遣についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮ります。お配りしております議員派遣資料のとおり、大会や研修にそれぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については資料配布のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。（発言する者あり）

訂正します。副議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は、副議長に委任することに決定しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、3月定例会以降の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時23分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時27分再開

○副議長（楠原 更三君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○副議長（楠原 更三君） 以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって令和4年第4回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前10時27分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 重久 邦仁

副 議 長 楠原 更三

仮 議 長 福田 新一

署名議員 堀内 和義

署名議員 福田 新一

三股町告示第55号

令和4年第5回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年7月8日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和4年7月15日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 光子君

堀内 和義君

新坂 哲雄君

楠原 更三君

池邊 美紀君

堀内 義郎君

内村 立吉君

指宿 秋廣君

上西 祐子君

重久 邦仁君

山中 則夫君

○応招しなかった議員

令和4年 第5回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和4年7月15日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和4年7月15日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第48号及び第49号一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第48号及び第49号一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

出席議員(11名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
6番 池邊 美紀君	7番 堀内 義郎君
8番 内村 立吉君	9番 指宿 秋廣君
10番 上西 祐子君	11番 重久 邦仁君
12番 山中 則夫君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	石崎 敬三君
教育長	-----	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長	-----	白尾 知之君
企画商工課長	-----	山田 正人君	税務財政課長	-----	黒木 孝幸君
町民保健課長	-----	齊藤 美和君	福祉課長	-----	渡具知 実君
高齢者支援課長	-----	下沖 祐二君	農業振興課長	-----	上原 雅彦君
都市整備課長	-----	井上 政和君	環境水道課長	-----	木下 勝広君
ふるさと納税推進室	-----	細田 高広君	教育課長	-----	福永 朋宏君
会計課長	-----	島田 美和君			

午前10時00分開会

○議長（重久 邦仁君） ただいまから、令和4年第5回三股町議会臨時会を開会いたします。

初めに、閉会中に辞職を許可しました議員の報告をいたします。

令和4年6月30日付で、福田新一議員から、同日をもって辞職する旨の辞職願が提出され、地方自治法第126条及び三股町議会会議規則第98条の規定に基づき、議長において、令和4年6月30日をもって、三股町議会議員の辞職を許可しました。よって、現在の議員数は11名となります。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、新坂議員、6番、池邊議員の2人を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

議会運営委員長より報告をお願いします。

池邊議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告申し上げます。

去る7月8日に委員会を開催し、本日招集されました令和4年第5回三股町議会臨時会の会期日程等について、協議をいたしました。

今期、臨時会に提案されます議案は、令和4年度の補正予算2件であります。提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本臨時会の会期は、本日1日限りとし、提案される2議案については、委員会への付託を省略し、全体審議で措置することに決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間とし、今回提案される2議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決しました。

日程第3. 議案第48号及び第49号一括上程

○議長（重久 邦仁君） 日程第3、議案第48号及び第49号を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。令和4年第5回三股町議会臨時会に上程いたしました議案について、その提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第48号「令和4年度三股町一般会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策及びコロナ禍における原油価格・物価高騰などに対応するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業等について、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額114億9,242万4,000円に歳入歳出それぞれ1億9,451万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億8,693万9,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、公衆無線LAN環境整備支援事業補助金228万3,000円を減額補正し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億8,339万5,000円を増額補正するものであります。

県支出金は、保育所等給食緊急支援事業補助金542万9,000円、県産農畜水産物学校給食提供推進事業補助金492万8,000円、みやぎき応援消費拡大支援事業補助金304万6,000円を増額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

民生費は、保育所等給食緊急支援事業補助金528万円、児童館空調機器購入1,695万円、子育て世帯支援金2,750万円などを増額補正するものであります。

衛生費は、生活者等支援水道基本料金減免事業補助金3,711万5,000円を増額補正するものであります。

農業費は、三股町原油価格・物価高騰農業者支援金1,250万円などを増額補正するものであります。

商工費は、原油価格・物価高騰中小企業者支援金6,400万円、町商工会イベント等補助金205万円などを増額補正するものであります。

教育費は、小中学校のCO₂モニター購入合わせて460万2,000円、学校給食会運営委託料528万7,000円、県産農畜水産物学校給食提供推進事業費原材料492万8,000円などを増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、議案第49号「令和4年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額29億9,853万4,000円に歳入歳出それぞれ111万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,964万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正するものであります。歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少したことにより、国民健康保険税の支払いが困難になった被保険者の保険税の減免を行うため、予備費を増額補正するものであります。

以上、2議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（重久 邦仁君） ここで、補足説明があれば許します。

企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） それでは、企画商工課から本臨時会に計上いたしました新型コロナウイルス感染症対策及び原油価格・物価高騰対策に関わる事業の概要について説明いたします。

既に議員の皆様には、このカラー刷りのやつと、もう一つ、両面刷り 2 枚になります事業一覧というのがお配りされていますので、こちらを御覧いただきたいと思います。

まず、原油価格・物価高騰対策関連でございますが、大きく 2 つに分かれます。

まず、生活支援に関する事業、そして、事業支援に関する事業ということでございまして、こちらにつきましては、5 事業、5 つの事業で、合わせまして 1 億 5,014 万 2,000 円を計上いたしております。

それでは、説明させていただきます。

まず、生活者支援に関する事業でございますけれども、生活者等支援水道基本料金減免事業についてでございます。こちらについては、別紙資料ナンバー 4 でございます。計上額といたしましては、3,711 万 5,000 円でございますが、内容についてですが、給水契約をしている生活者、事業所の 4 か月分の水道基本料金を減免いたします。

なお、公共施設については除くということで、令和 4 年 10 月、こちらは 9 月の検針分から 12 月分、11 月検針分までを予定しております。

続きまして、子育て世帯支援事業についてでございますが、こちらはナンバー 2 でございます。計上金額 3,096 万 8,000 円でございますが、こちらは、令和 4 年 7 月 1 日までに出生した児童から高校生相当年齢の児童ということで、18 歳までの児童を対象にいたしまして、1 人につき 5,000 円を給付いたします。

続きまして、学校給食費支援事業でございますが、こちらはナンバー 18 でございます。528 万 7,000 円計上いたしております。内容につきましては、食材費が高騰する中、保護者の負担を増やすことなく、質を維持した学校給食を実施するということで、令和 4 年 9 月から令和 5 年 3 月までの食材費高騰分を補助いたします。

続きまして、事業者支援に関する事業についてですけれども、まず中小企業者への支援ということで、ナンバー 8 でございます。6,400 万円を計上いたしております。内容につきましては、原油価格・物価高騰の影響を受けている中小企業者、事業収入といたしまして、120 万円以上に対して支援金を給付いたすもので、個人事業者 426 事業者、法人 417 事業所ということで、10 万円を交付するものでございます。

なお、個人事業者については、426 事業者、法人につきましては、417 事業所を予定しております。この件数でございますが、経済センサス等の数値を基に出しております。

続きまして、農業者への支援、農業者支援事業についてですが、ナンバー5に記載されております。金額が1,277万2,000円でございますが、こちらも原油価格・物価高騰の影響を受けている農業経営者、農業収入として、120万円以上の事業者に対して支援金を給付いたします。個人5万円、法人10万円で、個人については220事業者、そして法人については、15事業所を予定しております。こちらについても、経済センサス等の数値を基に出しております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策につきましてですが、14事業合わせまして3,898万1,000円を計上いたしております。主なものといたしましては感染症対策に関する事業といたしまして、児童館等空調整備事業ということで、まず、町内7か所の児童館。こちらについては、ナンバー3を見てください。1,695万円を計上いたしております。

続きまして、西小学校の職員会議室ナンバー12でございますが、87万1,000円を計上いたしております。

続きまして、町研修センター。こちらは、農協のスタンド、三股の農協のスタンドの東側にあります研修センターでございますが、ナンバー15を見てください。179万9,000円を計上いたしております。

続きまして、給食センターの会議室、ナンバー19でございますが、172万3,000円を計上いたしているところでございます。

これらの施設につきましては、空間除菌機能を備えた空調設備を整備するものでございます。合わせまして、2,134万3,000円を計上いたしているところでございます。

続きまして、文化会館・図書館空間除菌装置整備事業でございますが、こちらはナンバー16、ナンバー17でございます。合わせまして、105万4,000円でございます。こちらは、町の文化会館の会議室、楽屋、練習室及び図書館内の多目的室に空間除菌装置を整備して、新型コロナウイルス感染予防対策を行うものでございます。

続きまして、その他の感染予防対策事業についてですが、こちらは3ページをお開きいただきたいと思っております。こちらのナンバー9から14の中で、ナンバー12を除く事業でございますが、合わせまして、919万7,000円を計上いたしているところでございます。こちらにつきましては、小中学校各行事分散視聴用大型液晶ディスプレイ設置事業、及び小中学校CO₂モニター設置事業などを予定しているものでございます。CO₂、こちら二酸化炭素を測定する装置でございますが、133台を予定しております。

続きまして、ウイズコロナ下での地域経済活性化事業でございますが、2事業を予定しております。

まず、町商工会イベント補助事業でございますが、ナンバー6を見てください。こちらについ

ては、205万円を計上しているところでございます。こちらは、新型コロナ等の影響を受けている町内商工業者の収益向上と地域経済の活性化を図るために、商工会が実施するイベント等に対して補助を行うものでございます。こちらは、商工会の青年部がやっています焼肉フェスティバルを想定しております。

続きまして、町内飲食店周遊スタンプラリー事業でございますが、ナンバー7を見てください。422万7,000円を計上いたしているところでございます。こちらは、昨年度作成いたしました町内の飲食店を掲載したマップを活用して、スタンプラリー事業を実施するものでございます。こちらは、一応ですね、5個のスタンプを集めますと応募できるということで、抽選会を行いまして、景品を配布する事業ということでございます。こちらについてですが、まず、このマップを増刷する印刷製本費2万部を予定しておりますけども、こちらの印刷製本費、あと委託料等でございます、合わせて422万7,000円ということでございます。

以上が今回の新型コロナウイルス感染症対策に関わるコロナ禍における原油価格・物価高騰対策及び新型コロナウイルス感染症対策に関連する19事業、合わせまして1億8,912万3,000円の内訳でございます。

以上でございます。

○議長（重久 邦仁君） 次、福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 続いて、福祉課のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、同じく事前に皆さんにお配りした資料です。横長のカラー刷りで、保育所等給食緊急支援事業についてという資料を見ながらご説明させていただきます。

まず、この事業は、さきの6月の県議会で議決された県の補助事業です。それを活用した事業になります。

まず、資料の1行目を御覧ください。この事業の目的になりますけども、コロナ禍における物価高騰等の影響による食材料費の値上げが懸念される中、保育所等において、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食の提供が行えるよう、保育所等へ給食支援として材料費などの物価上昇相当額を補助します。いわゆる保護者に支給するのではなくて、保育所等に支給するということになります。これによって下から2行目になりますけども、給食費の値上げが抑制され、保育所等を利用する子育て世帯の負担軽減につながるということが目的になります。

続いて、同じ資料の真ん中の左側の歳入を御覧ください。

予算書については、8ページ、9ページになります。

県の補助金になります。事業名としては、保育所等給食緊急支援事業補助金542万9,000円になります。これの補助率については、10分の10ということで、市町村の負担はないということになります。

続いて、右側の歳出を御覧ください。

歳出については、予算書の10ページ、11ページにございます。

事業名としては、保育所等給食緊急支援事業補助金、金額が528万円とあります。これは、町内の保育所等15施設に対して補助金として支払います。計算は月ごとに計算して、補助額については、園児1人当たりの単価月300円となっており、これに園児数、これ年間なんですけれども、1万7,598人。これを掛けて、予算としては527万9,400円、切り上がって528万円という予算を計上しております。

事務費については、15万円ほど補助事業として計上できるんですけども、これについては既存の予算に補助事業を充てますので、今回補正額では上がっておりません。ですので、結果として、総事業費は543万円という形で計上させていただきます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 教育課のほうからも関連について説明をさせていただきます。

事前にお配りいたしましたカラー刷りの資料の説明となります。

4月末に要望調査が行われまして、スタートしている事業であります。

県産農畜水産物学校給食提供推進事業費補助金ということであります。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響で外食産業での消費が大幅に落ち込む中、特にその影響が大きい食材を中心に消費喚起を促す観点から、学校給食への無償提供を行いますというものであります。児童生徒1人当たり200グラム以内の県産牛肉が対象となっております。本町では、令和4年10月から令和5年1月まで計4回、食材として提供する計画としております。

歳出面を先に説明をいたします。

学校給食費の原材料費としまして、492万8,000円を計上しております。

これは、学校給食センターが直接、発注、納品を行い、支払いまでします。そして、その実績を町の農業振興課を通じて、県に報告をするという形になっております。

そして、歳入のほうです。

これに基づきまして、県のほうから10分の10の補助率で、県産農畜水産物学校給食提供推進事業費補助金が交付される形となっております。

なお、この事業につきまして、対象の内容としまして、「みやざき地頭鶏（じとっこ）」も今回入っております。ただ、こちらにつきましては、「みやざき地頭鶏（じとっこ）」事業協同組合と県の畜産振興課が直接補助金の支払いの関係ということで、今回の補正予算には入っていないところであります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第4. 質疑

○議長（重久 邦仁君） 日程第4、質疑を行います。

議案第48号及び第49号に対して質疑を行います。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いいたします。なお、質疑は、会議規則により、臨時会では同一議題につき、1人5回以内となっております。ご協力方よろしくをお願いいたします。

それでは、質疑はありますか。

上西議員。

○議員（10番 上西 祐子君） 議案番号48号の長田小学校のシャワーユニット設置事業126万5,000円とあるんですが、これは、ちょっと意味が分からないんです。長田小学校だけなのか、ほかの学校はもう済んでいるのか、そのあたりをちょっと、もうちょっと詳しく説明願います。

○議長（重久 邦仁君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 今回のシャワーユニットの件につきましては、まず、温水のシャワーをつけるというものであります。長田小学校以外の学校には既にその機能がありまして、長田小学校だけがなかったものですから、今回、このコロナという意味も含めまして、感染症対策ということで、計上をさせていただいたところであります。ユニットの形のものを、学校のある一区画に設置するという形で考えております。

○議長（重久 邦仁君） ほかに質疑ありませんか。

指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 議案第48号ですが、2点あります。ページ数は10、11ページの中の衛生費、保健衛生費。水道料金の基本の減免が入っています。水道に上水道の特別会計に多分振り込むだろうと推測するんですけども、これについて関連する、例えば、上水道の補正予算、例えば、減免の条例改正案等々の関連ものはないのでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 水道事業会計の補正予算については、行ってもいいのですが、地方公営企業の予算は、毎年度、年度における業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めるものであること、大まかに定めてあることと、経済的条件に対応して機敏な経営活動を取り入れるよう予算に弾力性が付与されているなどにより、今回は補正はいたしません。

それと、もう一つの条例改正につきましては、交付要綱等は今作成中なんですが、三股町水道

事業給水条例施行規程の第21条第4号に料金の減免ということで、(4)なのですが、「その他、町長が公益上その他特別の理由があると認めたもの」については、料金の減免ができるというふうになっております。

以上です。

○議長(重久 邦仁君) 指宿議員。

○議員(9番 指宿 秋廣君) それは補正で説明するべきですよ。ばしって。料金についての改正を、条例改正をしないのは、こういうことですよ。2点目、要するに緊急性があるとき等々は、当たり前ですよ。企業会計で緊急性があるのを予算措置をせんないかんから執行ができない。そういうことを聞いているのではない。これは緊急性はないですよ。緊急性はないですね。この条例改正について、例えば、水道管が破裂した。予算がない。それでもやる。緊急性ですよ。だけど、これはただの全世帯に対する減免です。全世帯に対する減免。ということであれば、少なくとも、この補正予算に入れるべきではなかったのかな。水道会計、三股町水道会計の特殊性に鑑みて補正予算を組む必要、そんなこと聞いてない。そんなこと分かっている。そういうことではなくて、なぜ、組まなかったのか。緊急性があるならいいんですよ。特別会計ならいいんですよ。そんなことは分かっているんですよ。だけど、緊急性はないものを改めて分かっているものを、水道の会計として入れないという判断をしたこと自体を聞いているんであって、緊急性の話は聞いていません。基本料金を入れる。延岡が一時話が出ていました。減免するなんてら。多分、その流れだろうとは思いますが、であれば、なおのこと、水道も補正予算を組んで、歳入にこれを入れるべきであったのではないのかな。そういうことを、緊急性がないから、もしくは、上水道の上限を決めているから、その間だったら何をしてもいい。それはあまりにもぶっきらぼうで不親切と思います。議員の皆さんは何を思われるか、後からですけども、そこは言うておきます。答弁はあったらしてください。

2点目、立ったついでですから、今度は、その上の段ですが、児童福祉施設費の中の児童館空調機器購入についてお聞きをいたします。

1個当たり計算すると240万ぐらいになる予定ですが、7館ですから、新馬場児童館が入っていません。あそこはもう児童館の機能はなくても、クーラーもついてなかったと思うんですけど、抜かれた理由もしくは必要としなかった理由について教えてほしいと思います。

○議長(重久 邦仁君) 福祉課長。

○福祉課長(渡具知 実君) 今回、空調機を設置する条件として、今現在、児童クラブを運営している児童館、そちらのほうに絞って上げておりますので、そういう形で上げていますので、今回新馬場は、現在児童クラブとして運用しておりませんので、入っていないということになります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） コロナ対策という形で、何にかにもつくような形になっていますけれども、これについては、児童クラブをしているところでないとつけたら駄目というふうになっていたんですか、それとも、三股町がそれを解釈してつけないという形をされたんですか、お聞きをいたします。

○議長（重久 邦仁君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 今回の目的は、児童クラブ運営のコロナ感染の対策ということで、そういう目的で上げておりますので、今回、この児童館に絞ったという形になります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 聞いている意味は、補助要綱が出てきているはずですが。この補助要綱に基づいて、これをつくりましたし、こうなっているはずですが。何もかにもしていいということであれば、抜けているところも入れてほしいという話になるんですけども、その要綱の中に、そういうのがあって、児童クラブでないと駄目ですよというふうになっていたのか。そうでない。三股町が独自にそれを判断されたのかというのを聞いているんです。もし、こういうふうに、児童クラブでないと駄目というのなら、その補助要綱を見せてほしいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 児童クラブではないと駄目ということではないんですけども、今回の目的というか、そういうところは町のほうで判断して、運営している児童館という形で上げさせていただきます。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 人が館やから集まるわけで、名前も児童館とついているんですけども、今は厚生員もいなくて、そうなっているわけですが、そんなに頻繁に集まりがあるわけで、児童館の中に、集落館の意味も兼ねていますので、あそこで集まるわけですけども、そういう形が、例えば、山王原も昔の児童館があります。やっぱり人が集まるように館を残しているという以上は、それも議論してほしかったな。

もしくは、除外したということであれば、事前に説明するときに、こういう理由で除外しましたということがないと不親切ではないのかなというふうに思います。先ほどの上水道と一緒に、少し説明が不親切ではないのかなというふうに思いますが、10分の10の補助で、これがいかに、あれが駄目というふうにして普通の補助金指定ではなくて、コロナだったら相当甘いはずですよ、10分の10でも。全部をする、例えば、これで言うと東原児童館は、町長の予定

で言うとなれば壊す予定ですね。ですよ。町長の予定で言うと、あそこは壊す予定ですよ。あつちに移す予定ですよ。それに、これつけるわけです。新馬場児童館は壊す予定はないはずで。が、つけない。矛盾を感じる。分かっているならば、教えてください。

○議長（重久 邦仁君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいまのご指摘なんですけれども、今、担当課長が話をしたように、まずは多くの児童クラブ。そちらで現在運営しているところを中心に、これも予算の枠内がございいますので、それを優先事項といたしました。そして、今の児童館、放課後児童クラブなんかで利用しているスポットクーラーがございいます。そちらのほうですね、それ以外のところについては、そちらのほうを配置しようかなというふうに考えています。といいますのも、予算があれば、それは全てに設置したいところとございいますけれども、枠内ということで、今回は絞らせていただきました。それとともに、東原児童館もそうですけれども、ほかの蓼池もそうですけれども、結構古い児童館もございいます。いつ、これをまた壊すのか、建て替えるのか、このあたりは、まだ定かではありません。ただし、今回設置したものは、また取り外して使えるというようなこととございいますので、これは有効活用したい。例えば、長田のへき地保育所とございました。そちらのほうでも空調設備はございました。それも十数年じゃないでしょうか。何年か使っておりました。それを三股中学校の和室のほうに移転しまして、それで使わせていただいた。ですから、壊すから、何年か先か分かりませんが、だから、そのまま放置しとけばいいという話ではございしません。やはり、今このような危険な暑さみたいな部分とございいますので、そういう意味合いでは、やっぱり、子供たちに、児童に、快適な環境で、放課後児童クラブを過ごしていただくというのが優先事項だということで、今回は7つの児童館。それと、仲町のほうの研修センターのほうでも児童がやはり集まるということとございしましたので、そちらを優先させていただいたところとございいます。それ以外については、ご指摘もいろいろあるかと思っておりますので、今後予算と、また、これからの臨時交付金を含めて、いろいろと国のほうの施策を見ながら、また県の多くの取組を見ながら、本町としても、また検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（重久 邦仁君） いや、まだ、ある。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 枠内でとありましたけど、それは三股町に総額幾らってきたということなんですか。それで決めた。それを早く最初に言わないと、我々は補助金要綱があって、それに当たるなら全てに出したほうが良いというふうに思うんです。額が幾ら幾らですよ、その中で優先順位した結果、こうでしたというふうに先に教えてもらわないと。例えば、額がこんだけでした。補助が三股町に与えられた金額がというのは説明がなかったもので、私は三股町が率先して削ったというふうに見たんです。そこは、額がこんだけでした。まず、そこから始まって、

そして、こういう形をつけましたよというのを言っていたかないと、我々は交付要綱を見ているわけでもないし、県に聞くわけにもいかんし、ということ、もう少し丁寧に教えてほしい。

ちなみに、そのものについては、これを足したのが、国から来たやつというふうを取っているんですか。ちょっとお答えください。

○議長（重久 邦仁君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 今回、コロナの交付金の本町に枠がされたのは、予算書の8ページ、9ページに上げてあります地方創生臨時交付金が1億8,339万5,000円です。これが総体の枠といいますか、本町に割り当てられた交付金の額になります。

今回、企画課がつくった事業につきましては、今回の7月の臨時補正に上げました事業費についての説明させていただきましたけども、これ以外に、当初予算でテレワークのための事業。例えば、今の補助金のところでいきますと、公衆無線LAN環境整備事業費を充てる予定であった事業、当初予算計上されたものですが、そういうものにも充てた上で、補助金の配分をしております。

ちなみに、全体事業では、コロナ交付金対象事業としては、入札等も見込まれますので、全体としては正確な数字ではないんですけど、2億程度、1,700万円程度の一般財源を一応つけた上で、今回、当初予算から今度の補正までということで、補助金の充当を考えて、計画しているものであります。

以上です。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 要望です。要するに、町が補助事項を見つけて、補助金交付したのと、そうじゃなくて、この範囲内で人口これだからこれですよというふうになったということは、事前に教えていただかないと、論点がすり替わってしまうおそれがあるので、要望として、答弁する必要はありません。要望として申し上げておきます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 質疑ありませんか。

楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 同じく48号ですけども、学校のほうに大型ディスプレイとか、いろいろ配備されているようですが、どうも、このGIGAスクール構想の延長線上にあるように思われるんですけども、コロナ後の有効活用計画というのはあるんでしょうか。

○議長（重久 邦仁君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 今回、大型ディスプレイであったりとか、配信装置などを上げさせていただいております。確かに今議員のご指摘のように、GIGAスクール構想でそろえていったものというのもしっかりございます。ただ、今回、ちょうどコロナが来ましたことによりまして、

たくさん集まる場所というのをなかなか学校でつくりがたくなっている。例えば、入学式であったりとか、卒業式であったりとかありましたので、そういったものを、主となる学年だけを体育館にご集合いただいて、あとは、各教室でとか、そういった部分も出てきております。

これがコロナ後も、また、元の形に変えられるのかどうかというところまでの議論は今しておりませんが、なかなか新しい生活様式という形をすると、そのような各教室で行事を見ての参加という、そういったものは残っていくのではないかとというふうに考えております。

○議長（重久 邦仁君） 楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 分かりました。とにかく宝の持ち腐れにならないように、学校を訪問していたら、ほこりがかぶっていた状態になったとか、そういうことに絶対にならないように、先生方の負担、そして先生方の負担もそう増えないように、有効利用するという計画を今後もしっかりと考えていっていただきたいと思います。要望です。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。

日程第5. 討論・採決

○議長（重久 邦仁君） 日程第5、討論・採決を行います。

議案第48号「令和4年度三股町一般会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決いたします。

議案第48号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

議案第49号「令和4年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第49号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時47分休憩

〔全員協議会〕

午前11時00分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議長（重久 邦仁君） それでは、以上で令和4年第5回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 重久 邦仁

署名議員 新坂 哲雄

署名議員 池邊 美紀